

あづみの

第1次安曇野市総合計画

基本構想 後期基本計画

[平成25年度～平成29年度]



**「北アルプスに育まれ
共に響き合う
田園産業都市
安曇野」**

を目指して



安曇野市長
宮澤 宗弘

平成 17 年 10 月に 5 町村の合併により誕生した安曇野市は、雄大な北アルプスの麓に広がり、清らかな水と緑豊かな自然に育まれたまちです。また、良好な生活環境を維持しながら各産業が調和して発展し、先人たちが築いた豊かな文化・歴史が地域の財産となっております。

本市は、平成 20 年 3 月に総合的な市政運営の基本方針である「第 1 次安曇野市総合計画」を策定し、活力ある地域の創造と魅力あるまちづくりを進めてまいりました。

しかし、総合計画策定後の本市を取り巻く状況は、少子高齢・人口減少社会の到来、東日本大震災などによる地域コミュニティへの関心の高まり、長引く景気の低迷等による産業基盤の弱体化と雇用情勢が悪化しています。

このような社会・経済情勢の急激な変化を受け、多様化する行政課題、地域課題、市民ニーズに対応した責任のある行政運営と経営的視点に立った健全財政運営が求められていることから、将来都市像を「北アルプスに生まれ 共に響き合う 田園産業都市 安曇野」とし、「安曇野市総合計画後期基本計画」を策定いたしました。

今後は、将来都市像の実現に向けて、市民の皆様との連携・協働を図りながら総合的に施策の展開を図ってまいります。重点施策として、異業種間の連携強化を図り地域資源を活用した産業振興による雇用の場の確保や創出、本市の知名度を生かした移住・定住の促進、元気で自立した生活を送ることができる健康長寿のまちづくり、本市の将来を担うたくましく創造性豊かな人材の育成により、活力あふれる豊かで美しい安曇野を次代へ継承してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、長期間にわたりご尽力いただきました総合計画審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、議会及び関係団体の方々に心より感謝を申し上げます。

平成 25 年 3 月

目次

序 論	1
第1章 計画策定の趣旨	3
第1節 計画策定の目的	3
第2節 計画の構成と期間	4
第2章 本市の概況	5
第1節 地理的条件	5
第2節 歴史	6
第3節 人口と世帯	7
1 人口と世帯	
2 年齢別人口	
3 人口異動状況	
第4節 人口の見通し	9
第5節 産業	10
1 農業	
2 工業	
3 商業	
4 観光	
第3章 社会的潮流の動向	12
第1節 少子化・高齢化の進行と人口減少社会の到来	12
第2節 安全・安心への関心の高まり	12
第3節 環境志向の高まり	12
第4節 医療・福祉等、社会保障費の増大	12
第5節 高度情報化社会の進展	13
第6節 経済のグローバル化と雇用情勢の変化	13
第7節 市民参画意識の高まり	13
第8節 地方分権のさらなる進展	13
第4章 まちづくりに対する市民の意向	14
第1節 市民意向調査による市民の意向	14
1 安曇野市への愛着、定住意向について	
2 まちづくりの方向性について	
3 施策の満足度・重要度について	
第2節 市民ワークショップによる市民の意向	17
第3節 中学生ワークショップによる市民の意向	18
1 安曇野市の将来の姿	
2 将来の安曇野市はこんなまちがいい	
第4節 市民のまちづくりへの意向のまとめ	19
1 安曇野市への愛着、定住意向について	
2 まちづくりの方向性について	
3 本市の取り組んでいる施策などについて	
4 市民の本市への期待	
第5章 本市の主要課題	20
第1節 少子高齢・人口減少社会への対応	20
第2節 自然環境の保全・活用	20
第3節 健康長寿への取り組み	20
第4節 教育・文化の充実	20
第5節 安全・安心・快適なまちの形成	21
第6節 産業の振興と雇用機会の創出	21
第7節 市民協働によるまちづくりの推進	21
第8節 行財政基盤の強化	21

基本構想 23

第1章 基本理念 25

第2章 将来都市像 26

第3章 施策の大綱 27

第1節 分野別基本方針 27

- 1 環境に優しいまちの形成
- 2 穏やかに暮らせるまちの形成
- 3 人と文化を育むまちの形成
- 4 安全・安心・快適なまちの形成
- 5 豊かな産業のあるまちの形成

第2節 都市経営方針 30

- 1 協働によるまちづくりの推進
- 2 経営的視点にたった行財政運営の推進

第3節 施策の大綱の体系 31

後期基本計画 33

重点施策 35

第1節 後期基本計画の重点施策 35

- 1 後期基本計画の主要課題
- 2 重点施策
- 3 推進体制

第2節 重点施策の展開 36

- 重点施策 1 活力あふれるまちづくり
重点施策 2 健康長寿のまちづくり
重点施策 3 豊かな人間を育むまちづくり

基本計画の構成 39

基本計画の見方 45

第1章 環境に優しいまちの形成 46

第1節 自然と共生するまち 46

- 1 自然環境の保全
- 2 快適な生活環境の整備

第2節 環境への責任を果たすまち 50

- 1 地球温暖化対策
- 2 循環型社会の構築
- 3 水環境の保全活用

第3節 環境に優しいエネルギーをつくるまち 56

- 1 環境に優しいエネルギーの導入

第2章 穏やかに暮らせるまちの形成 58

第1節 健やかに暮らせるまち 58

- 1 健康づくりの推進
- 2 医療環境の充実

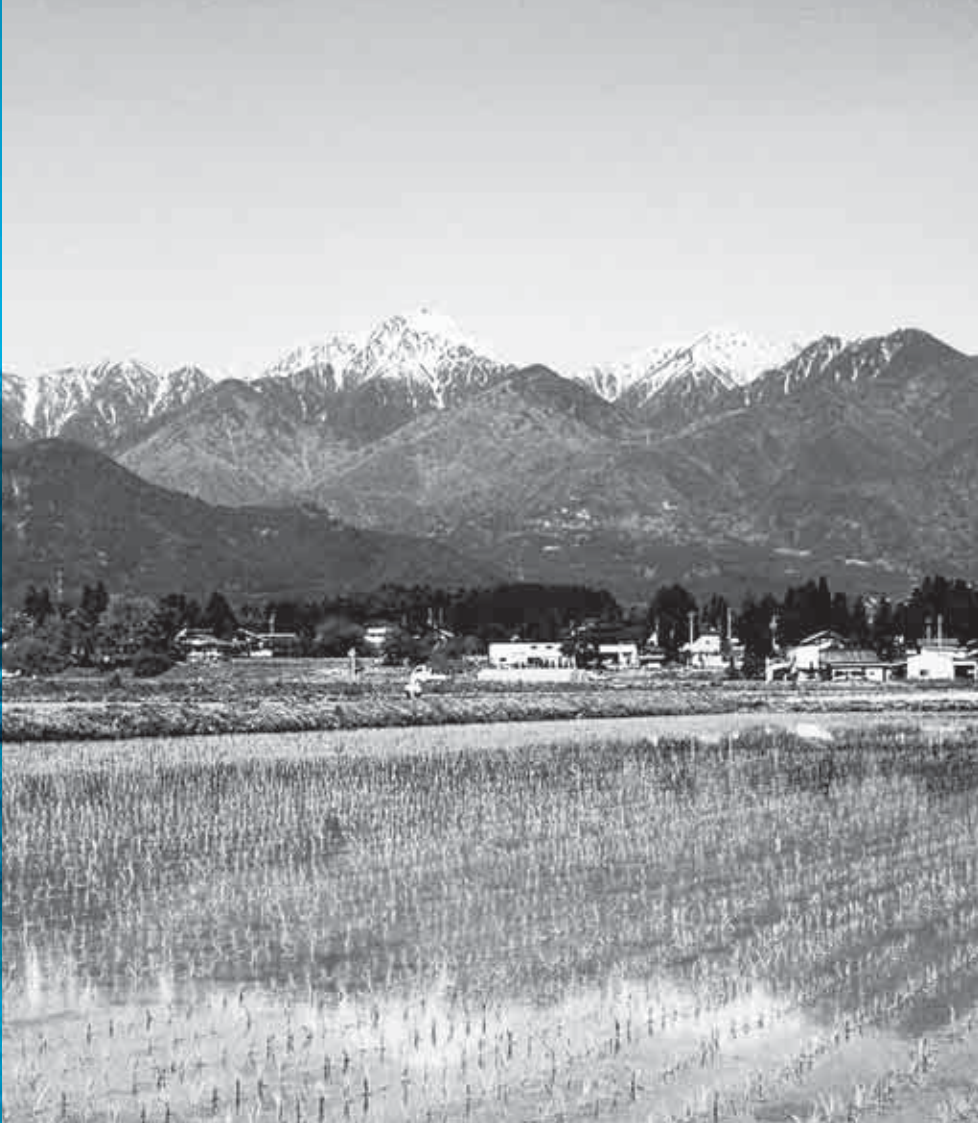
第2節 認め合い支えあえるまち 62

- 1 地域福祉の推進
- 2 障害者福祉の充実
- 3 高齢者福祉と生きがい対策
- 4 高齢者介護サービスの充実

第3節 安心を支えるまち 70

- 1 子育て支援の充実
- 2 社会保障制度の充実
- 3 生活困窮者への支援

第3章 人と文化を育むまちの形成	76
第1節 郷土を担う人を育むまち	76
1 学校教育の充実	
2 青少年の健全育成	
第2節 生涯を通じて学びあうまち	80
1 生涯学習の推進	
2 スポーツ活動の推進	
第3節 文化を学び育むまち	84
1 芸術文化活動の振興	
2 交流活動の推進	
第4章 安全・安心・快適なまちの形成	88
第1節 災害に強いまち	88
1 防災対策の充実	
2 治山・治水事業の促進	
第2節 事件・事故を防ぐまち	92
1 防犯・交通安全の推進	
2 消費者保護の推進	
第3節 風土に根ざした魅力あるまち	96
1 住んでみたいまち・ずっと住み続けたいまちづくり	
2 秩序あるまちづくりの推進	
3 景観の保全・育成	
4 住環境の整備	
第4節 利便性の高いまち	104
1 道路の整備	
2 公共交通の整備	
第5章 豊かな産業のあるまちの形成	108
第1節 次代へつなぐ農林水産業を振興するまち	108
1 農業・農村の振興	
2 林業の振興	
3 水産及び特産の振興	
第2節 活力ある商工観光業を振興するまち	114
1 商業の振興	
2 工業の振興	
3 労働環境の整備	
4 観光の振興	
第3節 安曇野モデル構築に取り組むまち	122
1 地域資源を活用した産業モデルへの取り組み	
第6章 協働によるまちづくりの推進	124
第1節 協働で築かれるまち	124
1 協働のまちづくりの推進	
2 市民参画の推進	
3 男女共同参画の推進	
4 人権の尊重	
第7章 経営的視点にたった行財政運営の推進	132
第1節 経営的視点の行財政運営がなされるまち	132
1 地域情報化の推進	
2 行政改革の推進	
3 開かれた市政の推進	
4 健全な自治体経営の推進	



序論

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の目的

平成17年10月1日、豊科町・穂高町・三郷村・堀金村・明科町の5町村が合併して安曇野市が誕生しました。高度情報化や国際化の進展、地球規模での自然環境への配慮、そして少子高齢化に伴う人口減少社会を迎えることを踏まえ、さまざまな行政課題や多様化する市民ニーズに対応し、独自性、自立性の高い行政経営の視点にたったまちづくりを進めるため、平成20年3月に総合的な市政運営の基本方針として「第1次安曇野市総合計画」を策定しました。

この計画に基づき、市民と行政が協働・連携を深め、恵まれた自然環境の保全と産業機能や生活機能がバランスよく配置された魅力的な都市環境の創造に努め、成長・発展する地域を目指して各種施策の具現化に取り組んできました。

しかし、今般の本市を取り巻く状況は、少子高齢化がさらに進行し、長引く景気の低迷などから依然として厳しい財政状況下で地方分権への動きが加速するなど、社会情勢は大きく変容し、これまで以上に市民に身近な自治体の対応力が求められています。

前期5カ年の基本計画が終了するにあたり、これらの社会経済情勢の変化や前期基本計画の成果などを踏まえ、将来都市像を「北アルプスに生まれ 共に響き合う 田園産業都市 安曇野」とし、総合計画後期基本計画を策定するものです。



市の木
「けやき」



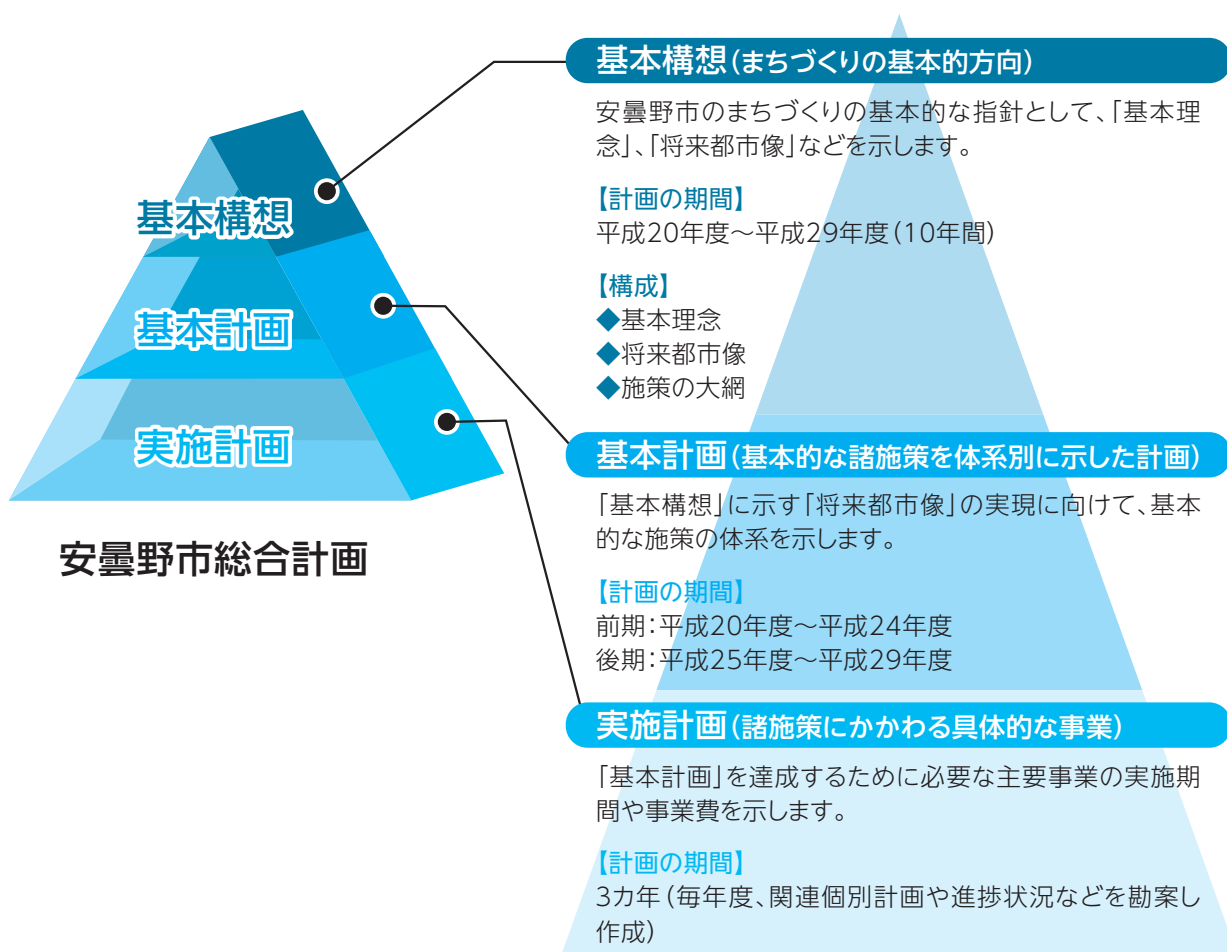
市の花
「わさび」

第1章 計画策定の趣旨

第2節 計画の構成と期間

総合計画は、市のまちづくりの基本的な指針として、「基本理念」、「将来都市像」などを示す「基本構想」、基本構想に示す将来都市像の実現に向けて基本的な施策の体系を示す「基本計画」、基本計画を達成するために必要な主要事業の実施期間や事業費を示す「実施計画」で構成されます。

	内 容	期 間
基本構想	まちづくりの基本的方向	平成 20 年度～平成 29 年度
基本計画	基本的な諸施策を体系別に示した計画	前期：平成 20 年度～平成 24 年度 後期：平成 25 年度～平成 29 年度
実施計画	諸施策にかかわる具体的な事業 (別に毎年度、関連個別計画や進捗状況などを勘案し作成)	3カ年



第2章 本市の概況

第1節 地理的条件

安曇野市は、長野県のほぼ中央部に位置しています。

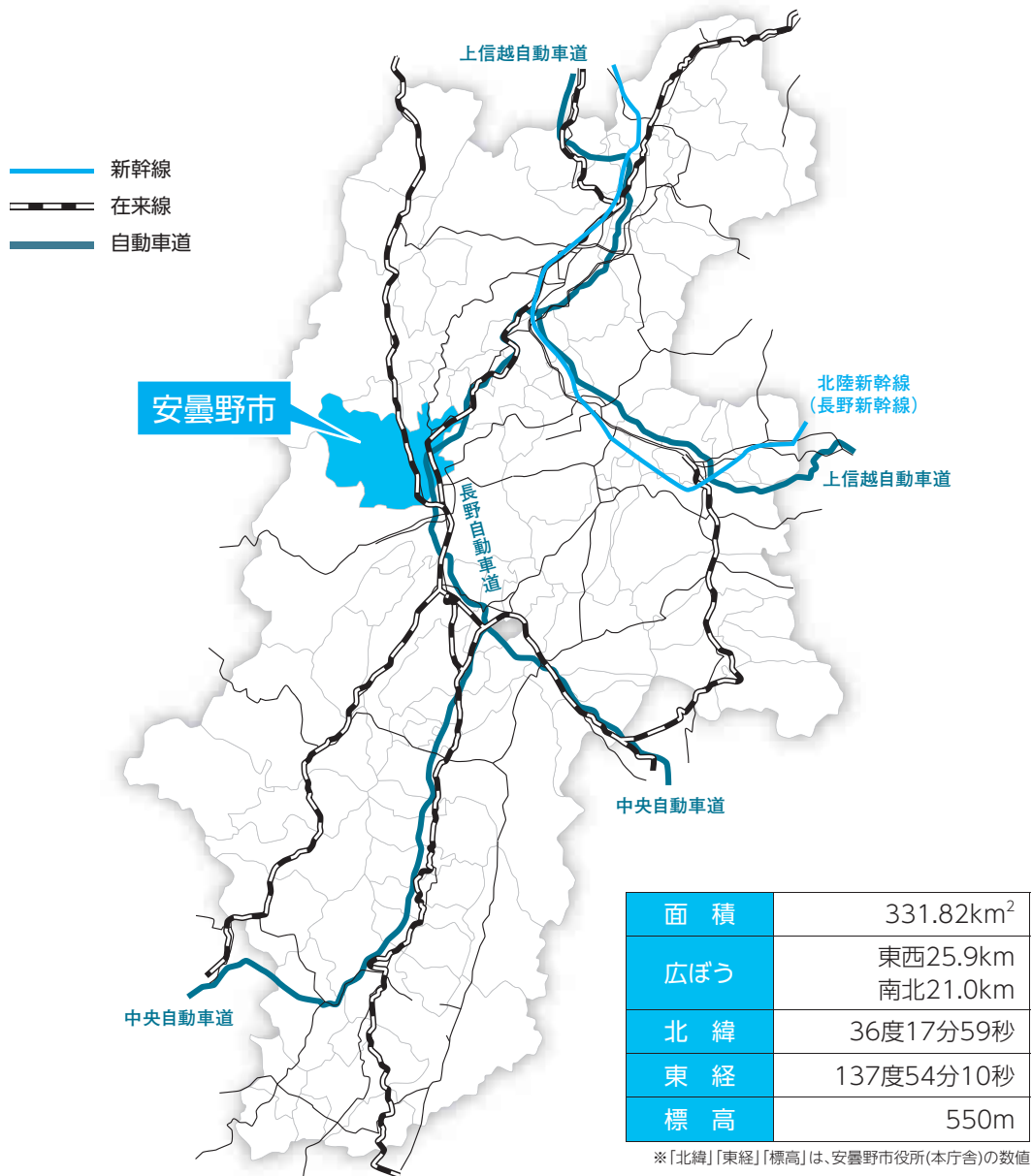
西部には、燕岳、大天井岳、常念岳などの海拔 3,000 m級の雄大な北アルプス連峰がそびえ立ち、この山々を源とする梓川、烏川、中房川、高瀬川などが大地を下り、犀川となり日本海へ注いでいます。

また、北アルプスの雪解け水は、豊富な湧水となってこの地を潤しています。

面積は、331.82km²で、「安曇野」と呼ばれる海拔 500～700 mのおおむね平坦な複合扇状地は、美しい自然や豊かな歴史・文化をたたえています。

年間平均気温は 11.4℃で、夏は冷涼で過ごしやすく、冬は厳寒でも積雪は少なく、年間降水量は、全国平均を大きく下回ります。

位置図



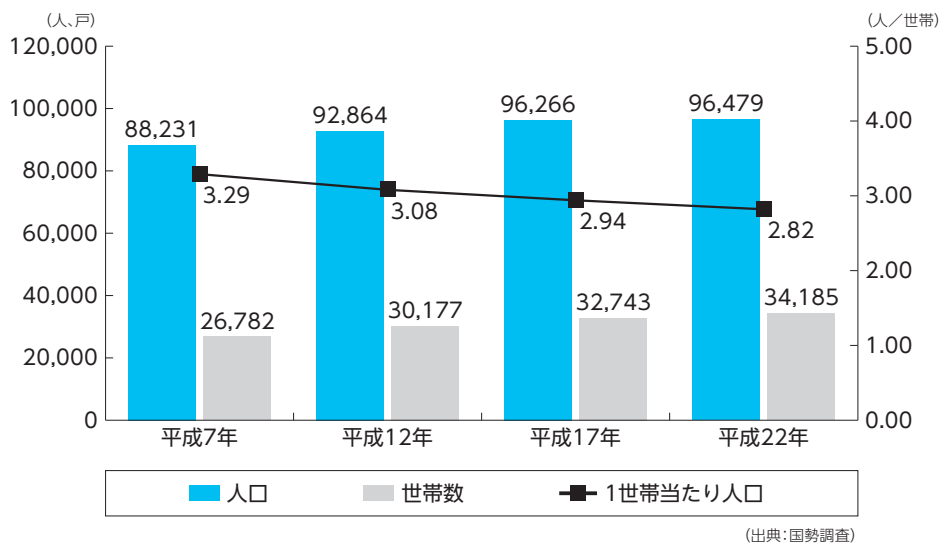
第3節 人口と世帯

1 人口と世帯

人口は増加傾向を示していましたが、平成17年から平成22年では、微増の状況となっており、このままでは、以前のような人口増は望めない状況となっています。

また、世帯数は増加し、1世帯当たりの人口は減少しており、高齢者世帯や一人世帯の増加が考えられます。

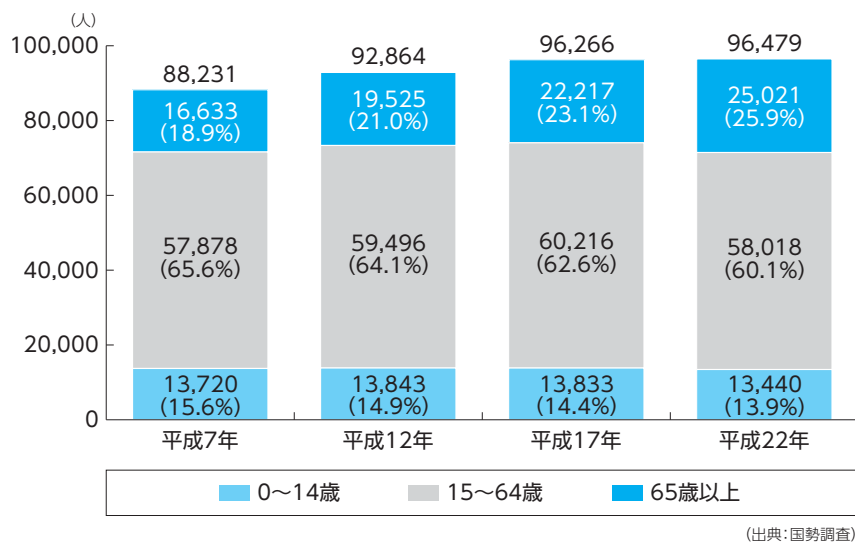
■ 人口・世帯の推移



2 年齢別人口

年齢3区分別人口割合は、年少(0～14歳)人口割合と生産年齢(15～64歳)人口割合が減少し、老年(65歳以上)人口割合が増加し、長野県平均よりはゆるやかですが、少子高齢化は確実に進んでいます。

■ 年齢別人口の推移



第2章 本市の概況

第3節 人口と世帯

3 人口異動状況

自然動態は減少しており、社会動態が増加しないと人口が増加しない状況となっています。

■ 人口異動の推移

単位：人

	自然動態			社会動態			総増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成 17 年	791	922	△ 131	5,061	4,683	378	263
平成 18 年	798	925	△ 127	4,462	4,144	318	226
平成 19 年	827	925	△ 98	4,365	3,821	544	481
平成 20 年	765	927	△ 162	3,854	3,779	75	△ 88
平成 21 年	719	1,008	△ 289	3,418	3,553	△ 135	△ 402
平成 22 年	768	919	△ 151	3,447	3,207	240	108

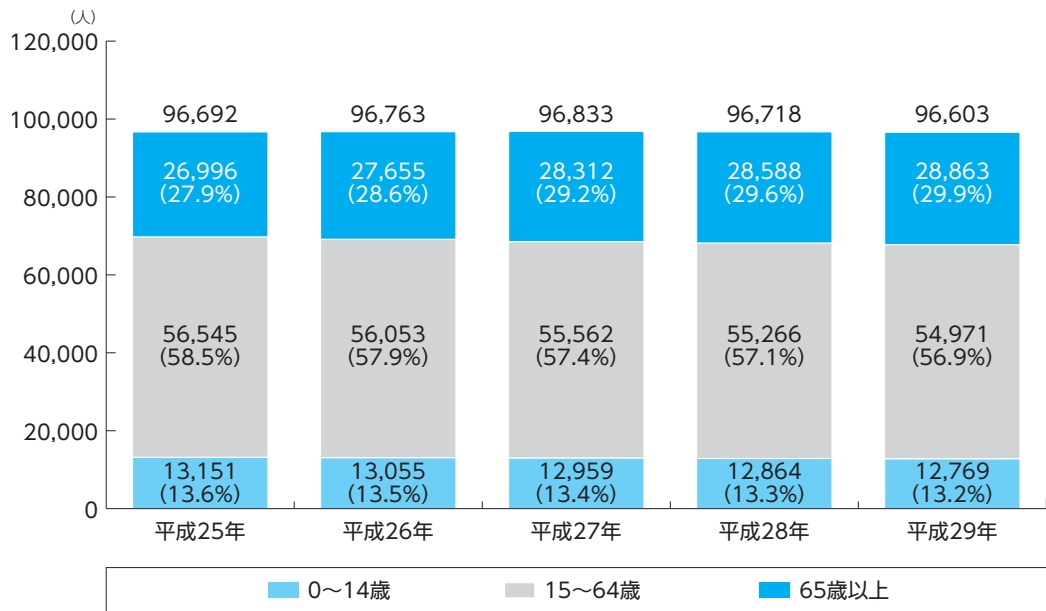
*総増減は、職権記載、消除を含むため、自然動態と社会動態の合計とは一致しない。

(出典：長野県「毎月人口異動調査結果報告」)



第4節 人口の見通し

人口推計では、人口は、平成27年にピークに達し、平成28年から減少傾向となり、少子高齢化が確実に進むと想定され、平成29年には、高齢化率が約30%まで進みます。



* 今回の推計では、平成12年から平成22年の10年間の国勢調査をもとに、コーホート変化率法で推計しています。

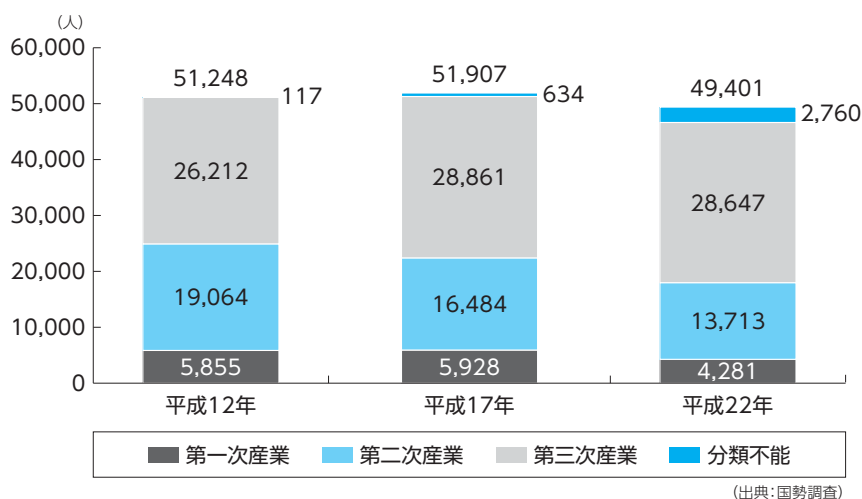


第2章 本市の概況

第5節 産業

田園風景に囲まれた豊かな自然環境から本市は、農業中心のイメージがありますが、製造品出荷額等が県内1位であるなど、各産業のバランスが取れています。しかし、就業者人口は、減少傾向にあり、特に第一次産業、第二次産業の就業者人口が減少していることから、本市を支えている産業構造や本市の財産である田園風景に影響を与えることも考えられます。

産業別15歳以上就業者数の推移



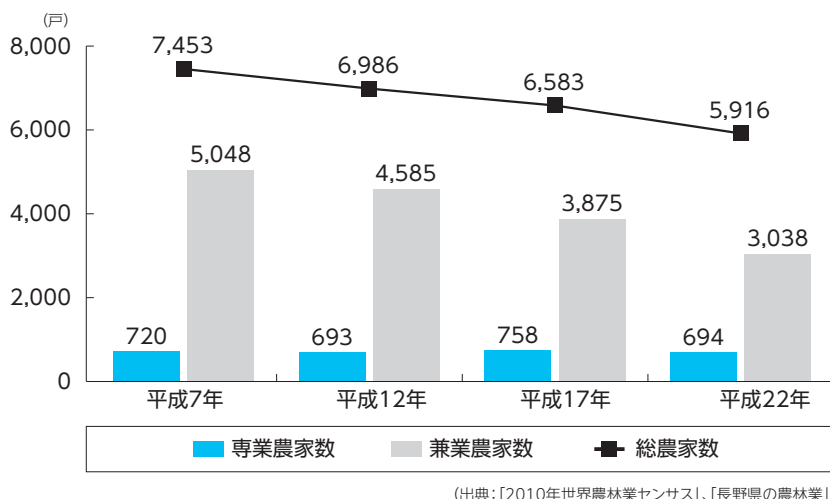
1 農業

農業では、県内1位の収量と全国トップクラスの品質・反収を維持している米と、全国的なブランドを構築しているりんごが主要な農産物となっています。

また、清冽な湧水を利用したニジマス等の養殖やわさびの栽培など、恵まれた環境を利用した水産・特産物が生産・出荷されています。

一方で本市の農業も、農家の高齢化、後継者不足、農産物の価格の低迷などの課題に直面しています。

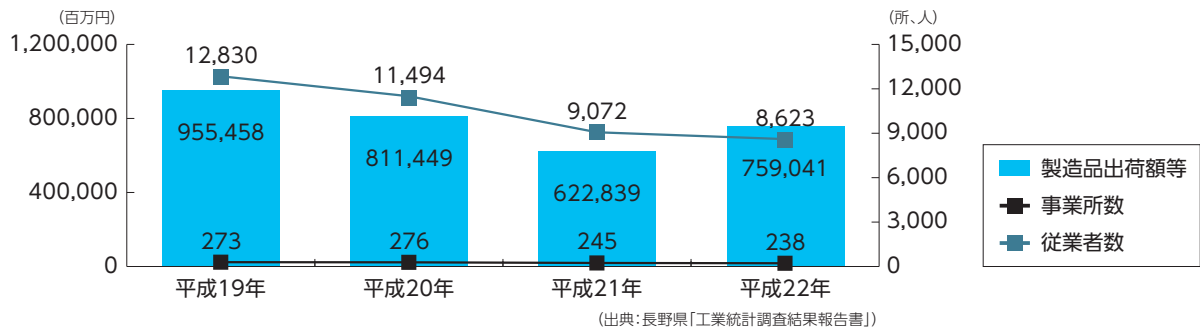
総農家数、販売農家数の推移



2 工業

工業では、5年連続で製造品出荷額等が県内1位であり、多くの産業とともに市発展の一翼を担っていますが、事業所数、従業者数は、減少傾向にあります。

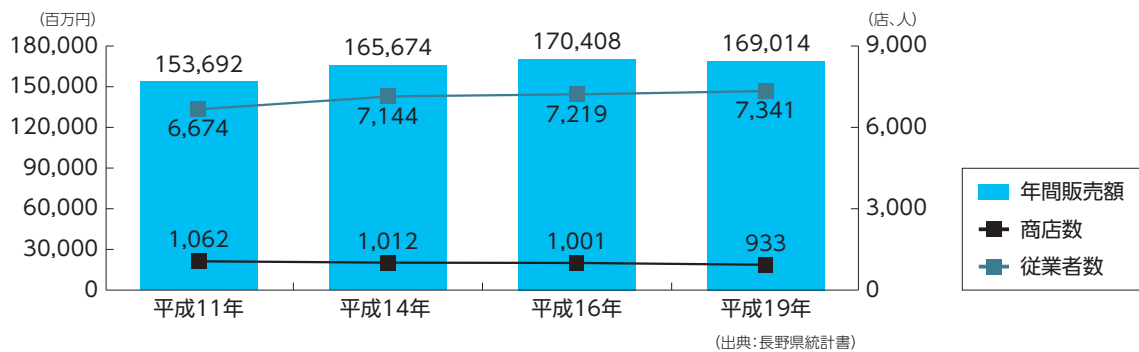
■ 事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移



3 商業

商業では、年間販売額が県内7位ですが、全体の商店数は減少しており、郊外型大規模小売店舗が中心となっています。

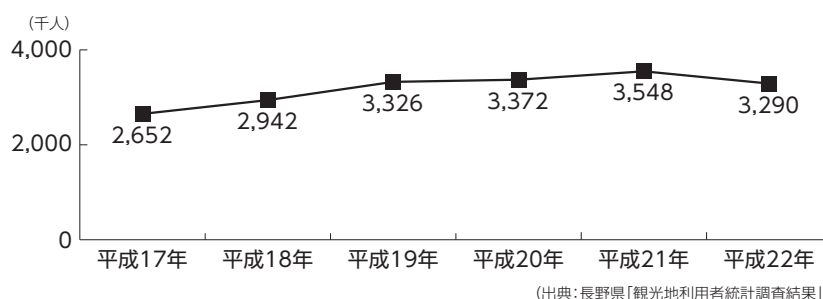
■ 商店数、従業者数、年間販売額の推移



4 観光

観光では、さまざまな旅を楽しむ安曇野として、全国的に知名度が上がっていることなどから、観光地利用者数は、増加傾向にあります。

■ 観光地利用者数の推移



第1節 少子化・高齢化の進行と人口減少社会の到来

平均寿命の伸びによる老年人口の増加と、晩婚化・未婚化などによる少子化の進行により、わが国の人口構造は大きく変化しています。総人口は、平成17年に戦後初めて前年を下回った後、増減を繰り返し、平成23年には大きく減少し、今後、かつてない少子高齢・人口減少社会へ進展すると見込まれています。

このような社会の変化は、年金や医療、介護などの社会保障費を増大させ、さらに労働人口の減少、地域コミュニティの崩壊など、地域活力の低下を招くことから、その対応が急務となっています。

第2節 安全・安心への関心の高まり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、自然災害に対する日常的な備えはもちろんのこと、災害発生時の迅速な初動体制の確立や被災者への支援など、人と人とのつながりや地域コミュニティの重要性が改めて認識されました。

また、子どもや高齢者といった社会的弱者が巻き込まれる事件・事故の多発や食品の安全性などがマスコミに大きく取り上げられるなど、さまざまな分野で安全・安心に対する関心が高まっています。

今後は、自らができることは自らが行うことを基本とし、地域で互いに助け合い、連携しながら、住民が主体となって自主的に安全・安心が確保されたまちづくりに取り組むことが求められます。

第3節 環境志向の高まり

これまでの大量生産・大量消費型の経済活動や生活様式によって、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、気象変動など、地球規模での環境問題が深刻化してきています。

また、低炭素社会の実現を見据えた世界的な動きの中で、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を踏まえ、わが国における根本的なエネルギー政策の検討が求められているとともに、住民一人ひとりの日常生活や企業活動は、地球環境・エネルギー問題に大きく関連しています。

地域のかげがえのない環境や限りある資源を次世代へ引き継いでいくために、国、地方自治体、住民、企業などが、それぞれの立場から責任ある行動を取ることで、持続可能な循環型社会を形成することが求められています。

第4節 医療・福祉等、社会保障費の増大

少子高齢化の進行は、労働人口の減少による税収の減少や高齢者の増加による社会保障費を増加させ財政を圧迫し、行政サービスを低下させる恐れがあります。

また、核家族化の進行とともに、高齢者のみの世帯が増加しており、老老介護や高齢者の孤立、地域コミュニティの担い手不足などの問題が深刻化しています。

第5節 高度情報化社会の進展

携帯電話やインターネットなどの急速な普及による高度情報化社会の進展は、生活の利便性や産業の生産性の向上だけでなく、人と人とのつながり方を含め、あらゆる社会生活に大きな変化をもたらしています。

こうした技術の発達、情報セキュリティの強化や情報格差の解消などに的確に対応することで、教育・産業・文化・医療・福祉・防災などの各分野における活用が期待されています。

第6節 経済のグローバル化と雇用情勢の変化

東アジアを中心とする各国の急速な経済成長と産業構造の高度化の中で、製造業をはじめとした幅広い産業分野は、国際市場とのつながりを強め、経済活動のグローバル化が進行しています。

一方、世界的な金融システムの混乱などによる景気後退などの影響を受け、日本国内の景気は依然足踏み状態となっており、失業率や有効求人倍率も回復の兆しが見えないことから、経済や雇用の先行きに対する不透明感が高まっています。

わが国の産業は、第一次、第二次産業の割合が低下する一方で、サービス業などの第三次産業の割合が年々高くなっており、その構造を大きく変化させています。とりわけ、地方においては、競争の激化や産業の空洞化により、地域の産業基盤が弱体化しているため、その強化を図ることが求められています。

第7節 市民参画意識の高まり

社会の成熟化や社会への貢献意識の高まり、価値観の多様化により、NPOなどの各種団体の増加や災害時などのボランティア活動の活発化がみられます。このような背景のもと、従来行政が担ってきた範囲にとどまらない、幅広い「公」の役割をNPO、ボランティア、企業などの多様な主体が担いつつあり、住民参画は拡大の傾向にあります。

住民参画の成長の動きを積極的に受け止め、個人や企業などの社会への貢献意識をさらに育むとともに、自治会などの地域に根ざした組織、NPO、ボランティアなどのさらなる活性化がこれからのまちづくりには必要となっています。

第8節 地方分権のさらなる進展

地方自治体の行政運営については、これまで、全国画一で中央集権的な仕組みで進められてきましたが、地域ことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会づくりのため、地方分権は進められ、地方自治体の役割はますます大きなものとなっています。

こうした中、自らの権限と責任のもとで、効率的な行政組織や体制の整備、地域の実情やニーズを踏まえたサービスの迅速かつ的確な提供など、社会環境の変化に対応した適切な行財政運営を進めていくことが必要であり、地方自治体の独自性と能動性が求められています。

第1節 市民意向調査による市民の意向

第1次安曇野市総合計画後期基本計画を策定するにあたり、現在実施している施策の満足度や今後市民がまちづくりに求めるものなどを把握するため、18歳以上の市民を対象に、市民意向調査を実施しました。

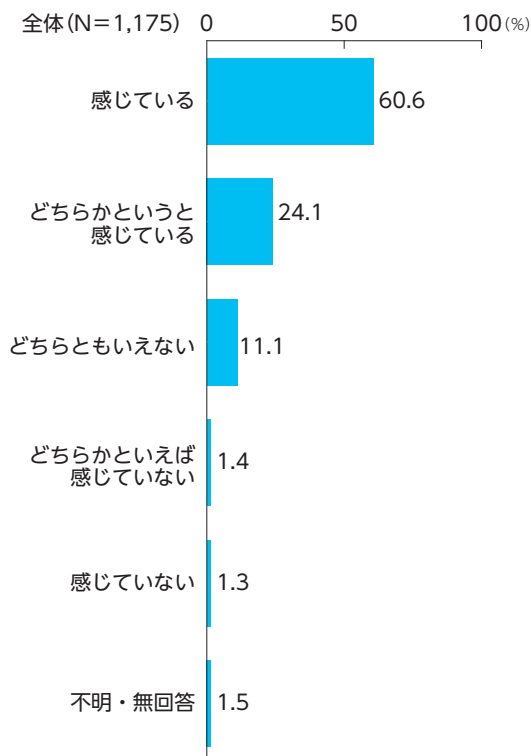
調査対象	18歳以上の安曇野市民 2,500人 (住民基本台帳より無作為抽出)
調査方法	調査対象に郵送で調査票を配布し、郵送で回収
調査期間	平成24年2月24日～3月9日
回答数	回収票 1,175票 (回収率 47.0%)

市民意向調査の結果に見られる、住み心地やまちづくりの方向性などに対する意見は、次のとおりです。

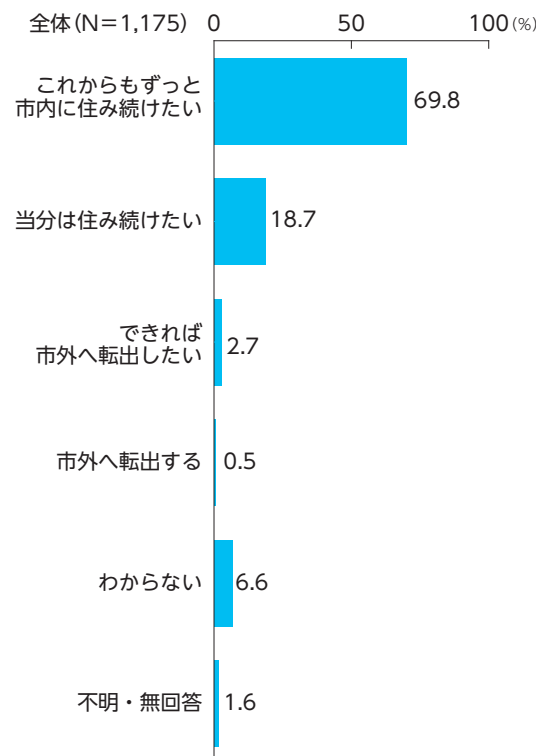
1 安曇野市への愛着、定住意向について

市民の本市に対する「愛着」は8割以上、「定住意向」は9割近くと非常に高く、これらを支えるものとして、「自然の豊かさ」、「景観のよさ」、「住みやすさ」などがあります。市民は、これを本市の財産と考えていると想定されますので、各地域の協力や連携のもと、維持していくことが必要と考えられます。

■ 市への愛着

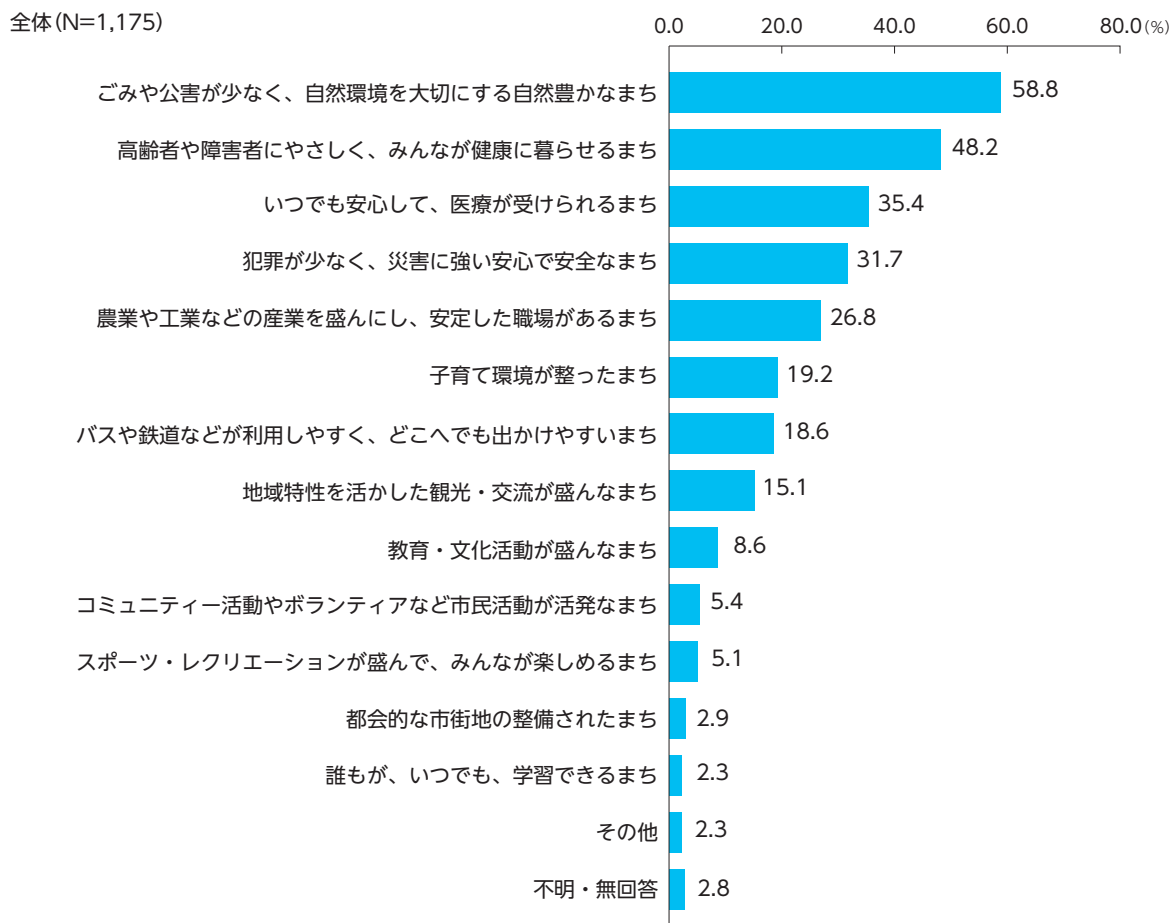


■ 定住意向



2 まちづくりの方向性について

まちづくりの方向性では、市民の共通の財産である自然や景観を大切にすることが第1であり、次いで、みんなが健康であり、福祉や医療が充実している、犯罪が少なく災害に強いことが、基本的な方向性として想定されます。さらに、活力のある産業に支えられた安定した職場があり、観光・交流が盛んであり、公共交通が整備され、活力があるまちを望んでいると考えられます。



第4章 まちづくりに対する市民の意向

第1節 市民意向調査による市民の意向

3 施策の満足度・重要度について

全54施策の満足度、重要度(5段階評価)の回答について、下記の方法で指数化し、ポートフォリオ分析^{*}をしました。

① 段階別の点数

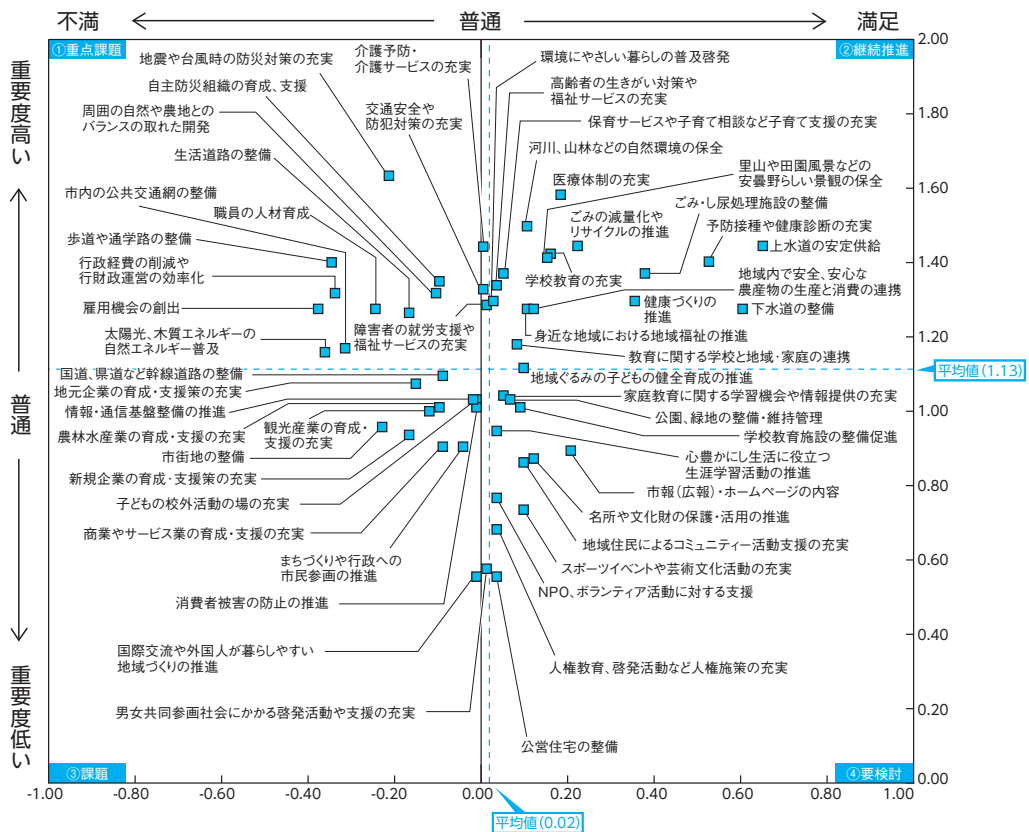
満足度		重要度	
満足している	+2点	重要である	+2点
やや満足している	+1点	やや重要である	+1点
やや不満である	-1点	あまり重要でない	-1点
不満である	-2点	重要ではない	-2点
分からない	0点	分からない	0点
不明・無回答	0点	不明・無回答	0点

^{*}ポートフォリオ分析とは、住民意識調査等で用いられる分析手法の一つで、満足度と重要度を2次元のグラフの中に配置することにより、施策の優先的改善項目を明らかにする分析手法です。

全54施策の満足度及び重要度を指数化し、2軸を用いて各施策の評価を行うと次のとおりになります。

全施策の満足度指数の平均は「0.02」、重要度指数平均は「1.13」であり、この平均値で区分される4つの領域のどこに分布しているかで、各施策の評価をしています。

重要度が高く、満足度の低い【重点課題】として、「地震や台風時の防災対策の充実」、「自主防災組織の育成、支援」、「歩道や通学路の整備」、「生活道路の整備」、「市内の公共交通網の整備」など、安全・安心・快適なまちの形成の分野の項目が多くなっています。



区分	満足度指数	重要度指数	施策評価の目安
①重点課題	平均未満	平均以上	最も課題のある施策であり、重点的に推進する
②継続推進	平均以上	平均以上	継続的に市民の満足度を得られるよう施策を推進する
③課題	平均未満	平均未満	課題のある施策であり、必要性を検証し施策を推進する
④要検討	平均以上	平均未満	一定の成果が得られており、継続の必要性を検証する

第2節 市民ワークショップによる市民の意向

総合計画後期基本計画策定に伴い、広く市民の意見を聞き、市民の視点から相互に意見交換を行い、まちづくりの方向と課題と解決策を提案していただくために5回の市民ワークショップを開催しました。ここで検討された基本構想の各分野別の主な提言のポイントは、次のとおりです。

基本方針1 環境に優しいまちの形成

- ◆ 安曇野市の環境・景観を守る意識を向上させる。また、田園風景を守るため、農業の魅力を高める。
- ◆ 3Rを推進し、リサイクル化による資源の有効利用を進める。また、市民の理解を深め、最終処分場を建設する。
- ◆ 水を地域の財産として、水を守り、育み、有効活用する。
- ◆ 省エネルギーの意識を向上させ、自然エネルギーの活用を拡大する。

基本方針2 穏やかに暮らせるまちの形成

- ◆ 近所の助け合いなど地域力を高めるとともに、声掛けを推進する。
- ◆ 地域全体で子育て環境をつくるとともに、子育て世代の交流の場を増やす。
- ◆ 医療機関と地域が連携して、医療を充実する。
- ◆ 声掛けや支えあいの充実とともに、地域で高齢者との交流の機会を増やす。
- ◆ 地域で障害者の自立支援を進める。

基本方針3 人と文化を育むまちの形成

- ◆ 安曇野を好きになってもらうイベントを増やす。
- ◆ 学校と地域とのコミュニケーションを活性化する。また、安曇野市子ども憲章を制定する。
- ◆ 学ぶことに喜びと生きがいを持てるような生涯学習を展開する。
- ◆ 文化財を知ってもらう機会を増やす。また、地域固有の財産・特色を再発見する取り組みを進める。

基本方針4 安心・安全・快適なまちの形成

- ◆ 防災意識を高める。
- ◆ 子どもを核とした地域の連携により事件や事故を防ぐ。また、大人の交通安全教室などを多くし、交通マナーを向上させる。
- ◆ 農業の振興や屋敷林の保全などで、安曇野らしい風景を残す。また、適正な行政指導により、安曇野らしさを損なう広告等を規制する。
- ◆ 公共交通の利便性を高める。また、自転車道のネットワーク化を進める。

基本方針5 豊かな産業のあるまちの形成

- ◆ 農業後継者の育成や6次産業化を進め、農業を活性化する。また、地元農産物を優先的に購入するとともに地元産材を活用する。
- ◆ 安曇野らしい魅力づくりを進め、観光メニューを充実し観光客を増やす。また、企業誘致や高校生と企業・行政の交流など、雇用の確保をする。

基本方針6 協働によるまちづくりの推進

- ◆ まちづくりの成功例を研究し、協働によるまちづくりを進める。また、若い人たちの声が聞こえる場を設定するとともに、市民にできることはする。

基本方針7 経営的視点にたった行財政運営の推進

- ◆ 行政組織のスリム化など、行財政運営の効率化を図る。また、地方分権時代に対応した行財政運営を進める。

第4章 まちづくりに対する市民の意向

第3節 中学生ワークショップによる市民の意向

総合計画後期基本計画策定に伴い、次代を担う中学生の意見を聞き、中学生の視点から相互に意見交換を行い、安曇野市をこんな市にしたい、また、そのためのアイデアを提案していただくために2回の中学生ワークショップを開催しました。

「十五歳が未来に送るマニフェスト」としてまとめられた主な提言は、次のとおりです。

1 安曇野市の将来の姿

- ◆ 「自然を大切にし、犯罪や事故などがない安全でよそから見て『いいな』と思われる市」
- ◆ 「優しい市民が豊かで変わらず地域のことを考えられる市」
- ◆ 「交流を基礎として安曇野市をよりよくしていこう」

2 将来の安曇野市はこんなまちがいい

- ◆ どこへ行っても緑や花が絶えず見られるところ
- ◆ 観光客の人が一目見ただけで「いいな」と思える場所
- ◆ 大人について行ってもらわなくても安心して使える乗り物
- ◆ 合併前のまちのまとまりが残っているから、市全体として豊かになる市
- ◆ 不審者や犯罪が出なくて、交通事故などがない環境が整っているまち
- ◆ 豊かな自然を守るためポイ捨て0のきれいなまち
- ◆ 市民が地域のことを考えられる明るい市
- ◆ もう一つは人柄のよさ優しさはこの先何年たっても変わらないでほしい
- ◆ そのためには団結力がありだれでも住みやすい環境のまち
- ◆ 学校のひとりひとりのことを分かってくれる教育現場
- ◆ 自然を壊さない産業の発展
- ◆ 教育現場の改善
- ◆ 協力による環境保全
- ◆ 公共交通機関の発展・利便化
- ◆ スポーツ施設の充実＋交流の充実(地域)
- ◆ 市民全員が安全で住みやすい市
- ◆ 市民中心のまちづくり
- ◆ 郷土学習＋後世に残していく
- ◆ 安曇野らしい名所作り

第4節 市民のまちづくりへの意向のまとめ

市民意向調査、市民ワークショップ、中学生ワークショップによる市民のまちづくりへの意向をまとめたものは、次のとおりです。

1 安曇野市への愛着、定住意向について

本市への愛着は市民意向調査で8割を超え、ワークショップの意向でも非常に強く、定住の意向も9割近くと高くなっています。この市民の愛着度、定住意向の強さが、本市の大きな強みとなっています。これを支えるものとして、豊かな自然環境、景観など、地域の人間関係を含めた良好な生活環境があることが考えられます。その一方で、各地域のよさが強調されているところもあり、より一層の一体感の醸成の必要性を感じていることも考えられます。

2 まちづくりの方向性について

自然豊かなまち、みんなが健康に暮らせるまち、犯罪が少なく災害に強いまちが、市民が基本的に望むまちづくりの方向性と考えられます。

また、これまでの本市は、バランスがとれた産業の発展と恵まれた自然環境などにより、人口が増加するなど、順調に発展してきましたが、少子高齢・人口減少社会の到来、長引く経済の低迷などへの懸念から、産業の活性化、安定した雇用、市民協働の推進などによる本市の活力の向上を望む市民の意向も増えていると考えられます。

3 本市の取り組んでいる施策などについて

市民の関心の高い施策分野は、地震などの自然災害に対する防災対策や歩道や通学路を含む道路整備、公共交通網の整備など、安全・安心・快適なまちの形成の分野が多くなっています。これに続き、健康福祉分野、行財政運営の分野となっています。

また、農業や観光などの産業振興と雇用の促進の分野も市民には、関心の高い課題となってきたことが考えられます。

4 市民の本市への期待

多くの市民の期待は、田園風景に囲まれた自然環境を維持継続しながら、犯罪が少なく災害に強いまち、健康で暮らせるまち、福祉が充実したまちなどの「住みやすいまち」が基本であると想定されます。このようなことに加え、活力あるまちや若者を中心とした人口の増加にも期待しており、産業の振興を進めながら、住んでいる人だけでなく、市外の人にも訪れてみたい、住んでみたいと感じるまちの形成が期待されていることが考えられます。

第1節 少子高齢・人口減少社会への対応

本市は、県内でも有数の人口増加地域として発展してきました。しかし、本市の人口推計は、平成27年にピークに達し、平成28年からは減少傾向となり、本市においても少子高齢化が確実に進むと想定されます。

このため、地域活力を維持し、市全体が成長・発展する「住んでみたい・住み続けたい」まちづくりが重要です。そのためには、恵まれた自然環境の保全や教育環境の充実、安心して健康で暮らせるまちづくりを継続的に進める必要があります。

第2節 自然環境の保全・活用

自然の豊かさ素晴らしさを再認識し、環境への負荷の少ない生活を実践することで、自然との共生を目指したまちづくりを進めるとともに、安曇野らしい快適な田園産業都市環境の整備が求められます。

また、水資源の確保や地下水の保全と有効活用についても、積極的に推進する必要があります。

さらに、東日本大震災による原子力発電所事故が契機となり、節電などの省エネへの取り組みや自然エネルギー（再生可能エネルギー）の利活用に関する意識が高まっていることから、太陽光や太陽熱などの自然エネルギーを活用し、地域でのエネルギー生産を推進することが求められます。

第3節 健康長寿への取り組み

少子高齢化の進行に伴う医療や介護などの社会保障費の増大、高齢者世帯の増加による老老介護や高齢者の孤立、地域コミュニティの担い手不足などの問題は、本市においても例外ではありません。

保健・医療・福祉の各分野の施策を効果的に連携させ、市民の健康づくりを図るとともに、市民が地域での絆を強め、共に支えあえる地域福祉を充実させ、一人ひとりが健康で地域で生き生きと暮らせる健康長寿のまちづくりを進める必要があります。

第4節 教育・文化の充実

人を思いやる心や郷土を愛する心を培い、社会生活に適應できる「生きる力」を育てるため、学校、家庭、地域が連携を深め、より良い教育環境づくり、特色ある学校づくり、青少年の健全育成を進めていく必要があります。

また、国際化の進展や社会経済のグローバル化などに対応し、地域や社会で活躍できる人材を育成することも重要となります。

さらに、社会変化に応じた多様な生涯学習機会の創出や本市の魅力と活力を高めるために、目標を持った文化振興策を推進する必要があります。

第5節 安全・安心・快適なまちの形成

災害時の被害を最小限に抑えるために、「自助・共助・公助」のそれぞれが災害対応力を高め、市民の防災意識のさらなる高揚に取り組むことが求められます。

また、警察などの関係機関と連携した犯罪防止活動の展開と地域ぐるみでの防犯活動を推進するとともに、交通安全対策を進める必要があります。

さらに、環境に配慮した道路整備やより効率的な公共交通の整備を推進する必要があります。

第6節 産業の振興と雇用機会の創出

本市が、活力を維持するためには、産業全体がバランスよく発展することが必要です。

そのために、各種産業の振興を図るとともに、産業間の連携を図ることで、新たな産業を創出するなどの取り組みが必要です。

第7節 市民協働によるまちづくりの推進

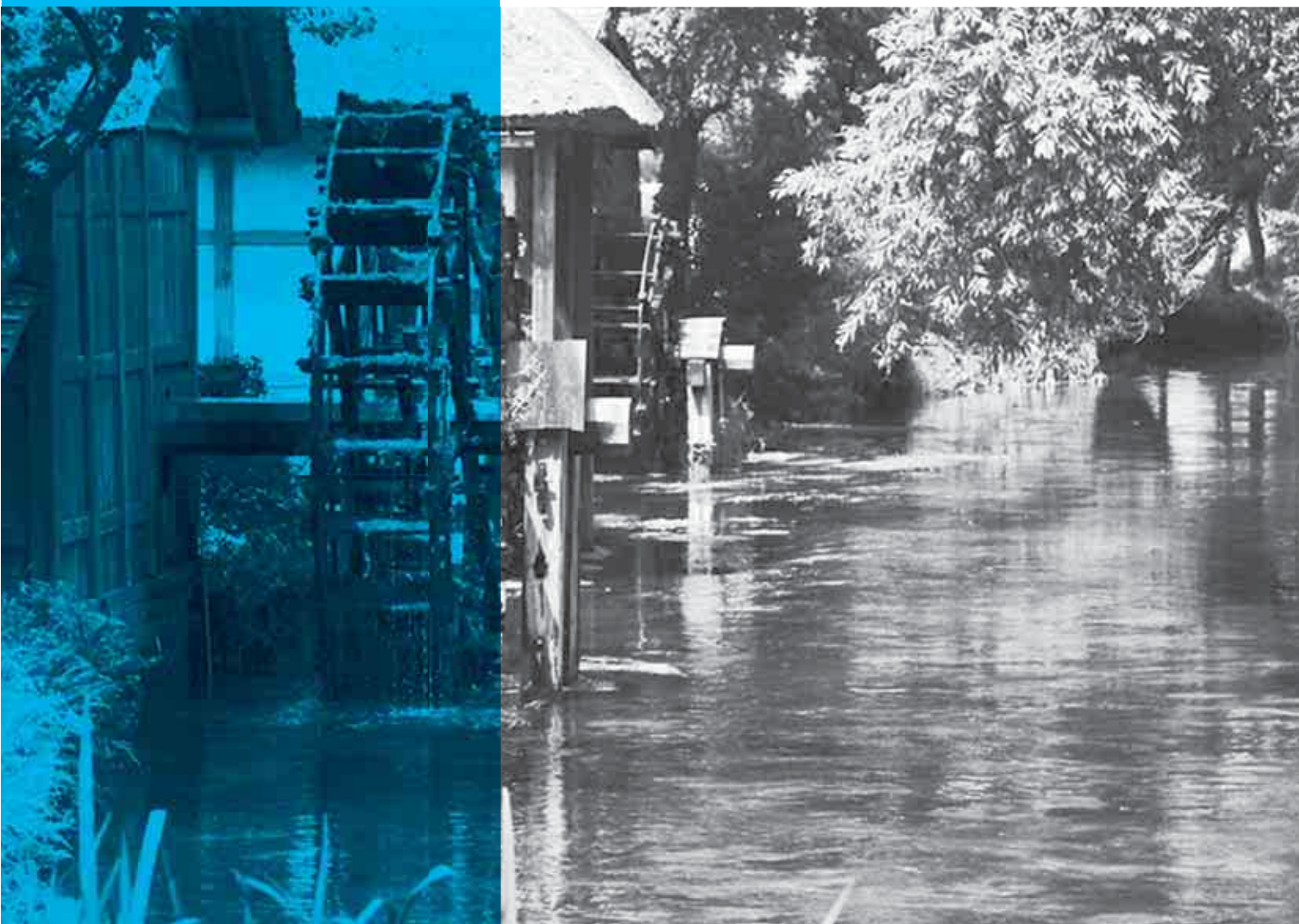
東日本大震災では、地域における人と人との絆の強さ、お互いに助け合うことの大切さが再認識されました。

また、少子高齢化の進行や地方分権の進展により、行政のみが主体となって、市民が望むサービスの提供を継続することは、難しくなっており、地域の諸課題にきめ細かに取り組むことのできる地域型コミュニティ組織の充実・強化・活動の推進及びボランティアやNPOなど目的型コミュニティ組織などとの連携・協力が求められています。

第8節 行財政基盤の強化

市民ニーズや地域の課題に的確かつ柔軟に対応し、簡素で効率的な行政運営の実現に向けた取り組みを着実に進めることが求められています。

基本構想



第1章 基本理念

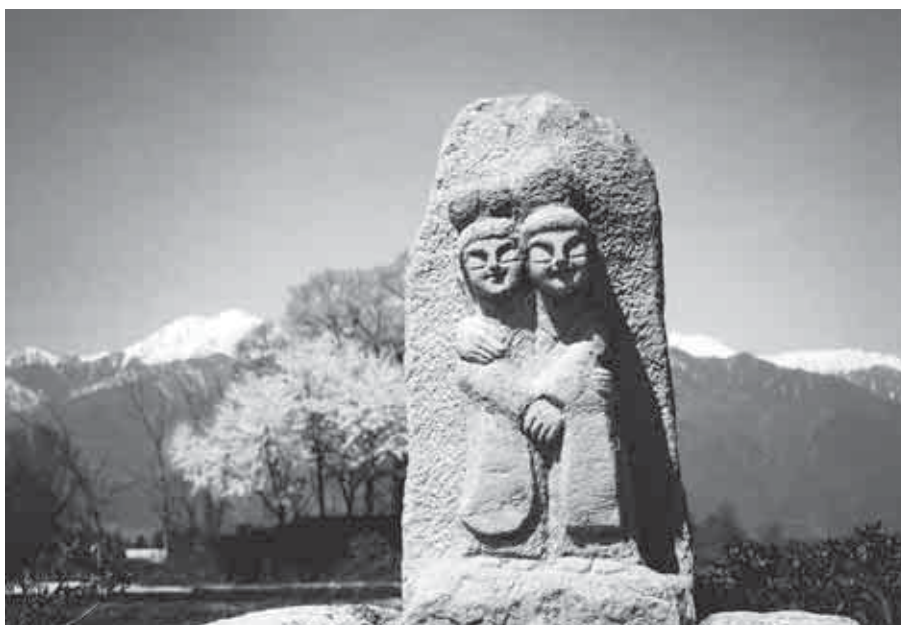
市民憲章は、まちづくりの方向を明らかにし、市民一人ひとりが主体的にかかわるための「道しるべ」となるものです。そのため、市民憲章をまちづくりの基本理念と位置付けます。

安曇野市民憲章

安曇野市は、北アルプスの麓（ふもと）に広がり、美しい自然や豊かな歴史・文化に恵まれたまちです。

わたしたちは、ここに生きる幸せと誇りをもって、お互いに尊重し合い、より住みよいまちをつくるために、この憲章を定めます。

- 自然を愛し、水と緑豊かなまちをつくります
- 学ぶ心を育て、文化のかおるまちをつくります
- 思いやりを大切にし、健康であたたかいまちをつくります
- 働くことを喜び、活力のあるまちをつくります
- 支えあいの輪を広げ、安全で安心なまちをつくります



第2章 将来都市像

平成17年10月1日に合併により誕生した本市は、北アルプスの麓に広がる複合扇状地であって、多くの歴史的用水により、県内有数の米どころであるとともに、製造品出荷額等が県内1位であるなど、農林水産業、商工観光業などの各産業がバランスよく発展しています。

また、田園風景に囲まれた豊かな自然環境と、良好な生活環境を併せ持つまちでもあります。

このような中であって、良好な自然環境を維持しつつ、人と環境に配慮しながら、市民が活力と喜びを実感し、将来への希望の持てる個性豊かなまちづくりを進めることが大切です。

このため、市民と行政が協働・連携を深め、恵まれた自然環境の保全と活力ある産業に支えられた魅力的な都市環境の創造に努め、人と人、地域と地域が絆を強め響き合いながら、成長・発展するまちを目指し、将来都市像を次のように定めます。

北アルプスに育まれ 共に響き合う
田園産業都市 安曇野



第3章 施策の大綱

将来都市像の実現に向けた施策の枠組みを「施策の大綱」と定め、「分野別基本方針」と「都市経営方針」の別に記載します。

なお、都市経営方針は、分野別基本方針の根底として位置付けます。

第1節 分野別基本方針

1 環境に優しいまちの形成

安曇野には、全国に誇る清らかな水と澄んだ空気、先人から受け継いだ里山や川など、身近に四季を感じられる豊かな自然環境があります。

自然エネルギーや地球規模での環境問題への関心が高まる中、身近な環境を守り育てることで、豊かで素晴らしい環境を次代に引き継ぐだけでなく、自らも快適に生活できるまちをつくります。

自然と共生するまち

安曇野の自然環境とそれに支えられた生活文化を守り育てるため、自然との共生を進めます。

そのため、一人ひとりの生活や事業活動によって生じる環境の悪化抑制に努め、自然環境や生活環境の保全・再生に取り組みます。

環境への責任を果たすまち

自然豊かな安曇野に生活する一人として、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めます。

生命の源である水資源をはじめとした安曇野の環境や資源を守り、生かすエコライフスタイルの実践を推進し、地球温暖化対策としてのCO₂の削減など、地球規模での環境保全に取り組みます。

環境に優しいエネルギーをつくるまち

安曇野の特性、優位性を生かした太陽光、太陽熱、小水力などによる地域で生み出される自然エネルギーの普及に努めます。



第3章 施策の大綱

第1節 分野別基本方針

2 穏やかに暮らせるまちの形成

安曇野には、北アルプスがもたらす気候風土の中、人々が手を取り合い、助け合ってきた暮らしがあります。少子高齢化が進行する中、お互いを敬う気持ちを大切に、互いに支えあうことで、誰もが生き生きと安心して暮らすことのできるまちをつくります。

健やかに暮らせるまち

安曇野の自然の恩恵に浴し、健やかに暮らし続けるための取り組みを進めます。

定期健診や日常生活指導などの健康づくりの推進だけでなく、いざという時に頼ることができる地域医療体制の充実に努めます。

認め合い支えあえるまち

誰もが認め合える地域社会をつくとともに、交流、支えあいを促進するための取り組みを進めます。

障害者や高齢者への生活支援施策の充実と地域福祉を推進し、誰もが生き生きと心豊かに生活できる環境の整備に努めます。

安心を支えるまち

誰もが分け隔てられることなく、安心して生きることができるよう、不安を取り除くための取り組みを進めます。

安心して子どもを産み育てられる環境の整備を進めるとともに、国民健康保険事業など、社会保障制度の健全な運営と相談業務の充実に努めます。

3 人と文化を育むまちの形成

安曇野には、先人の英知が集結した有形・無形の貴重な歴史・文化があり、それを学び、守り、育てる人がいます。グローバリズムの進展により、文化の均一化、画一化が進行する中、安曇野という地に根付き、他に誇ることのできる独自の教育と文化のかおるまちをつくります。

郷土を担う人を育むまち

安曇野の郷土を担う、たくましく心豊かな人を育てるための取り組みを進めます。

学校教育の場で、安曇野らしい学習指導内容の充実を図るとともに、地域ぐるみで、子どもたちの健全育成に取り組めます。

生涯を通じて学びあうまち

誰もが生きがいを持って、生涯を通じて、学びあうことのできる社会づくりを進めます。

プログラム内容や機会の充実などによる生涯学習の推進や生涯スポーツの振興に取り組めます。

文化を学び育むまち

先人から受け継いだ文化を学び、新たな文化を育むための取り組みを進めます。

人や自然、文化財など、豊かな地域資源を守り、生かした芸術文化活動の振興を図るとともに、地域間及び国際交流の推進に努めます。

4 安全・安心・快適なまちの形成

安曇野には、北アルプスをはじめとする雄大な自然が織り成す美しい景観や恩恵がある一方、先人を苦しめた干ばつ、水害、土砂災害など、自然災害の歴史があり、大地震が起きる可能性も高いとされています。

防災、防犯、治安維持など、自治レベルでの対応が重みを増す中、誰もが安全・安心に、さらには、快適さを感じて暮らすことのできるまちをつくります。

災害に強いまち

かけがえのない生命を守るため、力を合わせ、災害に強いまちづくりを進めます。

防災意識の高揚や自衛組織を含めた消防・救急体制の充実を図るとともに、治山・治水事業の促進などに取り組みます。

事件・事故を防ぐまち

事件・事故のない生活を守るために、防犯対策や交通安全対策などの取り組みを進めます。

地域の自衛組織と警察などの専門機関との連携などの充実を図り、生活安全の向上に努めます。

風土に根ざした魅力あるまち

安曇野の風土に根ざした、統一感のある、安曇野らしい魅力あるまちの保全に向けた取り組みを進めます。

ルールに基づいた秩序あるまちづくりや景観の保全、緑化などによる良好な住環境の整備に努めます。

利便性の高いまち

誰もが快適に、安曇野で暮らし続けることができるよう、利便性の高いまちづくりを進めます。

生活道路をはじめとした道路環境及び公共交通網の整備、充実に向けた取り組みを進めます。

5 豊かな産業のあるまちの形成

安曇野には、厳しい自然環境と向き合い先人が育んだ産業、雄大な自然景観を生かした産業、地の利を生かした産業など、この地に根付いた産業があります。

地域ブランドとしての安曇野が注目を集める中、市内外での交流を促進し、安曇野の地と私たちの暮らしに、真の豊かさをもたらすことのできる産業のあるまちをつくります。

次代へつなぐ農林水産業を振興するまち

安曇野らしい暮らしと景観を守るためにも、農林水産業を振興し、次代へつなぐための取り組みを進めます。

農林水産業用地の保全や生産性向上のための整備、担い手育成の推進、特産品の生産支援や地産地消の充実に努めます。

活力ある商工観光業を振興するまち

安曇野での暮らしを支え、安曇野の魅力を高める、活力ある商工観光業の振興を進めます。

また、勤労者や就業希望者のための就労環境の向上に努めます。

安曇野モデル構築に取り組むまち

安曇野の資源を生かし、農林水産業、商工観光業などの業種間や産学官の連携を図り、各産業の活性化と新たな地域産業の振興に努めます。

第3章 施策の大綱

第2節 都市経営方針

1 協働によるまちづくりの推進

協働で築かれるまち

安曇野の個性をより輝かせるために、誰もが積極的に自らの責任と役割を果たすことで、自助・共助・公助に基づく協働のまちづくりを進めます。

また、不当な差別の心や行動を許さない社会であるために、人権擁護の取り組みを進めます。

2 経営的視点にたった行財政運営の推進

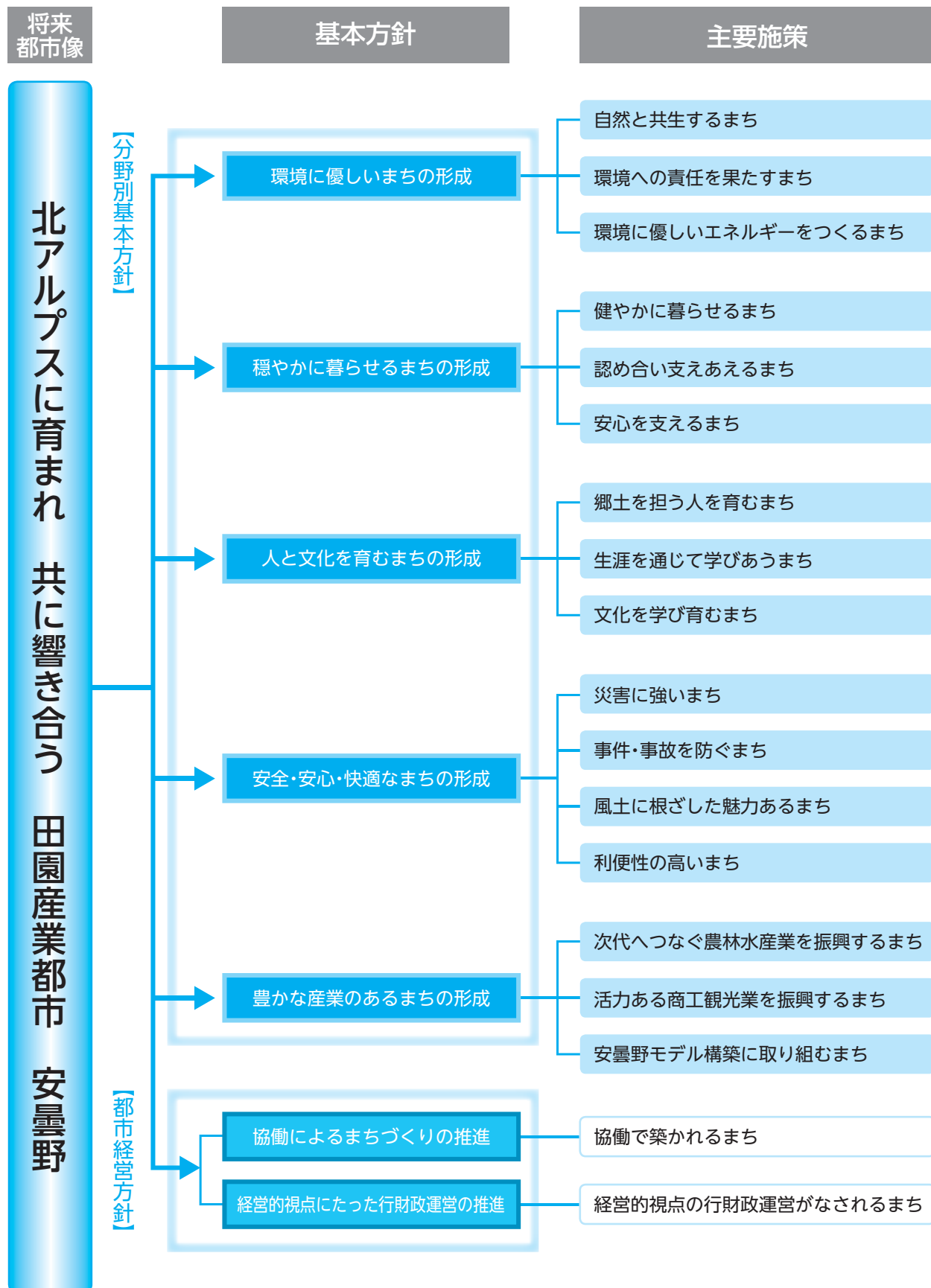
経営的視点の行財政運営がなされるまち

さまざまな行政課題に対し、生活者視点、経営的視点にたった市政運営により、行財政改革の取り組みを進めます。

地域情報化の推進によって、市民との新たなネットワークを築くなど、市政運営の効率化と開かれた市政の推進に努めます。



第3節 施策の大綱の体系





後期基本計画

重点施策

第1節 後期基本計画の重点施策

後期基本計画では、将来都市像「北アルプスに生まれ 共に響き合う 田園産業都市 安曇野」の実現のため、全分野において連携や協働の視点から総合的に施策の展開をしていきます。前期基本計画の重点プロジェクトである「水」、「食」、「交流」の3つのテーマの成果を継承しつつ、本市の当面する主要課題に対して、新たな重点施策を設定し、より積極的に取り組むものとします。

1 後期基本計画の主要課題

- ◆ 豊かな自然環境や田園風景の保全と良好な生活環境の次世代への継承
- ◆ 経済の低迷や少子高齢・人口減少社会の到来に伴うさまざまな課題に対応した持続可能なまちづくり
- ◆ グローバル化、多様化する社会の中で、地域で活躍する人材の育成

2 重点施策

安曇野らしい自然環境を保全し、市民一人ひとりが、お互いを大切に、健康で暮らす喜びを実感できる活力あるまちを目指して、後期基本計画の重点施策を次のとおり定めます。

重点施策1 活力あふれるまちづくり

重点施策2 健康長寿のまちづくり

重点施策3 豊かな人を育むまちづくり

3 推進体制

重点施策を全庁的、総合的に推進するため、庁内プロジェクトチーム等を設置するほか、NPOや民間企業などの協働や連携により、積極的に重点施策を展開していきます。



重点施策

第2節 重点施策の展開

重点施策1 活力あふれるまちづくり

積極的な産業振興で雇用の場の確保を図り、活力あふれるまちづくりに取り組みます。

目標

活力と喜びが実感できる快適な市民生活のために、本市の財産である良好な自然環境を保全しながら、農業、商工業、観光業など各産業の連携による新たな産業の創生などで、活力あふれるまちを目指します。

また、快適な住環境の充実のため、子育て、教育などの環境整備を図ります。

概要

安曇野の豊かな水や清冽な空気など、風土に根付いた農林水産業をはじめ、安曇野の地域性を生かした商工業、観光業などの各種産業を有機的に結び、人や地域が連携した産業の振興を図ります。

また、安曇野の心象として抱かれる田園風景を守り、この地域の持つ歴史、文化、暮らしなどの魅力を内外に伝えることで、移住・定住の促進と交流人口の増加を目指します。

さらに、人と人とのつながりを強め、地域での連携や助け合いを大切にします。

関連基本施策

- ◆ 自然環境の保全(第1章-第1節-1)
- ◆ 快適な生活環境の整備(第1章-第1節-2)
- ◆ 水環境の保全活用(第1章-第2節-3)
- ◆ 環境に優しいエネルギーの導入(第1章-第3節-1)
- ◆ 医療環境の充実(第2章-第1節-2)
- ◆ 子育て支援の充実(第2章-第3節-1)
- ◆ 学校教育の充実(第3章-第1節-1)
- ◆ 芸術文化活動の振興(第3章-第3節-1)
- ◆ 住んでみたいまち・ずっと住み続けたいまちづくり(第4章-第3節-1)
- ◆ 秩序あるまちづくりの推進(第4章-第3節-2)
- ◆ 景観の保全・育成(第4章-第3節-3)
- ◆ 住環境の整備(第4章-第3節-4)
- ◆ 道路の整備(第4章-第4節-1)
- ◆ 公共交通の整備(第4章-第4節-2)
- ◆ 農業・農村の振興(第5章-第1節-1)
- ◆ 林業の振興(第5章-第1節-2)
- ◆ 水産及び特産の振興(第5章-第1節-3)
- ◆ 商業の振興(第5章-第2節-1)
- ◆ 工業の振興(第5章-第2節-2)
- ◆ 労働環境の整備(第5章-第2節-3)
- ◆ 観光の振興(第5章-第2節-4)
- ◆ 地域資源を活用した産業モデルへの取り組み(第5章-第3節-1)
- ◆ 協働のまちづくりの推進(第6章-第1節-1)
- ◆ 市民参画の推進(第6章-第1節-2)
- ◆ 男女共同参画の推進(第6章-第1節-3)
- ◆ 地域情報化の推進(第7章-第1節-1)



重点施策2 健康長寿のまちづくり

市民一人ひとりが地域の中でいきいき生きる、健康長寿のまちづくりに取り組みます。

目標

平均寿命が延び続ける中で、市民一人ひとりが、住み慣れた地域の中で生きがいを持ち、元気で自立した生活を送ることのできる健康長寿の社会の構築を目指します。

概要

身体的、精神的、社会的な健康と生きがいを育み、生活をより豊かなものにするため、医療機関、社会福祉法人、企業、NPOなどの関係団体と連携しながら、医療、福祉、学校教育、生涯学習、スポーツ、食、観光など幅広い分野で健康長寿を目指し、市民誰もが健康で過ごせるよう、健康寿命の延伸に取り組みます。

また、互いに支えあってきた安曇野の暮らしを生かし、地域社会全体で高齢者や障害者が自立した生活を送れるよう、地域やNPOなどの活動をさらに支援します。

関連基本施策

- ◆ 自然環境の保全(第1章-第1節-1)
- ◆ 健康づくりの推進(第2章-第1節-1)
- ◆ 医療環境の充実(第2章-第1節-2)
- ◆ 地域福祉の推進(第2章-第2節-1)
- ◆ 障害者福祉の充実(第2章-第2節-2)
- ◆ 高齢者福祉と生きがい対策(第2章-第2節-3)
- ◆ 高齢者介護サービスの充実(第2章-第2節-4)
- ◆ 社会保障制度の充実(第2章-第3節-2)
- ◆ 学校教育の充実(第3章-第1節-1)
- ◆ 生涯学習の推進(第3章-第2節-1)
- ◆ スポーツ活動の推進(第3章-第2節-2)
- ◆ 芸術文化活動の振興(第3章-第3節-1)
- ◆ 公共交通の整備(第4章-第4節-2)
- ◆ 農業・農村の振興(第5章-第1節-1)
- ◆ 労働環境の整備(第5章-第2節-3)
- ◆ 観光の振興(第5章-第2節-4)
- ◆ 協働のまちづくりの推進(第6章-第1節-1)
- ◆ 市民参画の推進(第6章-第1節-2)



重点施策

重点施策3 豊かな人を育むまちづくり

世界的な視野を持ち、心豊かで地域で活躍する人を育てるまちづくりに取り組みます。

目標

安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりと、一人ひとりの個性を尊重し、多様な能力を伸ばし、国際的な視野のもとで、産業や地域を担う心豊かな人の育成を目指します。

概要

国際化の進展や社会経済のグローバル化などに対応し、幅広い教養と安曇野の風土に誇りを持ち、広く社会や地域で活躍できる人材育成に向けた教育環境整備と、働きやすい労働環境づくりや医療環境の整備などを充実します。

また、地域資源を活用した産業モデルへの取り組みを担う人材の育成を産学官の連携で進めます。

さらに、安曇野に育まれた一人ひとりが活躍できる場を創出します。

関連基本施策

- ◆ 自然環境の保全(第1章-第1節-1)
- ◆ 健康づくりの推進(第2章-第1節-1)
- ◆ 医療環境の充実(第2章-第1節-2)
- ◆ 子育て支援の充実(第2章-第3節-1)
- ◆ 学校教育の充実(第3章-第1節-1)
- ◆ 青少年の健全育成(第3章-第1節-2)
- ◆ 生涯学習の推進(第3章-第2節-1)
- ◆ スポーツ活動の推進(第3章-第2節-2)
- ◆ 芸術文化活動の振興(第3章-第3節-1)
- ◆ 交流活動の推進(第3章-第3節-2)
- ◆ 農業・農村の振興(第5章-第1節-1)
- ◆ 林業の振興(第5章-第1節-2)
- ◆ 商業の振興(第5章-第2節-1)
- ◆ 工業の振興(第5章-第2節-2)
- ◆ 労働環境の整備(第5章-第2節-3)
- ◆ 地域資源を活用した産業モデルへの取り組み(第5章-第3節-1)
- ◆ 協働のまちづくりの推進(第6章-第1節-1)
- ◆ 市民参画の推進(第6章-第1節-2)
- ◆ 男女共同参画の推進(第6章-第1節-3)
- ◆ 人権の尊重(第6章-第1節-4)



基本計画の構成

第1章 環境に優しいまちの形成

第1節 自然と共生するまち

- 1 自然環境の保全
 - ① 自然環境の保全と再生
 - ② 地域生態環境の保全と再生
 - ③ 自然環境の活用
- 2 快適な生活環境の整備
 - ① 快適な安曇野らしい田園産業都市生活環境の創造
 - ② 公害対策の推進
 - ③ 環境美化運動の推進

第2節 環境への責任を果たすまち

- 1 地球温暖化対策
 - ① 総合的な地球温暖化対策
 - ② 省エネルギー対策
- 2 循環型社会の構築
 - ① 環境意識の向上
 - ② 排出抑制(リデュース)の推進
 - ③ 再利用(リユース)の推進
 - ④ 再生利用(リサイクル)の推進
 - ⑤ 中間処理施設や最終処分施設への支援
- 3 水環境の保全活用
 - ① 地下水の保全・涵養・適正利用
 - ② 河川・用水環境の整備
 - ③ 上水道の整備
 - ④ 下水道の整備

第3節 環境に優しいエネルギーをつくるまち

- 1 環境に優しいエネルギーの導入
 - ① 自然エネルギーの調査・検討
 - ② 自然エネルギーの活用の推進

基本計画の構成

第2章 穏やかに暮らせるまちの形成

第1節 健やかに暮らせるまち

- 1 健康づくりの推進
 - ① 各種健診などの充実
 - ② 予防活動の充実
 - ③ 食育の推進
- 2 医療環境の充実
 - ① 地域医療体制の充実
 - ② 救急医療体制の充実
 - ③ 周産期医療体制の充実

第2節 認め合い支えあえるまち

- 1 地域福祉の推進
 - ① 地域福祉体制の充実
 - ② 地域福祉活動の強化
 - ③ 福祉意識の高揚
 - ④ 福祉施設の充実
- 2 障害者福祉の充実
 - ① 障害者福祉サービスの充実
 - ② 自立と就労への支援
 - ③ 相談支援体制の強化
- 3 高齢者福祉と生きがい対策
 - ① 地域包括支援体制の充実
 - ② 生きがいづくりと社会参加の推進
 - ③ 在宅福祉サービスの充実
- 4 高齢者介護サービスの充実
 - ① 介護保険事業の充実
 - ② 介護予防の充実
 - ③ 介護サービスの基盤整備

第3節 安心を支えるまち

- 1 子育て支援の充実
 - ① 出産・育児に対する支援の推進
 - ② 保育施策の充実
 - ③ 児童福祉サービスの充実
 - ④ 相談事業の充実
- 2 社会保障制度の充実
 - ① 国民健康保険事業の充実
 - ② 後期高齢者保健事業の充実
 - ③ 国民年金事業の推進
- 3 生活困窮者への支援
 - ① 相談業務などの充実
 - ② 生活保護制度の適用

第3章 人と文化を育むまちの形成

第1節 郷土を担う人を育むまち

- 1 学校教育の充実
 - ① 次代を担う人づくりの推進
 - ② 特色ある学校教育の推進
 - ③ 学校施設の整備
 - ④ 相談支援体制の充実
- 2 青少年の健全育成
 - ① 青少年育成環境の整備
 - ② 青少年団体などの育成
 - ③ 有害な社会環境の浄化
 - ④ 青少年や放課後児童の安全・安心な居場所の確保

第2節 生涯を通じて学びあうまち

- 1 生涯学習の推進
 - ① 生涯学習推進体制の構築
 - ② 生涯学習機会の充実
 - ③ 生涯学習施設の整備
- 2 スポーツ活動の推進
 - ① 生涯スポーツの推進
 - ② スポーツ施設の整備と有効活用
 - ③ 競技スポーツの振興と指導者の育成
 - ④ 高齢者・障害者スポーツの推進
 - ⑤ スポーツを通じたコミュニティづくり

第3節 文化を学び育むまち

- 1 芸術文化活動の振興
 - ① 地域文化の振興
 - ② 芸術文化施設の充実
 - ③ 芸術文化活動の推進
 - ④ 歴史民俗資料の保存・活用
- 2 交流活動の推進
 - ① 国際交流の推進
 - ② 外国人の生活支援
 - ③ 都市間の連携と交流の推進

基本計画の構成

第4章 安全・安心・快適なまちの形成

第1節 災害に強いまち

- 1 防災対策の充実
 - ① 危機管理体制の充実
 - ② 防災施設の整備
 - ③ 消防体制の充実
 - ④ 自主防災体制の充実
 - ⑤ 防災意識の高揚
- 2 治山・治水事業の促進
 - ① 治水対策の充実
 - ② 治山対策の充実
 - ③ 危険個所の解消

第2節 事件・事故を防ぐまち

- 1 防犯・交通安全の推進
 - ① 防犯体制の充実
 - ② 交通安全対策の強化
 - ③ 防犯・交通安全施設の整備
- 2 消費者保護の推進
 - ① 市民生活相談の充実
 - ② 消費者教育の推進

第3節 風土に根ざした魅力あるまち

- 1 住んでみたいまち・
ずっと住み続けたいまちづくり
 - ① 移住・定住促進体制
 - ② 住宅情報の提供
 - ③ 移住・定住希望者への誘致活動
 - ④ 相談体制・受入体制の整備
- 2 秩序あるまちづくりの推進
 - ① 計画的なまちづくりの推進
 - ② 市街地の整備
- 3 景観の保全・育成
 - ① 街並み景観の整備
 - ② 環境と景観に配慮したまちづくり
- 4 住環境の整備
 - ① 公園の整備
 - ② 緑化の推進
 - ③ 公営住宅の整備
 - ④ 居住環境の整備
 - ⑤ 耐震化の推進
 - ⑥ 市営霊園の管理と計画的整備

第4節 利便性の高いまち

- 1 道路の整備
 - ① 幹線道路の整備
 - ② 生活道路の整備
 - ③ 除雪対策
- 2 公共交通の整備
 - ① 公共交通体系の充実
 - ② 公共交通の利用促進
 - ③ 脱石油型の交通システムの開発

第5章 豊かな産業のあるまちの形成

第1節 次代へつなぐ農林水産業を振興するまち

- 1 農業・農村の振興
 - ① 産業としての農業の確立
 - ② 農業生産活動と農村での生活の維持
 - ③ 農のある暮らしの充実と環境保全の推進
- 2 林業の振興
 - ① 森林の公益的機能の維持・増進
 - ② 地域材、特用林産物の振興
 - ③ 森林施業の推進
 - ④ 森林の多目的活用
- 3 水産及び特産の振興
 - ① 水産・特産の振興

第2節 活力ある商工観光業を振興するまち

- 1 商業の振興
 - ① 商業への支援
 - ② 商業空間の形成
 - ③ 経営の安定化
- 2 工業の振興
 - ① 生産基盤の整備
 - ② 経営の安定化
- 3 労働環境の整備
 - ① 就労支援の促進
 - ② 勤労者の福利厚生の充実
- 4 観光の振興
 - ① 観光基盤の整備
 - ② 観光情報の発信
 - ③ 新たな観光戦略の実践
 - ④ 受け入れ態勢の整備

第3節 安曇野モデル構築に取り組むまち

- 1 地域資源を活用した産業モデルへの取り組み
 - ① 地域産業の有機的連携の推進
 - ② 多種多様な連携構築の支援
 - ③ 地域ブランド化への取り組み

基本計画の構成

第6章 協働によるまちづくりの推進

第1節 協働で築かれるまち

- 1 協働のまちづくりの推進
 - ① 市民活動の促進
 - ② 協働推進の行政システムの構築
 - ③ 市民活動センターの充実
- 2 市民参画の推進
 - ① 市民参画システムの構築
 - ② 広聴制度の充実
- 3 男女共同参画の推進
 - ① 男女共同参画システムの充実
 - ② 女性の社会活動参画推進
- 4 人権の尊重
 - ① 人権教育・啓発の推進
 - ② 人権擁護団体の育成支援

第7章 経営的視点にたった行財政運営の推進

第1節 経営的視点の行財政運営がなされるまち

- 1 地域情報化の推進
 - ① 地域情報ネットワークの構築
 - ② 情報化の推進と活用
 - ③ 情報セキュリティ対策の推進
- 2 行政改革の推進
 - ① スリムで柔軟な組織・人事体制の構築
 - ② 業務の効率化
 - ③ 職員管理・給与の適正化
 - ④ 公共施設の効果的利用
 - ⑤ 本庁舎等の建設
- 3 開かれた市政の推進
 - ① 広報制度の充実
 - ② 行政資料の公表・情報提供の充実
- 4 健全な自治体経営の推進
 - ① 健全な財政運営
 - ② 安定した財政基盤の確保
 - ③ 広域行政の推進

第1節 自然と共生するまち

1 自然環境の保全

- ① 自然環境の保全と再生
- ② 地域生態環境の保全と再生
- ③ 自然環境の活用

基本方針

豊かで美しい自然環境を守り育て次代へ継承するとともに、市民が恵まれた自然にふれあい、親しめる「自然と共生する社会」の実現を目指します。

現 状

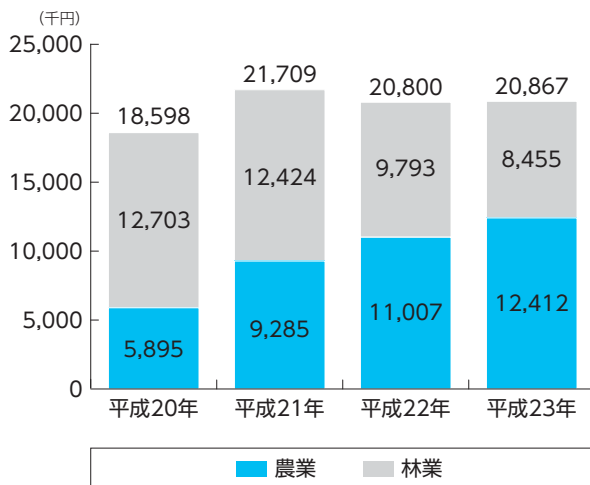
本市は、海拔 520 m の犀川・高瀬川・穂高川の三川合流地点から 3,000 m 近い北アルプス山頂に至る、実に高低差 2,500 m という広範囲にわたり生態系を持つ全国でも貴重な地域といえます。そしてそこには全国に誇れる豊かな自然があり、高山蝶など天然記念物に指定された生物をはじめ、当地ならではの貴重な生物が、多種生息・生育しています。

課 題

自然の豊かさを再認識し、環境への負荷の少ない生活を実践することで、自然や生態系の維持・保全をしながら、人と自然との共生を目指したまちづくりを進めていく必要があります。

トピック

■ 野生鳥獣による農林業被害額の推移



市内の農作物被害の特徴は、平坦部においては、キツネ、タヌキ、ハクビシンなどの小動物や、カラス、ヒヨドリなどの鳥類による被害が報告されているところですが、山麓においては、これらの鳥獣に加え、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマによる被害が発生しており、平坦部よりも多くの被害が発生している状況です。

特に、東山山麓ではシカ・イノシシの害、西山山麓ではサルの害が深刻な状況で、近年、クマによる人的被害も発生しているため、効果的な対策を講じることが急務です。

また、林業に被害を与える主な獣類は、ニホンジカ、ニホンザル、カモシカです。

施策指標

指標	現在(H23)	目標(H29)
「生きもの調査」の実施(回/5年)	1	1
安曇野環境市民ネットワーク等による環境学習プログラムの提供数	26	35
環境学習プログラム等による環境学習の実施(回/年)	5	10

具体的な施策

① 自然環境の保全と再生

豊かで美しい自然環境を保全し、市民が将来にわたってその恩恵を享受できるよう「安曇野市環境基本計画」に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、農業の魅力を高め、農業者が意欲的に農業を続けていくことのできるような環境整備を進めます。さらに、耕作放棄地の有効活用を図るとともに、伝統的な景観が保たれるよう、農村景観を保全します。

② 地域生態環境の保全と再生

動植物の分布状況や生息・生育環境の変化などを把握しながら、里山再生活動などにより、地域生態環境の保全と再生に取り組みます。

また、野生鳥獣による農林業被害や、生態系への影響が懸念される特定外来生物の実態を把握し、その影響を調査して、駆除対策や啓発に努めます。

③ 自然環境の活用

自然とふれあえる水辺や緑の空間の保全を図り、野外体験や自然観察、自然学習活動など、環境学習プログラムを提供し、環境学習機会の創設に努めます。

また、これら環境学習施設の整備や維持にあたっては、周囲の景観と自然環境に配慮した潤いと安らぎのある空間の形成に努めます。

さらに、環境に対する意識を高めるためには、趣味や興味・関心のあることなど、日常生活のあらゆる場面で環境について考えることが大切です。「安曇野市環境基本計画」に基づき、一人ひとりが環境意識を持つために、身近な場所からの環境学習を推進します。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市環境基本計画	平成20年度～平成29年度
安曇野市生涯学習推進計画	平成20年度～平成29年度
安曇野市里山再生計画	平成26年度～平成35年度(予定)
安曇野市農業・農村振興基本計画	平成24年度～平成28年度

市民に期待される役割

- ・生涯学習リーダーバンクへの登録と活用
- ・里山再生活動への参加

第1章 環境に優しいまちの形成

第1節 自然と共生するまち

2 快適な生活環境の整備

- ① 快適な安曇野らしい田園産業都市生活環境の創造
- ② 公害対策の推進
- ③ 環境美化運動の推進

基本方針

公害監視体制の強化やごみ排出マナー向上と環境美化に関する意識の高揚を図り、健康で快適な市民生活の保持を目指します。

現 状

今日の公害問題は従来の産業型公害から都市型・生活型公害へと移行しています。

また、ダイオキシン類や環境ホルモンなどを原因とする人々の健康被害など、多様で複雑な環境問題も生じています。

さらに、物質的な豊かさや経済効率・快適性・利便性が追求される中でもたらされた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、環境に負荷を与える主な原因となっています。安曇野らしい、快適な田園産業都市生活ができるような生活環境の整備、保全及び新たな環境創造が望まれています。

課 題

行政、市民、事業者、各種団体などの緊密な連携のもとに環境の保全に向けた取り組みや、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムと生活スタイルの見直しを進めていく必要があります。

また、市民の需要に応じた生活環境の整備と、その適正な維持管理に努める必要があります。

トピック

不法投棄は、平成 19 年度 51 t、平成 20 年度 53 t、平成 21 年度 32 t、平成 22 年度 33 t、平成 23 年度 23 t で、近年は大量の不法投棄案件がなかったため少なくなっていますが、その処理には相当の費用がかかっています。

不法投棄される場所は、山林・河川などの人目につきにくい場所が多く、ごみ集積所に放置される場合もあります。不法投棄されるものは多種多様ですが、大きなものでは寝具や家電製品、また空き缶・ペットボトルのポイ捨てなどが目立ちます。

施策指標

指標	現在(H23)	目標(H29)
環境美化活動団体数(団体・累計)	112	115
環境美化活動参加者数(人/年)	15,381	19,000

具体的な施策

① 快適な安曇野らしい田園産業都市生活環境の創造

安曇野の自然環境、田園環境を生かした、快適な田園産業都市生活環境を市民、地域、企業、行政の協働で創造するための支援をします。

また、生活環境の保全と創造を図るため、広報・啓発活動を充実します。

② 公害対策の推進

広報活動の充実により企業・市民の公害に対する意識の高揚を図るとともに、大気・水質・土壌・騒音・振動・悪臭などの定期検査・測定による監視体制の強化を図ります。

③ 環境美化運動の推進

市民総参加で市内清掃に取り組むとともに、ごみのポイ捨てや不法投棄などについて、市民や業者の意識の啓発を図ります。

また、監視体制の強化や情報提供の推進により、不法投棄の未然防止に努めます。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市環境基本計画	平成20年度～平成29年度
安曇野市一般廃棄物処理基本計画	平成23年度～平成32年度

市民に期待される役割

- ・ごみのポイ捨てをしない
- ・市内一斉清掃、地域・職場・学校などの美化活動への参加



第1章 環境に優しいまちの形成

第2節 環境への責任を果たすまち

1 地球温暖化対策

- ① 総合的な地球温暖化対策
- ② 省エネルギー対策

基本方針

CO₂削減の目標を示し、エネルギー使用量の抑制に努めるとともに、環境に優しい自然エネルギー*の導入を進め、地球環境の保全を目指します。

現 状

温室効果ガス*の排出量の増加による地球温暖化の進行やオゾン層の破壊など、地球規模での環境問題が発生しています。

課 題

行政、市民、事業者、各種団体などとの緊密な連携のもと、地球温暖化対策に関して、緊急に取り組みを進めていく必要があります。

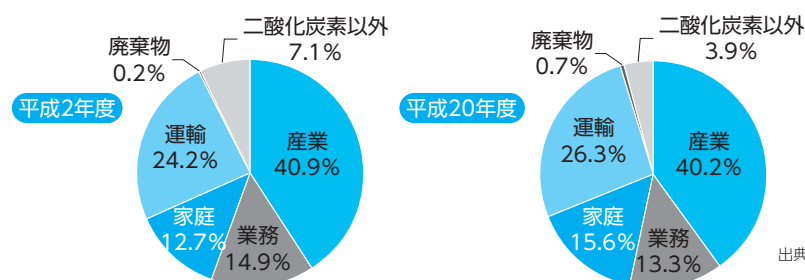
トピック

■ 安曇野市における部門別温室効果ガス排出量の割合

単位：万t-CO₂ (%)

区分	平成2年度	平成20年度	増減 平成2年度 →平成20年度
二酸化炭素	52.5 (92.9%)	65.7 (96.1%)	+13.2 (+25.1%)
産業部門	23.1 (40.9%)	27.5 (40.2%)	+4.4 (+19.0%)
民生業務部門	8.4 (14.9%)	9.1 (13.3%)	+0.7 (+8.3%)
民生家庭部門	7.2 (12.7%)	10.7 (15.6%)	+3.5 (+48.6%)
運輸部門	13.7 (24.2%)	18.0 (26.3%)	+4.3 (+31.4%)
廃棄物部門	0.1 (0.2%)	0.5 (0.7%)	+0.4 (+400.0%)
二酸化炭素以外	4.0 (7.1%)	2.7 (3.9%)	-1.3 (-32.5%)
合計	56.5 (100.0%)	68.4 (100%)	+11.9 (+21.1%)

* []内は構成比、()内は増減比を示します。



安曇野市の平成20年度における部門別の温室効果ガス排出量の割合を見ると、産業部門が40.2%と最も高く、次いで運輸部門26.3%、民生家庭部門15.6%でした。

平成20年度の温室効果ガス排出量を平成2年度と比較すると、すべての部門で増加しています。主に、産業部門と民生家庭部門、運輸部門が総排出量の増加に大きく寄与しています。

出典：安曇野市地球温暖化対策実行計画
2012年度▶2020年度

*自然エネルギー：利用し続けても枯渇することがなく、環境への負荷も少ないエネルギー資源。風力・太陽光・太陽熱・地中熱・バイオマスなど。
*温室効果ガス：太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める動きがある二酸化炭素やメタンなどのガス。

施策指標

指 標	現在(H23)	目標(H29)
環境マネジメントシステム取得事業所数	29	35

具体的な施策

① 総合的な地球温暖化対策

「安曇野市地球温暖化対策実行計画」に基づき、政府の進める CO₂ 削減方針とともに、市独自の具体的な取り組みを進めます。

② 省エネルギー対策

地球温暖化対策を推進するため、市民や事業者が自主的に省エネルギー対策に取り組めるよう、情報提供に努めながら、市民意識の高揚を図ります。

また、行政自らが省エネルギーに努めるとともに、市民や事業者の省エネルギー対策を支援します。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市環境基本計画	平成20年度～平成29年度
安曇野市地球温暖化対策実行計画	平成24年度～平成32年度
安曇野市農業・農村振興基本計画	平成24年度～平成28年度

市民に期待される役割

- ・地球温暖化問題への関心と理解
- ・日常生活の中で、一人ひとりができるところからの温室効果ガス排出削減行動
- ・地域での活動への積極的参加



第1章 環境に優しいまちの形成

第2節 環境への責任を果たすまち

2 循環型社会の構築

- ① 環境意識の向上
- ② 排出抑制(リデュース)の推進
- ③ 再利用(リユース)の推進
- ④ 再生利用(リサイクル)の推進
- ⑤ 中間処理施設や最終処分施設への支援

基本方針

大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活を見直し、ごみの減量化と資源の再利用、リサイクルを進め循環型社会の構築を目指します。

現 状

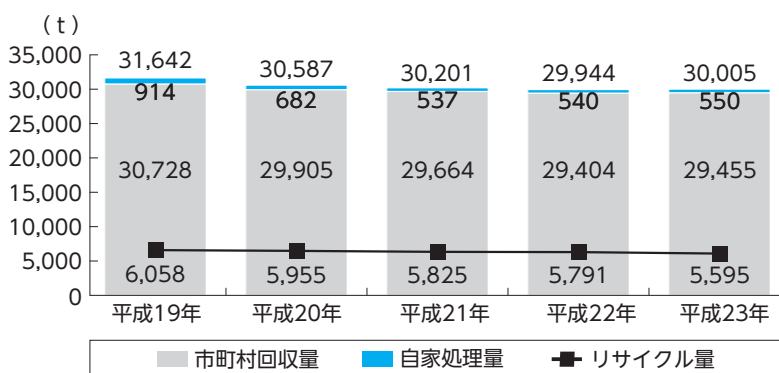
物質的な豊かさや経済効率・快適性・利便性が追求される中でもたらされた石油製品などの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、環境に負荷を与える主な原因となっています。

課 題

市民・事業者が、ごみの発生・排出の抑制、マナーの向上などについて認識を深めていく必要があります。

トピック

■ 安曇野市のごみ排出量の推移



安曇野市の近年のごみ排出量は減少傾向でしたが、平成23年はわずかに増加しました。特殊な要因も考えられますが、引き続きごみ減量に取り組む必要があります。

一般廃棄物処理実態調査
(自家処理量は推計値)

施策指標

指標	現在(H23)	目標(H29)
燃えるごみ排出量(g/人・日)	378	346
資源物排出量(g/人・日)	151	153
リサイクル数量(t/年)	5,514	5,673
廃食用油回収事業(石けん、BDF*) (L/年)	3,099	4,200

具体的な施策

① 環境意識の向上

市民や事業者のごみの適正処理に関する理解とごみの減量化、再利用、再生利用に向けた意識の啓発を図るため、広報・啓発活動を充実します。

② 排出抑制(リデュース)の推進

廃棄物となる部分の少ない商品の選択や再生品の利用を促進するとともに、無駄なものは購入しない、マイバッグ・マイかご運動、生ごみの減量(堆肥化施設)など、ごみの排出抑制に向けた取り組みを推進します。

③ 再利用(リユース)の推進

物や道具を長く利用するために、まだ使えるものは利用する、修理して再利用する、フリーマーケットでの交換で再利用するなど、リユースを推進するとともに、市民に「もったいない」精神の浸透を図ります。

④ 再生利用(リサイクル)の推進

ビン・缶類・ペットボトル・雑誌などを再資源化するため、分別収集の一層の徹底と効率化を図るとともに、リサイクルシステムの周知と定着に向けた取り組みを推進します。

⑤ 中間処理施設や最終処分施設への支援

リデュース・リユース・リサイクル*の取り組みを推進してもなお発生する一般廃棄物を自区内処理するため、施設の適正な維持管理に努めます。

また、穂高広域施設組合が設置する中間処理施設や最終処分施設の建設を支援します。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市一般廃棄物処理基本計画	平成23年度～平成32年度
安曇野市第6期分別収集計画	平成23年度～平成28年度
安曇野市環境基本計画	平成20年度～平成29年度

市民に期待される役割

- ・一層の分別の徹底
- ・マイバッグなどの活用によるレジ袋の削減

*BDF: Bio Diesel Fuel の略。菜種油・ひまわり油・コーン油などの生物由来の油や、各種廃食用油(てんぷら油など)から作られる軽油代替燃料(ディーゼルエンジン用燃料)の総称。

*リデュース・リユース・リサイクル: リデュース(Reduce)・リユース(Reuse)・リサイクル(Recycle)の3つのRを総称して3Rといい、消費者・事業者・行政がともに協力してリデュース(廃棄物の排出抑制)・リユース(再利用)・リサイクル(再生利用)に取り組むこと。

第1章 環境に優しいまちの形成

第2節 環境への責任を果たすまち

3 水環境の保全活用

- ① 地下水の保全・涵養・適正利用
- ② 河川・用水環境の整備
- ③ 上水道の整備
- ④ 下水道の整備

基本方針

地下水保全や水資源の有効利用に努め、良質で安全な水道水の安定供給を継続するとともに、公共下水道事業などの整備を進め、公共用水域の水質浄化と生活環境の向上を目指します。

現 状

松本盆地の地下には、日本でも有数の水嚢があり、この貴重な地下水を私たちは、生活や産業の用水として広く利用しています。

上水道の主たる水源を地下水とし、給水区域内のほぼ全域において水道水を供給しています。

下水道は、公共下水道事業などを計画的に進めています。

河川・用水の維持管理は、携わってきた市民の高齢化と生活形態の変化により、現状での維持が困難となっています。

課 題

地下水は市民共有のかけがえのない財産です。この貴重な水資源を有効に活用してだけでなく、守り、育み、子々孫々まで伝える責務があります。

上水道は、計画的な施設や設備の更新を進めるとともに、効率的な配水系統の確立と安全でおいしい水を安定的に供給する必要があります。

下水道は、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、事業完了と普及を目指していく必要があります。

トピック

地下水には、熱エネルギー源としての価値があり、近年地下水の有する熱エネルギーが冷房や暖房の熱源として脚光を浴びています。

施策指標

指 標	現在(H23)	目標(H29)
上水道給水普及率* (%)	99.0	99.3
上水道有収率* (%)	78.4	90.0
公共下水道整備率 (%)	81.8	90.0
公共下水道水洗化率 (%)	90.4	94.0

具体的な施策

① 地下水の保全・涵養・適正利用

地下水は、市民のかけがえのない共有財産と位置付け、全市民が地下水保全・強化に努め、健全な地下水環境を創出する取り組みを推進します。そして、地下水資源を活用し、豊かな安曇野を次世代に引き継ぐことができるよう「安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例」に基づき、適正な地下水利用のための取水ルールの徹底を図ります。

また、涵養施策などを行い「地下水資源の強化」を図るとともに、地下水質の劣化を抑制し、水質改善に資する取り組みを行います。

② 河川・用水環境の整備

河川や用水などの水辺空間の親水的な価値を生かすとともに、生物の生活しやすい環境の保全・維持に努めます。

また、治水・利水機能と環境機能を兼ね備えた、多自然型工法などの採用により、水環境の保全に配慮した河川・用水整備に努めます。

③ 上水道の整備

安心で安定的な水道水供給体制の維持・充実を図るため、「安曇野市水道ビジョン」に基づき、水質管理の強化を図るとともに、老朽化に伴う施設の更新を計画的に進めます。

また、5地域の水道事業を統合し、経営・管理の一体化による財政的運営基盤の強化を図ります。

④ 下水道の整備

下水道事業計画に基づき、処理施設・下水管路の整備及び適切な維持管理を図り、施設の耐震化を検討するとともに、下水道接続に関する広報・啓発に努め、供用区域内の水洗化及び集合処理区域外における合併処理浄化槽の普及を促進します。

また、下水道事業の健全な財政運営に努めます。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市環境基本計画	平成20年度～平成29年度
安曇野市水道ビジョン	平成21年度～平成30年度
安曇野市公共下水道事業計画	平成24年度～平成28年度
安曇野市一般廃棄物処理基本計画	平成23年度～平成32年度

市民に期待される役割

- ・防火用水機能や排水路機能や親水機能といった多面的機能を合わせもつ農業用水路の維持管理への協力
- ・節水意識の高揚
- ・非常時の貯水・給水体制についての理解と実践
- ・公共下水道への早期接続
- ・集合処理区域外における合併処理浄化槽への切り替え

*給水普及率：給水区域内人口に対する給水人口（顧客人口）の割合。

*有収率：配水水量に対して料金として徴収される水量（有収水量）の割合。

第1章 環境に優しいまちの形成

第3節 環境に優しいエネルギーをつくるまち

1 環境に優しいエネルギーの導入

- ① 自然エネルギーの調査・検討
- ② 自然エネルギーの活用の推進

基本方針

本市の特性、資源、優位性などを生かした自然エネルギーの活用に向けて、経済性や環境への影響などを検証するとともに、環境に優しいエネルギーの普及拡大を目指します。

現 状

地球温暖化対策や東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による電力安定供給への不安や放射能被害などから、省エネルギーへの意識が高まるとともに、自然エネルギーへの期待が高まっています。

課 題

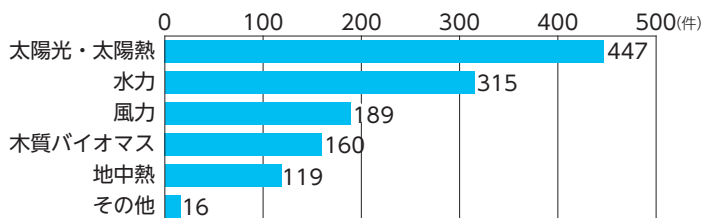
自然エネルギーの固定価格買取制度の開始などを背景に、輸入に依存する石油、天然ガスなどのエネルギーから地域で生み出され、地域で消費できる自然エネルギーへの転換が求められています。

トピック

■ 市民の自然エネルギーへの関心について

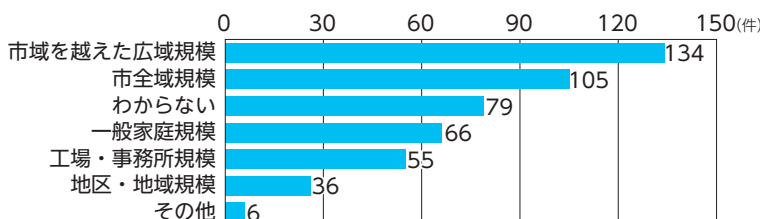
〔安曇野市地球温暖化対策実行計画〕策定に伴い実施した市民アンケートから抜粋

質問 温暖化対策として、安曇野市にふさわしい自然エネルギーは何だと思えますか？
3つまで選び、番号を記入してください。



最も高かったのは「太陽光・太陽熱」で約90%、次いで「水力」(約64%)、「風力」(約38%)でした。

質問 自然エネルギーの導入はどれくらいの規模で進めるべきだと思いますか？
1つ選び、番号を記入してください。



「市域を越えた広域規模」が最も多く約28%でした。次いで「市全域規模」(約22%)、「わからない」(約16%)でした。

出典：安曇野市地球温暖化対策実行計画 2012年度▶2020年度

施策指標

指標	現在(H23)	目標(H29)
太陽光発電システム設置戸数(戸・累計)	1,483	3,000

具体的な施策

① 自然エネルギーの調査・検討

太陽光発電、太陽熱利用*、バイオマス燃料、小水力発電*、地中熱など、地域性を生かした自然エネルギーを調査し、その有効活用に向けて取り組みます。

② 自然エネルギーの活用の推進

市民、事業所、公共施設などに自然エネルギーの導入を推進することで、環境に優しいエネルギーをつくるまちを目指します。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市環境基本計画	平成20年度～平成29年度
安曇野市地球温暖化対策実行計画	平成24年度～平成32年度
安曇野市農業・農村振興基本計画	平成24年度～平成28年度

市民に期待される役割

・自然エネルギーへの理解



*太陽熱利用：太陽の熱を集めて、温水を作ったり、冷房や暖房に使ったりすること。

*小水力発電：河川や用水路などのさまざまな水流を利用し発電する。自然破壊を伴うダム式の水力発電とは区別されるのが一般的。

第1節 健やかに暮らせるまち

1 健康づくりの推進

- ① 各種健診などの充実
- ② 予防活動の充実
- ③ 食育の推進

基本方針

生活習慣病に対する予防対策を中心に健康づくりを進め、健康寿命*の延伸を目指します。

現 状

時代の変遷により、食生活や生活習慣が様変わりし、生活習慣病の増加が深刻な社会問題となっています。また、歯や口の健康も生活習慣病の一つで全身疾患に影響を与えられています。

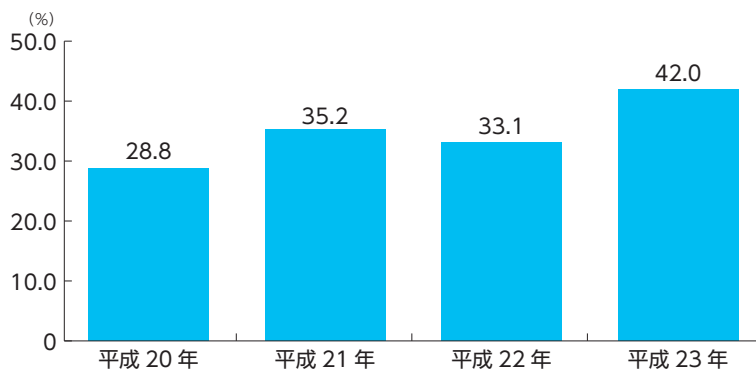
課 題

生活習慣病の一次予防に重点を置くとともに、合併症の発症や症状進展などの重症化予防を重視した取り組みを推進して行く必要があります。

また、歯科については全身の健康状態を守るため、歯や口の疾病を予防し、口腔機能を健全に発達維持させる取り組みが必要です。

トピック

■ 特定保健指導実施率



特定保健指導実施率は、平成23年が42.0%となっています。増加傾向にあります。

(健康推進課)

*健康寿命：平均寿命から日常生活を大きく損ねる病気やけがの期間を差し引いたもので、健康体で生活できる寿命。健康上の問題で日常生活に影響の無い期間。

施策指標

指標	現在(H23)	目標(H29)
特定健康診査実施率(%)	36.4	60.0
各種がん検診受診率(%)	13.0	50.0
特定保健指導実施率(%)	42.0	60.0
幼児期(3歳6カ月)において大人(保護者又は祖父母)と一緒に朝食を食べる子どもの割合(%)	93.4	100.0

具体的な施策

① 各種健診などの充実

市民一人ひとりの生活習慣の改善や生活習慣病の早期発見・治療対策を促進するため、検診方法などの改善により受診率の向上を図ります。

② 予防活動の充実

市の健康課題の分析に努め、解決に向けて相談・指導の充実を図ります。特に、糖尿病等の生活習慣病の重症化予防のための個別指導などを重点に実施します。

また、若年者の健診機会を設け、生活習慣病の一次予防に努めます。

さらに、感染症予防のための予防接種を実施します。

③ 食育*の推進

生活リズムの向上や栄養バランスに優れた日本型食生活の実践など食の大切さに関する普及啓発を進め、健全な食生活を推進します。

また、子どもの孤食について対策を進め、家族ぐるみで食育推進を図ります。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市健康づくり計画	平成25年度～平成34年度
安曇野市食育推進計画	平成26年度～平成30年度(予定)

市民に期待される役割

- ・各種健診の受診と病気の早期発見、早期治療
- ・健診結果による体の状態の理解と生活習慣の改善

*食育：さまざまな経験を通して、食に関する知識や食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること。食育基本法では、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的としている。

第2章 穏やかに暮らせるまちの形成

第1節 健やかに暮らせるまち

2 医療環境の充実

- ① 地域医療*体制の充実
- ② 救急医療体制の充実
- ③ 周産期医療*体制の充実

基本方針

市民が安心して生活できるよう、救急医療や休日、夜間も含めた医療供給体制の構築を目指します。
また、医療機関と連携して、地域医療の充実を図ります。
さらに、全国的な問題となっている出産・子育ての医療提供体制の確保を図ります。

現 状

休日当番医や安曇野市夜間急病センターは、安曇野市医師会の協力医療機関により担われています。
本市の属する松本医療圏は医療機関も多く、圏域での二次救急*などの対応も可能になっています。
しかし、分娩を扱う医療機関は少なく、産科医療体制整備が急がれます。

課 題

救急医療を担う二次医療機関に夜間、休日に軽症者が利用することにより、病院の負担増や救急診療への支障をきたす可能性もあります。そのため、夜間急病センターや休日当番医制により、初期救急医療を提供する必要があります。

しかし、休日当番医や夜間急病センターへの協力医療機関数が減少しているため、今後、医療機関への負担が増える事が懸念されます。

また、災害・新興感染症に対しては広域的な検討を進めていく必要があります。

トピック

平成 23 年度から広域での災害医療の検討が始まっています。

* 地域医療：病院や医療機関での疾患の治療やケアに対置して言われることで、地域の中での疾病の予防や健康の維持、増進のための活動、在宅の慢性疾患の患者、高齢者の介護支援や専門的な助言、妊婦の保健指導、また、最近では、在宅の引きこもりの児童から成人などもその活動範囲になる。

* 周産期医療：周産期とは妊娠後期から新生児早期までのお産に関連する期間を一括した概念をいい、この期間に母体、胎児、新生児を総合的に管理して母と子の健康を守るのが周産期医療。

* 二次救急：入院治療を必要とする重症患者に対応する機関。都道府県が定めた医療圏域（二次医療圏）ごとに整備するため、市町村の垣根を越えた整備が必要ことが多い。近年は小児救急医療へ対応するため、通常の二次救急（内科、外科、脳外科等）とは別に小児二次救急医療の体制を独自に組む医療圏もある。

施策指標

指標	現在(H23)	目標(H29)
夜間急病センター受診者数(人/年)	1,613	1,800

具体的な施策

① 地域医療体制の充実

地域の保健・医療サービスの課題について分析し、体制整備にむけての検討や施策を展開します。

② 救急医療体制の充実

夜間における初期救急医療として、夜間急病センターの安定的な運営に向けた取り組みに努めます。
また、在宅当番医制*・病院群輪番制*の充実などの体制整備を進めます。

③ 周産期医療体制の充実

出産・子育て安心ネットワーク事業を通じて、分娩医療機関の負担を軽減するとともに、産科医確保を支援します。
また、講演会などを通じて市民に事業の啓発を行います。

市民に期待される役割

- ・病気や応急手当の知識の習得
- ・適正な医療機関利用方法への理解と医療機関の上手な利用



*在宅当番医制：休日、夜間の急病患者のために、市内の病院・医院が交代で診療する制度。

*輪番制：休日・夜間の入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、指定された市内の医療機関が輪番で対応する制度。

第2章 穏やかに暮らせるまちの形成

第2節 認め合い支えあえるまち

1 地域福祉の推進

- ① 地域福祉体制の充実
- ② 地域福祉活動の強化
- ③ 福祉意識の高揚
- ④ 福祉施設の充実

基本方針

市民が健康で生きがいを持ち、安心して生活ができるよう、地域の絆を深めて支えあい、一人ひとりが輝くことのできる、地域福祉が充実した社会の実現を目指します。

現 状

核家族化や生活様式の多様化などに伴い、地域で連携し、地域福祉が充実した社会をつくるという意識の希薄化が進んでいます。

課 題

健康で生きがいを持ち、安心して生活ができるため、各施策の充実を図るとともに、市民が地域での絆を深め、共に支えあい、一人ひとりが輝く地域福祉が充実した社会を構築する必要があります。
また、行政の横断的連携を図り、市民の自主的な福祉活動ができる基盤づくりを支援する必要があります。

トピック

東日本大震災のあと、防災意識が高まっており、災害時に備えた地域のあり方を模索する動きがあり、防災面と連携した地域福祉が充実した社会づくりに関心が高まっています。

施策指標

指標	現在(H23)	目標(H29)
NPO法人登録数(団体・累計)	35	40
ボランティア登録者数(人・累計)	3,229	4,000

具体的な施策

① 地域福祉体制の充実

市が策定する「第2期安曇野市地域福祉計画」及び社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画に基づき、支えあえる地域づくりを支援するための各種施策を行います。

② 地域福祉活動の強化

地域福祉活動を一層推進するため、社会福祉協議会やNPO*など、地域における活動団体のつながりづくりを支援するなど、活動の拠点づくりを図ります。

③ 福祉意識の高揚

地域福祉を推進するための講演会、学習会などを、社会福祉協議会や福祉団体などと協力して開催し、福祉意識の高揚を図ります。

④ 福祉施設の充実

各事業に対応した施設整備を推進します。
また、高齢者の生きがいと健康づくり活動を支援するため、老人福祉センターなどの高齢者福祉施設の適切な維持管理に努めます。

関連個別計画

計画名	計画期間
第2期安曇野市地域福祉計画	平成25年度～平成29年度

市民に期待される役割

- ・各講演会、学習会などへの参加
- ・地区社協の活動への参加

*NPO: Non-Profit Organization の略。営利を目的とせず、公益の増進に寄与することを目的として市民が主体的に活動に取り組む団体(組織)。

第2章 穏やかに暮らせるまちの形成

第2節 認め合い支えあえるまち

2 障害者福祉の充実

- ① 障害者福祉サービスの充実
- ② 自立と就労への支援
- ③ 相談支援体制の強化

基本方針

一人ひとりの個性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、誰もが安心して元気で暮らしていけるまちづくりの実現を目指します。

現 状

障害者の自立に向けた支援策の強化として、サービスを必要とする全障害者に対して、サービス等利用計画を作成することが必要となりました。

計画相談の充実と機能強化を図り、障害児者のニーズに即した適切なサービスを提供し、ライフステージ*に応じた多様な対応が求められています。

課 題

サービス等利用計画を作成する指定特定相談事業所、指定障害児相談事業所の育成と相談支援専門員の確保及び資質の向上が今後の課題となってきます。

また、障害者が地域において自立した生活を送るため、厳しい環境となっている障害者の就労支援と、聴覚障害者・視覚障害者への情報保障の強化も求められています。

さらに、障害児等に対する早期発見・早期支援体制を充実させて、年齢に応じた適切な対応を行うために、必要な情報の一元管理を構築していくシステムが必要となります。

トピック

障害の重度化・重複化によりサービスに対するニーズの多様化が見られます。当事者等家族も、どのようなサービスが自分に必要なのかわからないケースもあり、サービスに繋げる相談支援が重要となります。

また、発達障害についても障害児者として明確に定義づけされたことから、市では、相談支援の地区担当制による迅速な対応ができる体制を取るとともに、平成24年4月から、子ども発達支援相談室を開設し、障害の診断を受けている児童等に加え、障害の疑いのある児童等の相談支援にも対応し、早期発見・早期支援ができる体制を整えました。

*ライフステージ：人間の一生を成長段階と社会的状況によって段階区分したもので、幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期の五段階に分ける例が多い。

施策指標

指標	現在(H23)	目標(H29)
障害者の福祉施設入所者数(人)	104	86
障害者の一般就労移行者数(人)	1	10
ボランティア養成講座開催数(回/年)	0	6

具体的な施策

① 障害者福祉サービスの充実

サービス利用計画とともに個別支援計画を充実させ、必要なサービス量と質の確保を図ります。
また、サービスの担い手となる事業者の育成、専門的人材の育成・確保に努めます。

② 自立と就労への支援

企業等への理解促進を図りながら、一般就労の場の拡大に努めます。
また、一般就労に移行した障害者に対して、就労支援ワーカーとの連携を図りながら、職場定着に向けた支援を強化します。
さらに、ハローワークを中心とした地域の関係機関による就労支援ネットワークの充実を図ります。

③ 相談支援体制の強化

地域の相談支援の拠点としての基幹相談支援センターの設置について検討を進めます。
また、子ども発達支援相談室へ、障害児支援に必要な情報を一元化し、機能の強化を図ります。
さらに、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者の育成に努め、計画相談の拡大・充実を図ります。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市障害者基本計画	平成24年度～平成29年度
安曇野市障害福祉計画	平成24年度～平成26年度

市民に期待される役割

- ・福祉施設、NPO法人等障害者支援事業所で行うイベントなどへのボランティアによる参加
- ・障害者が、地域で自立して暮らしていくための理解と協力
- ・障害児者に対する地域全体での支えあい

第2章 穏やかに暮らせるまちの形成

第2節 認め合い支えあえるまち

3 高齢者福祉と生きがい対策

- ① 地域包括支援体制の充実
- ② 生きがいづくりと社会参加の推進
- ③ 在宅福祉サービスの充実

基本方針

高齢者の生きがいづくりを推進し、一人ひとりが質の高い豊かな暮らしができるまち、心身ともに健康であり続け自立し安心して暮らすことができるまち、高齢者の笑顔があふれるまちを目指します。

現 状

団塊の世代がすべて高齢期に入る平成27年ころから、高齢者人口が急激に増加し、かつて経験したことのない超高齢社会を迎えることが推測されています。それに伴い、寝たきりや認知症などにより介護や支援を必要とする高齢者の増加、介護の重度化・長期化、介護者の高齢化など介護問題は、老後の最大の不安要因となっています。

課 題

高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して住み慣れた地域で、尊厳をもって暮らすことのできる地域づくりや自立の支援、生活の質の向上・確保などを図る必要があります。

また、自助・互助を中心とした「地域包括ケア」の体制づくりへの取り組みを推進する必要があります。

トピック

安曇野市では介護保険事業とは別に、配食サービス事業や外出支援事業、軽度生活援助事業、老人大学などの高齢者福祉サービスを提供しています。

施策指標

指標	現在(H23)	目標(H29)
地域包括支援センター*の設置個所(累計)	3	3
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業補助金交付数	88	99
緊急通報装置設置数	319	350

具体的な施策

① 地域包括支援体制の充実

できる限り要介護状態にならないよう介護予防サービスを適切に確保するとともに、高齢者が要支援・要介護状態になっても住み慣れた地域で生活を継続していくため、さまざまなニーズに対して必要な支援を包括的に提供できるよう地域包括支援センターの充実に努めます。

② 生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者の社会参加を促進するとともに、老人クラブなど各種団体の地域における自主的な取り組みを支援し、生きがいづくりと健康づくりを推進します。

また、さまざまな交流などを通じて、高齢者が主体的に生きがいを感じられる施策を進めます。

③ 在宅福祉サービスの充実

独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯など、在宅高齢者の生活の質の向上とともに、自立した生活を支援するため、配食サービスなど地域ケア体制*の整備に努めます。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市老人福祉計画	平成24年度～平成26年度

市民に期待される役割

- ・社会・地域活動への参加
- ・地域の見守り
- ・支えあいの推進

*地域包括支援センター：介護予防の拠点として、高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるように調整している。
 *地域ケア体制：在宅の介護や生活支援を必要とする人を早期に発見し、その人に対し迅速に、しかも最も適した形で地域のインフォーマルなサービスをはじめ保健・医療・福祉等のさまざまなサービスが提供される仕組みが十分に機能する体制。

第2章 穏やかに暮らせるまちの形成

第2節 認め合い支えあえるまち

4 高齢者介護サービスの充実

- ① 介護保険事業の充実
- ② 介護予防の充実
- ③ 介護サービスの基盤整備

基本方針

介護サービスの質と量の確保に努めるとともに、高齢者を見守る体制や地域の温かな支えあいの仕組みを強化し、一人ひとりが誇りある人生を送ることのできるまちを目指します。

現 状

少子高齢化や核家族化の進行、平均寿命の延びなどにより高齢化が進展し、要介護者がさらに増加することが懸念されています。

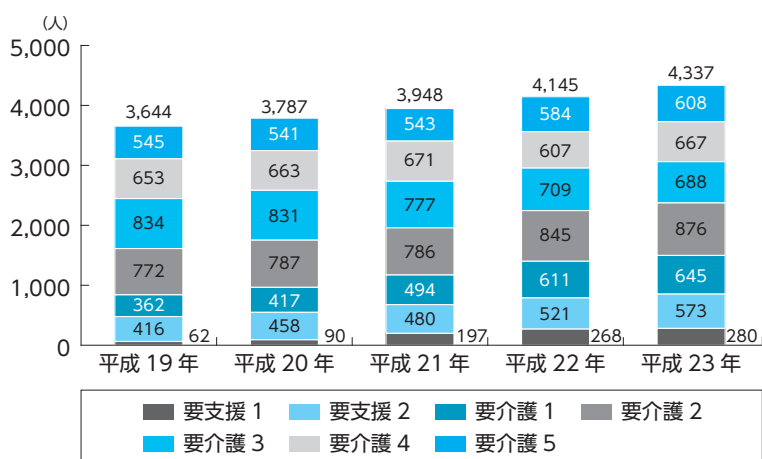
また、介護保険サービスの利用も定着しており、介護給付費も年々増加しています。

課 題

高齢者が住み慣れた地域・家庭で「心身ともに健康で介護をする状態を可能な限り予防しながら、尊厳をもって暮らせる支援体制の強化」がますます必要となっています。

トピック

■ 要介護(支援)認定者数の推移



平成12年度の介護保険制度施行後、要支援・要介護認定者*数は増加傾向にあり、平成23年度は4,337人となっています。

(高齢者介護課)

*要支援・要介護認定者：要支援・要介護認定者とは、高齢者などの心身の状況が介護や支援を必要とする状態(要介護状態・要支援状態)か、介護が必要なら、どの程度の介護が必要か(要介護度)を審査し、その結果、それぞれの状態に認定された者。要介護度は要支援1・2及び要介護1～5に分類される。

施策指標

指標	現在(H23)	目標(H29)
要介護2～5の者に対する施設・介護専用居住系サービス*利用者割合(%)	29.9	36.0以下
介護保険3施設*の利用者のうち、要介護4、5の者の割合(%)	70.6	75.0以上
地域支援事業*の効果(%) (二次予防事業の教室参加者のうち、状態改善者数÷教室参加者数)	93.9	95.0
予防給付*の効果(%) (状態維持・改善者数÷介護度見直し者数)	70.5	72.0
介護給付適正化事業*実施数(事業)	7	9

具体的な施策

① 介護保険事業の充実

介護が必要な高齢者が、必要なときに必要なサービスを受けられるよう、居宅サービス・施設サービスの量的確保を図るとともに、サービス利用者個々の状態にあった効果的で信頼されるケアマネジメントや質の高い介護サービスの提供をしていく体制の確立に努めます。

② 介護予防の充実

増大する介護ニーズに対応しつつ、より良質なサービス提供に努め、介護が必要となる段階に至る前から効果的な介護予防サービスを提供できるよう、地域包括支援センターを中核とした総合的な「介護予防システム」を推進します。

③ 介護サービスの基盤整備

適切な需要量を見込み、いつまでも住み慣れた地域で生活していくために必要な居宅サービスや地域密着型サービス施設などの計画的整備に努めます。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市第5期介護保険事業計画	平成24年度～平成26年度

市民に期待される役割

- ・自主的な介護予防活動
- ・地域の支えあいへの協力

*施設・介護専用居住系サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護専用型特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護を指す。

*介護保険3施設：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設。

*地域支援事業：高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを防止するための介護予防サービス。なお、二次予防事業の対象者とは、要支援・要介護状態になるおそれの高い虚弱高齢者をいう。

*予防給付：要支援1、2に認定された高齢者に対し、介護予防ケアマネジメント（ケアプラン作成）により、介護予防通所介護・介護予防訪問介護などの介護予防サービスを提供し、介護が必要な状態にならないよう、心身の状態の悪化をできる限り防ぐためのサービス。地域包括支援センターにおいて実施される。

*介護給付適正化事業：保険者が不適切な給付を削減する一方、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、給付費や保険料の増大を抑制することを通じて、介護保険制度の適正な運営に資する事業。

第2章 穏やかに暮らせるまちの形成

第3節 安心を支えるまち

1 子育て支援の充実

- ① 出産・育児に対する支援の推進
- ② 保育施策の充実
- ③ 児童福祉サービスの充実
- ④ 相談事業の充実

基本方針

安心して子どもを産み育てられるとともに、子どもが健やかに育つ「子育て世代を支えるまち」の実現を目指します。

現 状

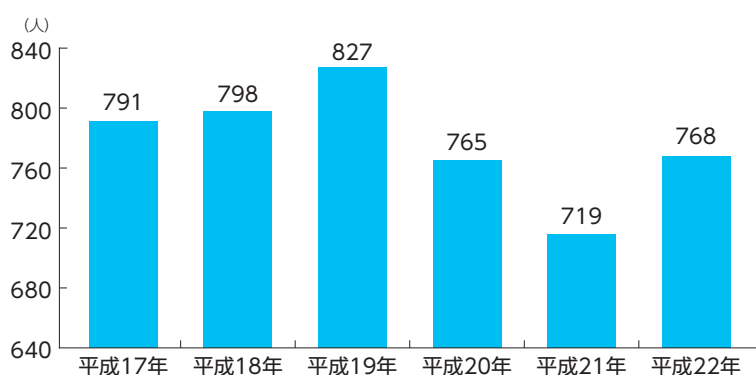
社会福祉構造や価値観の変化により、子どもを取り巻く環境も大きく変化しています。また、子育ての知識や経験が不足し、悩みや不安を抱える親も増加しています。

課 題

子どもがのびのびと心豊かに成長していける社会を構築するため、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整える必要があります。

トピック

■ 出生数の推移



出生数は、平成20年から減少傾向となっています。

(資料：長野県「毎月異動調査結果報告」)

施策指標

指標	現在(H23)	目標(H29)
乳幼児健診受診率(%)	96.1	98.0
延長保育受入数(人)	675	675
放課後児童クラブ登録者数(人)	671	735
家庭児童相談件数(件/年)	81	100

具体的な施策

① 出産・育児に対する支援の推進

安心して、出産・育児ができるように「安曇野市健康づくり計画」及び「安曇野市次世代育成支援行動計画」に基づき、事業を実施します。

また、母子保健事業の中で、専門職による相談指導を充実し、育児に関する知識を普及し、不安の軽減に努めます。

② 保育施策の充実

多様化する保育ニーズに対応するため、未満児保育、延長保育、障害児保育、一時預り保育、病時保育、広域保育など、子育てを支援する施策の充実を図ります。

また、より良い環境で園児を育てるため、保育園の改修など施設の整備に努めます。

③ 児童福祉サービスの充実

児童館や子育て支援センターの整備及び事業の推進を図るとともに、児童クラブやファミリーサポート事業*など、児童福祉サービスの充実を図ります。

また、子育て支援事業の地域間格差を解消するため、すべての地域で同様の事業を行い、サービスの均一化を図ります。

④ 相談事業の充実

ひとり親家庭などの経済的、精神的不安解消のため、相談業務を中心とした各種支援体制の充実を図ります。

また、児童虐待防止、虐待の早期発見のため、要保護児童*対策地域協議会との連携強化を図ります。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市次世代育成支援行動計画(後期計画)	平成22年度～平成26年度
安曇野市健康づくり計画	平成25年度～平成34年度
安曇野市特定事業主行動計画	平成25年度～平成29年度(予定)

市民に期待される役割

・地域で子育てを支援する取り組みへの協力

*ファミリーサポート事業：育児の援助を受けたい人と提供したい人が会員となり助け合う、子育ての相互援助活動を目的とした事業。

*要保護児童：児童福祉法第6条の3の規定により、①保護者のいない児童(孤児、保護者が行方不明等の児童)、②保護者に監護させることが不適当と認める児童(保護者に虐待されている児童、保護者の疾病などにより必要な監護を受けることができない児童、不良行為をなす又はなすおそれのある児童等)のこと。

第2章 穏やかに暮らせるまちの形成

第3節 安心を支えるまち

2 社会保障制度の充実

- ① 国民健康保険事業の充実
- ② 後期高齢者保健事業の充実
- ③ 国民年金事業の推進

基本方針

国民健康保険制度などの充実や国民年金制度の啓発を推進します。

また、健診等を推進し、保健センターと連携して保健指導を実施することにより健康で文化的な生活を営める社会の実現を図ります。

現 状

少子高齢化の進行や医療の高度化に伴い、社会保障制度への負担が大きく増加しています。

また、国民年金については、制度に対する不安感から保険料の未納者が増加傾向にあります。

課 題

市民一人ひとりの健康づくりを推進するため、各種サービスの拡充が必要です。

また、市民の健康や老後を支えるため、年金及び各種保険事業の健全な運営が求められます。

トピック

平成23年度の国民年金被保険者数は、19,719人でした。

施策指標

指標	現在(H23)	目標(H29)
国民健康保険事業(一人当たり)医療費(円/年)	305,532	421,000

具体的な施策

① 国民健康保険事業の充実

被保険者の健康づくりに対する意識を高め、特定健診をはじめとする健康診断の受診率を向上させるとともに保健センターと連携して保健指導を通じて健康の保持・増進を図ることで、国民健康保険制度の健全な運営に努めます。

また、医療費負担を軽減するため、ジェネリック医薬品*の利用率向上を推進します。

② 後期高齢者保健事業の充実

長野県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、後期高齢者の健康づくりに対する意識啓発を実施し、保健センターと連携した健康相談を通じて、後期高齢者保健事業を推進します。

③ 国民年金事業の推進

国民年金制度への理解を高めるための啓発を行い、関係機関と連携した国民年金事業の推進に努めます。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市国民健康保険特定健康診査等実施計画	平成25年度～平成29年度

市民に期待される役割

・健康づくりに対する意識を高め、健診などの受診



*ジェネリック医薬品：特許が切れた医薬品を他の製薬会社が製造あるいは供給する医薬品。後発医薬品ともいう。

第2章 穏やかに暮らせるまちの形成

第3節 安心を支えるまち

3 生活困窮者への支援

- ① 相談業務などの充実
- ② 生活保護制度の適用

基本方針

必要な生活支援や自立支援を行い、健康で文化的な安定した生活を営める社会の実現を目指します。

現 状

金融危機を発端とする世界的不況に伴い、自動車・家電メーカーなどの経営不振は、派遣契約社員の解雇を招き、生活困窮者が急増しました。

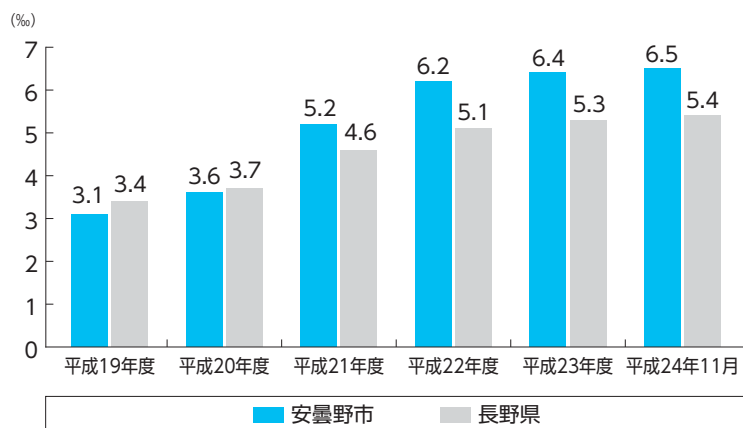
また、傷病者・障害者が生活困窮する事象が増加しているとともに、無年金・少額年金のため、経済的に自立困難な高齢者も増えています。

課 題

生活保護以外の各種支援制度の適切な活用を図り、生活保護の適用が必要である場合は、迅速・適確に対処するとともに、自立に向けた支援を行う必要があります。

トピック

生活保護率の推移



安曇野市の人口に対する生活保護人員の割合を表す生活保護率は、平成19年度に3.1%であったものが、平成22年度では、6.2%と倍に増えています。

また、平成21年度からは県の値を上回る状況です。

施策指標

指 標	現在(H23)	目標(H29)
相談事業利用件数(件/年)	233	280

具体的な施策

① 相談業務などの充実

福祉業務担当職員のスキルアップを図り、関係機関との連携による適切な相談や支援、生活困窮にかかる各種支援制度の活用を図ります。

② 生活保護制度の適用

生活保護の適用が必要な場合は速やかに対処するとともに、訪問の実施や自立に向けた支援を行うよう努めます。

市民に期待される役割

・地域社会での助け合い

第1節 郷土を担う人を育むまち

1 学校教育の充実

- ① 次代を担う人づくりの推進
- ② 特色ある学校教育の推進
- ③ 学校施設の整備
- ④ 相談支援体制の充実

基本方針

高い志を持って努力できる子どもたちの姿を願い、一人ひとりの個性を伸ばす教育に取り組むとともに、学校、家庭、地域と連携した安全対策に努め、地域に根ざした特色ある学校づくりを目指します。

また、食育推進の観点から、地元農畜産物の積極的な利用を進める中で、地域の伝統食や行事食を生産者などの協力により、児童生徒に伝えていきます。

現 状

人格形成期における児童・生徒の心の不安定さやさまざまな要因による不登校やいじめが社会問題となっています。

また、ゆとり教育の中では、郷土学習などが行われている一方で、児童生徒の学力低下が懸念され、学習指導要領の見直しが図られました。

さらに、食育においては、地産地消の推進及び生産者団体やJAを交えた給食交流会などを実施しています。

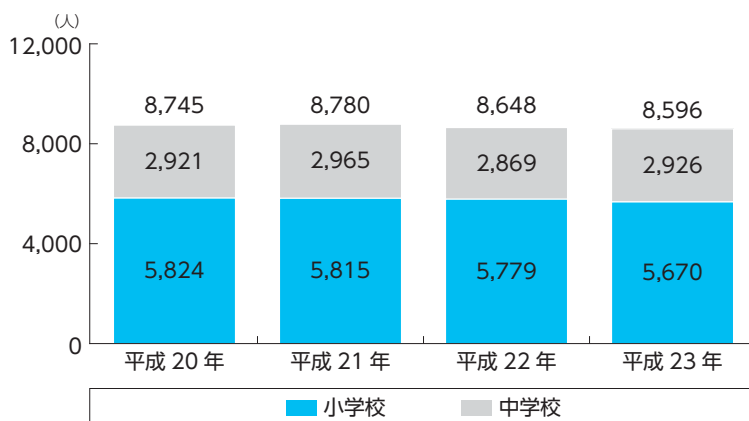
課 題

一人ひとりの個性を尊重し、多様な能力を伸ばしつつ、人を思いやる心や郷土を愛する心を培い、社会生活に適應できる「生きる力」を育てるため、学校だけでなく家庭や地域と連携を深め、より良い教育環境づくりや特色ある学校づくりをしていく必要があります。

また、地産地消の推進のためには、安定して納品できる生産体系を構築することが必要です。

トピック

■ 市立小中学校児童生徒数の推移



安曇野市には幼稚園 1 園、小学校 10 校、中学校 7 校、県立の高等学校 4 校があります。

小中学生の数は微増してきましたが、平成 22 年から微減傾向にあります。

(資料:各年 5 月 1 日現在 学校基本調査)

(学校教育課)

施策指標

指 標	現在(H23)	目標(H29)
学校図書標準の達成(校・累計)	13	17
学校耐震補強完了割合(%)	94.4	100
教育相談室相談員の充実(人)	5	5

具体的な施策

① 次代を担う人づくりの推進

幼児、児童、生徒一人ひとりの理解を深め、知育、徳育、体育、食育を重視し、情報化、国際化に対応した教育を進める中で、個性を生かしつつ自主自律と人権尊重の精神を養い、社会的規範意識を確立させて「生きる力」を培い、豊かな人間性の育成に努めます。

また、食を通じて安曇野の素晴らしさを児童生徒に伝えていくため、農政部門と連携して、生産者団体などへの働き掛けを実施し、学校給食での地元産農産物の使用を拡大します。

② 特色ある学校教育の推進

地域の方やゆかりの深い人材を学習活動に生かした学社連携・融合を図り、子どもたちがより安曇野の自然・歴史・文化を学ぶことができる環境づくりや教材の発掘を進め、郷土を愛する心を培うよう努めます。

③ 学校施設の整備

小中学校の耐震補強は完了しましたが、幼稚園の耐震補強が残っていることから、大規模改造事業による改修と同時に耐震補強を進めます。

また、老朽化した施設が多いことから、改修を計画的に進めます。

④ 相談支援体制の充実

いじめや不登校などへの対策を継続させるため、心のケアと保護者の支援を中心とした教育相談体制の充実や療育や特別支援教育関係への支援事業(専門家の派遣や研修会)を進めます。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市教育大綱	平成22年度～平成25年度
安曇野市農業・農村振興基本計画	平成24年度～平成28年度

市民に期待される役割

- ・いじめや不登校及び家庭教育での悩みの相談
- ・学校教育活動への講師などでの参加
- ・給食用食材の提供や農作業体験指導、伝統的な料理法の伝承などによる食育の推進

第3章 人と文化を育むまちの形成

第1節 郷土を担う人を育むまち

2 青少年の健全育成

- ① 青少年育成環境の整備
- ② 青少年団体などの育成
- ③ 有害な社会環境の浄化
- ④ 青少年や放課後児童の安全・安心な居場所の確保

基本方針

地域ぐるみで青少年の健全な育成に取り組み、人間性豊かな子どもが育つまちを目指します。

現 状

近年青少年を取り巻く環境は核家族化、少子高齢化、情報の多様化、さらに社会の価値観も大きく変化しており、子どもの意識の変化、非行の低年齢化が進むなど、社会性に乏しい青少年が多く見受けられます。また、家庭や地域においても教育力の低下や、それに伴う人間関係の希薄さも問題となっています。

課 題

地域の大人が積極的に子どもたちとの関わりを持ち、学校・家庭・地域が連携して青少年の居場所を確保するとともに、子どもたちが子どもたちの手による子ども会の運営ができるよう、ジュニアリーダーの育成が必要です。

また、社会全体で有害図書などの自動販売機の撤去運動、インターネットや携帯電話などによる犯罪や危険防止などの社会環境の浄化活動、非行防止活動の取り組みのための組織を構築する必要があります。

トピック

安曇野市では、青少年の健全育成の一環としてジュニアリーダーの育成を行っています。年齢の異なる子ども同士が遊びや体験を通して知恵を学び、地域を大切に作る心を育てています。

施策指標

指 標	現在(H23)	目標(H29)
放課後子ども教室実施校(校・累計)	10	10
青少年体験型講座数及びリーダー養成講座数(回/年)	31	40

具体的な施策

① 青少年育成環境の整備

集団での活動や世代間交流を進める中で、子どもが自然に触れる機会や体験を通じて環境保全の重要性を学ぶ機会、科学に対する興味を育む機会、郷土の伝承文化を継承する場を設けるなど、地域の人々とふれあう中で、さまざまなことを学ぶ機会づくりに努めます。

② 青少年団体などの育成

子どもたちが団体活動などを通じ仲間づくりに取り組み、社会人としての自覚を高めることができるよう、子ども会や各種青少年団体やサークルを育成するとともに、ジュニアリーダーの育成に努めます。そのために、ジュニアリーダー育成講座を毎月設けるとともに、子ども会などに呼びかけて体験講座を開催し仲間づくりの場を提供します。

③ 有害な社会環境の浄化

有害図書などの自動販売機については地域との連携はもちろん、市全体で設置させない運動や撤去に向けて活動を進めます。

また、有害な情報・メールなどが氾濫するインターネットや携帯電話などについては、その正しい使い方の啓発に努めます。

④ 青少年や放課後児童の安全・安心な居場所の確保

学校や地域社会の中で、放課後や休日の子どもの安全・安心で健やかな遊び場や居場所の確保に努めるとともに、異年齢間での遊びや活動、地域住民との交流を図ることで、心豊かなたくましい子どもを育てる環境の整備を進めます。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市次世代育成支援行動計画(後期計画)	平成22年度～平成26年度

市民に期待される役割

- ・地域を担う、たくましい青少年育成のための環境整備
- ・有害な社会環境の浄化
- ・青少年や放課後児童の安全・安心な居場所の環境整備

第3章 人と文化を育むまちの形成

第2節 生涯を通じて学びあうまち

1 生涯学習の推進

- ① 生涯学習推進体制の構築
- ② 生涯学習機会の充実
- ③ 生涯学習施設の整備

基本方針

市民誰もが多様な学習機会を選択できるとともに、快適な学習環境が確保され、その学習成果が市民の心身の健康づくりに寄与し、家庭や地域に還元されることを目指します。

また、図書館は、市民の多様なニーズに応え、質の高い情報を提供できる「情報センター」を目指します。

現 状

生活水準の向上や余暇時間の増大に伴う価値観の多様化により、生涯を通じた学習で自らの個性と能力を伸ばし、生き生きとした人生を築きたいという意識を持つ市民が増えています。

また、生涯学習施設も次第に充実し、グループ又は個人で施設を利用しての学習活動が増えてきています。

さらに、図書館は、市民生活に欠かせない情報センターとして、また、生涯学習支援の拠点としてもその果たす役割は大きくなっています。

課 題

生涯学習の成果を家庭や地域活動、文化活動の中で生かしていくため、社会変化に応じた多様な学習機会の創出や情報提供などが必要となります。

また、学習の継続性を維持するため学んだことを社会に還元する場の設定が必要となってきます。

さらに、利用者の増加や多様化するニーズに対応できる、質の高い図書館の整備充実が求められます。

トピック

平成 22 年度から開催されている「市民スポーツ祭」や、平成 23 年度から実施している「安曇野検定」、「インターバル速歩」、「総合芸術展」などの事業により市民の参加機会は、より多くなりました。今後、各地区公民館で「安曇野検定問題」、「安曇野検定学習資料」を利用しての講座開催など、市民の自主的活動、自主的学習が期待されます。

また、図書館などの資料貸出冊数は、平成 21 年度 575,322 冊、平成 22 年度 734,436 冊、平成 23 年度 776,285 冊となっています。

施策指標

指 標	現在(H23)	目標(H29)
生涯学習講座数(回/年)	136	150
生涯学習受講者数(人/年)	19,971	21,000
図書館の年間利用者数(人/年)	391,140	440,000

具体的な施策

① 生涯学習推進体制の構築

「誰でも、いつでも、気軽に」参加できるよう、地域の特色を生かした生涯学習推進計画に基づいて、生涯学習活動の展開を図ります。

また、市民や各種団体との連携・協働による生涯学習の推進体制を構築し、組織の充実・強化を図るとともに、生涯学習リーダーやコーディネーターを確保するため、専門的知識や技術を持った人材の確保・育成に努めます。

さらに、それらリーダー、コーディネーターが活躍できる「学びの成果が活かされる場」の設定を進めます。

② 生涯学習機会の充実

市民が企画運営段階から参加でき、学習成果を生かせる公民館活動などの地域学習活動を促進するため、地区公民館などの施設を活用した研修会の開催や地域住民の自主的で創造的な生涯学習活動を支援します。

また、継続的な学習プログラムの整備・工夫をしながら、体系的な学習プログラムを構築し、学習機会の充実を図ります。

さらに、高等教育との連携による社会人の循環学習ニーズへの対応に努めます。

③ 生涯学習施設の整備

各地域における生涯学習の拠点施設である地区公民館の建築・改造に従来どおり支援をするとともに、地区公民館の避難施設としての位置付けを重視し、耐震補強工事にも支援していきます。

また、地域公民館、図書館を核とした交流学習施設の整備、機能の充実を図るとともに、これら施設を活用しながら、市民が自ら学ぶ場や子育て支援の場として活用できるよう、各種サービス・講座などの充実を努めます。

さらに、豊富な資料と市内図書館ネットワークの中核機能を持った中央図書館と、図書館サービスが市内全域で受けられ、身近にあって気軽に行ける地域の図書館としての整備を進めます。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市生涯学習推進計画	平成21年度～平成29年度
安曇野市図書館基本計画	平成21年度～平成29年度

市民に期待される役割

- ・生涯学習の講座への参加
- ・生涯学習活動への積極的な参加

第3章 人と文化を育むまちの形成

第2節 生涯を通じて学びあうまち

2 スポーツ活動の推進

- ① 生涯スポーツの推進
- ② スポーツ施設の整備と有効活用
- ③ 競技スポーツの振興と指導者の育成
- ④ 高齢者・障害者スポーツの推進
- ⑤ スポーツを通じたコミュニティづくり

基本方針

スポーツ施設の充実と適切な管理を行い、誰もがスポーツを楽しめる環境を整備し、スポーツを通じたコミュニティづくりと心身の健康増進及び競技力の向上を目指します。

現 状

自由時間の増大や健康志向の高まりなどに伴い、スポーツ活動に対する市民の関心とニーズは、一段と高まり、活動の目的も、健康の維持・増進、体力づくりはもちろんのこと、自己研鑽（さん）や仲間づくりなど、多様化・高度化しています。

課 題

ライフステージや能力に応じたスポーツ活動の普及・定着を図り、多様化、高度化したスポーツニーズに応えるため、各施設の整備及び利活用の促進、スポーツ団体の自主的活動への支援、指導体制の充実などに努めていく必要があります。

トピック

市民の体育・スポーツに関するアンケート調査において、「忙しくて時間がない」や「年齢が高い」などの理由から、この1年間に運動、スポーツを行なわなかった人の割合は41.5%でした。

また、生活の中で運動、スポーツに費やす時間を「やや不十分」、「不十分」と感じている人の割合は59.8%でした。

(平成22年 市民の体育・スポーツに関するアンケート調査)

施策指標

指標	現在(H23)	目標(H29)
スポーツイベント参加者数(人/年)	22,259	30,700
スポーツ・レクリエーション施設利用者数(人/年)	641,940	700,000
総合型地域スポーツクラブ*参加者数(人/年)	248	980

具体的な施策

① 生涯スポーツの推進

市民ニーズに対応したスポーツ教室、スポーツイベントを開催し、参加機会の拡大に努めます。

また、市民自らが運動・スポーツに親しむための情報を提供し、スポーツ・レクリエーション活動の普及・推進を図ります。

② スポーツ施設の整備と有効活用

市民がスポーツやレクリエーションに親しみ、幅広く気軽に活動できるよう、施設の適切な運営・維持管理に努めます。

また、多様化したスポーツレクリエーションニーズに応えるよう、施設の新たな管理運営体制や自然環境を生かしたスポーツ環境の創出について研究を進めます。

③ 競技スポーツの振興と指導者の育成

スポーツ団体を支援し組織機能の充実を図る中で、競技レベルの向上や指導者の養成、指導体制の確立に努めます。

④ 高齢者・障害者スポーツの推進

高齢者や障害者がスポーツを通じて、健康と生きがいづくりに取り組めるよう、気軽にスポーツを楽しむことができるプログラムの充実や環境づくりに努めます。

⑤ スポーツを通じたコミュニティづくり

地域住民が主体となって運営し、地域の誰もが参加できる「総合型地域スポーツクラブ」の育成と支援に努めます。

また、新たなスポーツ活動の領域として、スポーツボランティアの育成に努めます。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市生涯学習推進計画	平成21年度～平成29年度
安曇野市スポーツ振興計画	平成23年度～平成29年度

市民に期待される役割

- ・すべての年代が気軽に参加できるスポーツイベント、スポーツ教室の開催
- ・スポーツ施設の適切な維持管理によるスポーツ環境の整備
- ・スポーツを通じた地域住民の交流

*総合型地域スポーツクラブ：身近な生活圏である中学校区程度の地域において、学校体育施設やスポーツ施設を拠点としながら、地域住民が主体的に運営するスポーツクラブのことで、年代・性別・技術レベルに関係なく誰もが気軽に参加できる。

第3章 人と文化を育むまちの形成

第3節 文化を学び育むまち

1 芸術文化活動の振興

- ① 地域文化の振興
- ② 芸術文化施設の充実
- ③ 芸術文化活動の推進
- ④ 歴史民俗資料の保存・活用

基本方針

郷土の歴史的・文化的遺産や伝統文化、古文書などを保存・継承し、それらを活用して創造的な芸術文化活動が活発に行われ、特徴ある芸術文化を全国に発信できるまちを目指します。

現 状

心豊かな市民生活の実現を図るうえで、また本市の魅力と活力を高めるうえで、芸術文化の果たす役割は、ますます大きくなっています。

また、国指定・登録の文化財をはじめ、多くの有形・無形の歴史的・文化的遺産や伝統文化が豊富に存在し、将来に向けた活用・保存が図られています。

課 題

博物館・資料館の統廃合を進める一方、それぞれの文化施設の役割や方向性を明らかにし、目標を持った文化振興策を推進する必要があります。

また、市民共通の財産であると同時に、郷土の歴史・文化を学ぶ貴重な素材・資料として、文化財などの歴史的・文化的遺産、伝統文化、古文書や歴史的価値ある行政文書などを改めて見直し、その保存・継承に対する理解を深めるとともに、活用を図っていく必要があります。

さらに、芸術文化などの振興に功績のあった多くの先人を讃え、その思いを受け継ぎ、芸術文化の発展に向けた市民の自発的な活動の場と機会を充実していく必要があります。

トピック

安曇野市には、国指定文化財 5 件、国登録文化財 10 箇所 46 棟、県指定文化財 10 件、市指定文化財 156 件のほか、地域を定めない生物種が、国指定 3 種、県指定 11 種生息しています。

(平成 24 年 4 月 1 日現在・文化課)

施策指標

指標	現在(H23)	目標(H29)
芸術・文化講座などの参加者数(人/年)	12,243	12,500
美術館・博物館などの入場者数(人/年)	57,967	65,000
芸術・文化活動者数(人/年)	3,031	3,200

具体的な施策

① 地域文化の振興

古くから地域に伝わる有形・無形の文化財や、北アルプスに代表される特徴的な自然など、郷土の貴重な文化・自然遺産を保存、継承するとともに、地域文化を担う人材育成や郷土資料の収集・保存・活用に努めます。

また、伝統文化や文化財などは地域の宝として、まちづくりに生かす取り組みを支援します。

② 芸術文化施設の充実

市民が芸術文化活動に参加・体験し、心の豊かさを高め、芸術文化を身近に感じることができるよう、芸術文化施設の整備・充実を図ります。

また、博物館や資料館などについては、施設の再編整理を図り、その先に新市立博物館構想の実現を目指します。

③ 芸術文化活動の推進

市民の意識やニーズを把握し、子どもや高齢者、障害のある人など、全ての市民が優れた芸術文化に接することができるよう、展覧会やコンサートなどの内容を充実するとともに鑑賞しやすい環境づくりを進めます。

また、市民の芸術文化活動が、芸術文化を受容、鑑賞するだけでなく、創作や発表へと発展し自己実現を図ることができる環境づくりを推進します。

④ 歴史民俗資料の保存・活用

歴史的な文書、公文書の収集・保存・活用を進め、文書館的機能を持った施設の整備を進めます。

また、資料館の統廃合に併せて資料の整理や集約を進め、博物館を核とした学芸活動や市民の学習活動に活用します。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市文化振興計画	平成23年度～平成29年度
安曇野市生涯学習推進計画	平成21年度～平成29年度

市民に期待される役割

- ・市内の文化財(有形・無形)を地域の財産として守っていくことへの理解
- ・芸術文化活動への積極的参加

第3章 人と文化を育むまちの形成

第3節 文化を学び育むまち

2 交流活動の推進

- ① 国際交流の推進
- ② 外国人の生活支援
- ③ 都市間の連携と交流の推進

基本方針

スポーツ交流や文化交流を通じ、官民が協力できる豊かで彩のある交流を促進し、広い視野と国際感覚を身に付けた人材の育成を目指します。

現 状

社会経済活動が地球的規模で展開されるとともに、インターネットなどの情報通信技術の普及により、時間と距離の概念が大きく変化しています。それに伴い、あらゆる分野での国際化が進み、スポーツや文化、経済などの幅広い相互交流活動が展開されています。

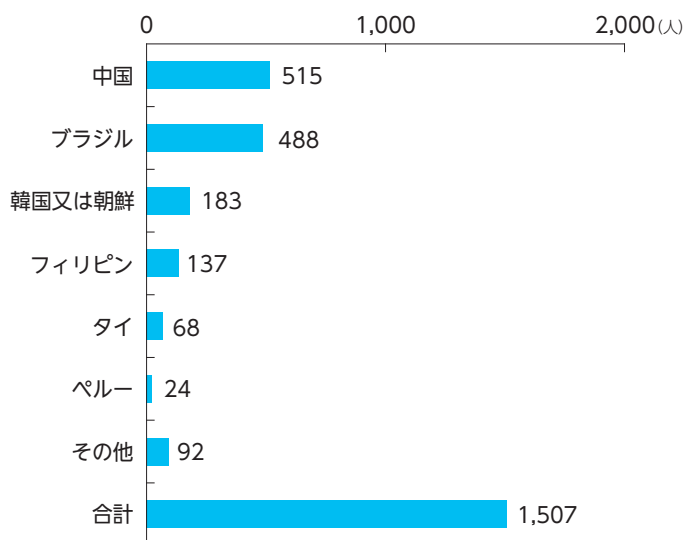
しかし、平成 20 年後半からの経済不況により市内外国籍住民は、減少を続けています。

課 題

国際交流を幅広く推進するために、各種団体や人材の育成を図る必要があります。
また、市内における外国人の生活を支援していく必要があります。

トピック

■ 外国人登録者数(国籍別) (平成 24 年 5 月 1 日現在)



合併時の市内の外国人登録者数は 2,444 人で最も多く、この時点を経過して以降減少し、グラフのとおり平成 24 年 5 月には 1,507 人になりました。

平成 22 年 5 月まではブラジル国籍の人数が一番でしたが、平成 22 年 6 月から中国国籍の人数が上回り、平成 24 年 5 月時点では、中国国籍とブラジル国籍の市民が外国人登録者全体の 67%を占めています。

(市民課)

施策指標

指標	現在(H23)	目標(H29)
市民団体が主催する国際交流事業数(回/年)	9	11
市民団体が主催する国内友好都市などとの交流事業数(回/年)	7	10

具体的な施策

① 国際交流の推進

国際交流を行う各種団体に対する支援に努め、国際化を担う人材の育成を図り、外国文化に通じた市民の育成に努めます。

また、さまざまな都市との交流や市民ボランティアの育成により、市民主体で国際的な活動を展開できる環境を目指します。

② 外国人の生活支援

日常生活上の相談をはじめ、保健・教育などの各種事業や制度の情報提供と周知を図り、暮らしやすい生活環境の整備を図ります。

③ 都市間の連携と交流の推進

さまざまな都市との連携・交流を深め、互いの特性を生かし、市民や企業、地域などの主体による多様な交流の展開を図り、文化交流と人材育成を推進します。

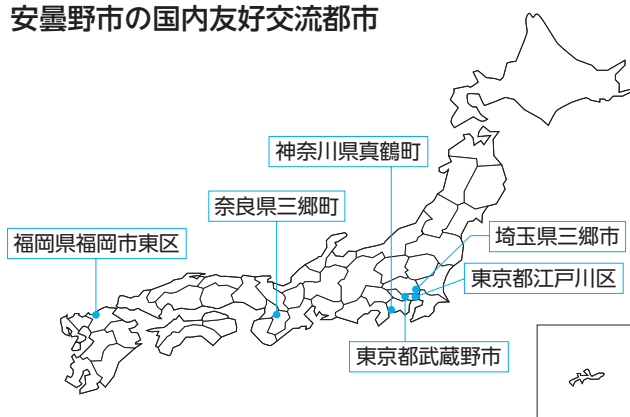
関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市文化振興計画	平成23年度～平成29年度
安曇野市生涯学習推進計画	平成21年度～平成29年度

市民に期待される役割

- ・市民間交流事業への参画

安曇野市の国内友好交流都市



安曇野市の国内の友好交流都市は、東京都江戸川区、埼玉県三郷(みさと)市、東京都武蔵野市、奈良県三郷(さんごう)町、神奈川県真鶴町、福岡県福岡市東区です。

また、国外の友好交流都市は、オーストラリア共和国クラムザッハ、中華人民共和国五三街道です。

第1節 災害に強いまち

1 防災対策の充実

- ① 危機管理体制の充実
- ② 防災施設の整備
- ③ 消防体制の充実
- ④ 自主防災体制の充実
- ⑤ 防災意識の高揚

基本方針

消防・防災体制のさらなる充実を図るとともに、消防団や自主防災組織*と連携しながら、市民の防災意識の高揚を図り、災害から市民の生命財産を守る、災害に強いまちを目指します。

現 状

本市は、急峻な山と高低差のある地形や複合扇状地の地形という地理的背景から、台風や異常気象による集中豪雨によって起こる災害が最も懸念されています。

また、地震に関しても、牛伏寺断層を含む糸魚川－静岡構造線活断層帯を震源とする地震など、直下型地震による影響も図りしれません。

一方、都市化、高齢化、国際社会等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時に災害時要援護者*が被害を受ける事例が多く見受けられることから、市、県並びに社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設などの関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害時から災害時要援護者を守るための防災対策の一層の充実が求められています。

課 題

震災等の被害を最小限に抑えるためには、「自助・共助・公助」のそれぞれが災害対応力を高め、連携することが大切であるため、市民の防災意識のさらなる高揚に取り組む必要があります。

また、災害時要援護者の増加が見られるため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策などの各施策の展開にあたっては、特別な配慮が必要となります。

トピック

東日本大震災や身近な震災を踏まえ、地域での連携や助け合いが必要だという気概が高まっており、防災意識の高揚を高め、体制づくりや基盤整備を図るには好機といえます。

*自主防災組織：主に自治会（区など）が母体となって、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。

*災害時要援護者：一人暮らしや寝たきりなどの高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人など、必要な情報を迅速かつ確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な人々。

施策指標

指標	現在(H23)	目標(H29)
罹災時用備蓄飲食物料数(食)	30,000	40,000

具体的な施策

① 危機管理体制の充実

市民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な地震に備え、また対処するため、東日本大震災など大規模災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえた中で、「安曇野市地域防災計画」の見直しを行ない、危機管理体制の強化に努めます。

② 防災施設の整備

地域防災計画に基づき、市民に対する災害情報の周知や行政連絡のためのデジタル同報系防災行政無線の整備をします。この整備により、一度に不特定多数の市民に対して、同じ内容の情報を短時間に提供することができます。

また、災害時に新本庁舎に設置される市の災害対策本部を補完する機能を有する防災広場を建設します。

③ 消防体制の充実

松本広域消防局と、市消防団との連携により、防災体制、消防体制の一層の強化を図ります。

また、消防団詰所の耐震補強工事や消防車両の更新、資機材の整備・充実を進めるとともに、地域防災体制の充実強化に向けた消防団員数を確保するために、団員の活動環境の整備を進めます。

④ 自主防災体制の充実

83区の全て(95組織)に自主防災組織が設置されたことから、各地域で防災訓練などを積み重ね、災害時において、被害の予防及び被害軽減のための活動が行なえる、隣保協働の精神に基づく組織づくりを目指すとともに、災害発生直後の安否確認や災害時要援護者の安全確保をするために、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護体制の充実を図ります。

⑤ 防災意識の高揚

日頃から災害に対する意識を高く持ち、また災害に対応できる知識を習得するため、防災訓練、防災講演会などの開催や啓発活動を推進し、さらなる防災意識の高揚、自主防災力の向上に努めます。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市地域防災計画	計画期間なし(随時見直し)
安曇野市国民保護計画	計画期間なし(随時見直し)

市民に期待される役割

- ・「自分の身は自分で守る」の認識を持つ
- ・家具などの転倒防止、家の耐震診断・補強
- ・災害発生後、復旧までの数日間の自活生活への備え
- ・要援護者情報の提供
- ・自主防災訓練などへの積極的な参加
- ・避難場所の確認

第4章 安全・安心・快適なまちの形成

第1節 災害に強いまち

2 治山・治水事業の促進

- ① 治水対策の充実
- ② 治山対策の充実
- ③ 危険個所の解消

基本方針

自然環境に配慮した治山・治水対策を進めるとともに、災害個所の改善と市民への周知を図り、災害に強いまちづくりを目指します。

現 状

海拔 3,000 m級の山々とその山々を源とするいくつかの河川が流れ、松本盆地のすべての水が集まり、平坦な複合扇状地となっていることから、水害、土砂災害など台風や集中豪雨による災害が発生しやすい状況にあります。

また、国営あづみ野広域排水路整備事業により、明科地域以外では幹線排水路が整備されており台風やゲリラ豪雨による一時的な排水処理が可能となっています。

課 題

台風や集中豪雨による河川の氾濫や地すべり・土砂崩れなどの対策が必要となっています。

トピック

市内で土砂災害警戒区域*に指定されている区域は、土石流で 124、急傾斜地の崩壊で 261 です。

また、土砂災害特別警戒区域*に指定されている区域は、土石流で 110、急傾斜地の崩壊で 250 です。

(平成 23 年 長野県砂防課)

*土砂災害警戒区域：土砂災害のおそれがある区域。

*土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域。

施策指標

指 標	現在(H23)	目標(H29)
土砂災害防止法による計画区域内(急傾斜地の崩壊)の家屋数(戸)	228	224

具体的な施策

① 治水対策の充実

森林の適切な管理、整備を進めるとともに、集中豪雨や台風などによる河川の氾濫を防ぐため、周辺環境と調和する河川改修を促進します。

② 治山対策の充実

山腹崩壊や保安林改良など、治山事業による施設整備を促進します。

③ 危険個所の解消

危険個所の解消に向け、国、県への要望調整を行い、防災対策を進めます。
また、危険個所のパトロールを行い、市民に危険個所の周知を行います。
さらに、ゲリラ豪雨や台風などによる河川の氾濫を防止するため、日常のスムーズな河川流水の管理に努め、通水断面の確保と護岸の補強を計画的に進めます。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市地域防災計画	計画期間なし(随時見直し)

市民に期待される役割

- ・警報・注意報などの気象情報への注意
- ・「沢や井戸の水が濁る」、「地面にひび割れができる」など土砂災害の前兆への注意
- ・避難勧告、避難指示に対する迅速な行動



第4章 安全・安心・快適なまちの形成

第2節 事件・事故を防ぐまち

1 防犯・交通安全の推進

- ① 防犯体制の充実
- ② 交通安全対策の強化
- ③ 防犯・交通安全施設の整備

基本方針

防犯・交通安全の推進、交通安全体制の強化を図るとともに、地域ぐるみの活動を推進し、犯罪や交通事故のない安全な地域社会の実現を目指します。

現 状

「自転車盗」、「万引き」、「器物破損」などの刑法犯罪による被害が多発しています。特に高齢者を狙った詐欺事件・凶悪な事件が多発し、社会問題となっています。

また、道路交通量は減少へ向かうと予想されますが、事故の当事者となる比率の高い高齢者人口の増加、中でも高齢者の運転免許保有者の増加は、今後の交通社会に大きな影響を与えると想定されます。

課 題

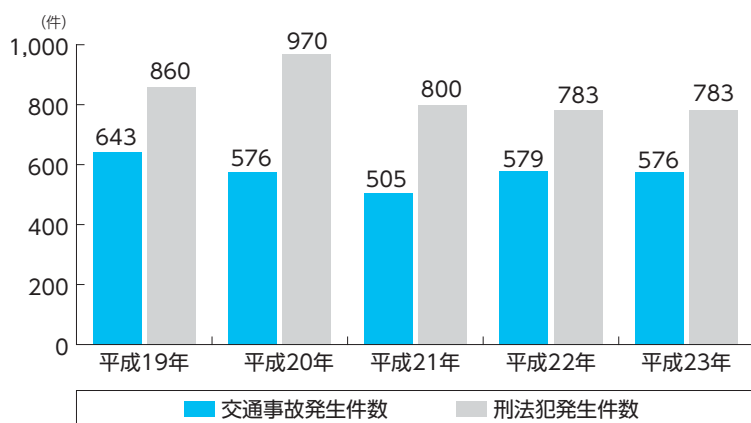
警察・関係機関と連携した犯罪防止活動を展開するとともに、地域ぐるみで防犯意識を高め、防犯活動を推進する必要があります。

また、交通事故の未然防止のため、交通安全意識の高揚と交通モラルの向上が望まれるとともに、交通安全対策を進める必要があります。

さらに、学校施設周辺や通学路及び生活道路においても、歩道が整備されている区間は少なく、危険箇所も多く指摘されています。歩行者や自転車利用者に対する安全対策が必要です。

トピック

■ 交通事故・刑法犯認知件数の推移



刑法犯認知件数のうち、上位を市民が不安を感じる「街頭犯罪等」と呼ばれるものが占めており、車上狙いや自転車盗などの街頭で発生する犯罪と空き巣などの建物に侵入する犯罪を指しています。

(生活環境課)

施策指標

指 標	現在(H23)	目標(H29)
刑法犯発生件数(件/歴年)	783	600
シートベルト着用率(%)	99.8	100
防犯灯整備基数	8,086	8,700

具体的な施策

① 防犯体制の充実

市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現を目指すため、関係機関との連携のもと、市民参加による防犯運動や広報活動を通じて、防犯意識の高揚を図ります。

また、地域ぐるみの防犯活動を展開するため、関係機関との連携を強化し、地域防犯活動の支援を行います。

② 交通安全対策の強化

総合的な交通安全対策に取り組む組織の充実を図り、子どもから高齢者まで参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、交通事故の防止を図るため、交通安全思想の普及促進に努めます。

③ 防犯・交通安全施設の整備

歩行者の安全と交通の円滑化を図るため、生活道路などの計画的な点検を実施するとともに、防犯灯や交通安全施設などの整備に努めます。

また、交通安全施設の整備優先順位を定め、危険度の高い個所から整備を促進するとともに、交差点の改良工事を推進し、歩行者や車の通行に安全な道路整備を進めます。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市交通安全計画(第2次)	平成23年度～平成27年度

市民に期待される役割

・交通安全対策の協力推進と安全で住みよい地域社会の構築



第4章 安全・安心・快適なまちの形成

第2節 事件・事故を防ぐまち

2 消費者保護の推進

- ① 市民生活相談の充実
- ② 消費者教育の推進

基本方針

消費者トラブルに関する情報を迅速かつ広範囲に共有し、被害が起こりにくい消費生活社会の実現を目指します。

現 状

さまざまな生活用品やサービスが生み出され、消費生活も豊かになりましたが、その反面、商品の氾濫と販売競争の激化により、消費者の適切な選択を困難にしています。

このような中、訪問販売や通信販売、インターネット取引によるトラブル、振り込め詐欺、架空請求などが多く発生しており被害者も若年層から高齢者まで広範にわたっています。

課 題

消費者問題に係る市民に対する情報提供には、速度が問われるものが多くありますが、現在の提供方法にも限りがあることから、迅速性に欠ける傾向があります。

また、あらゆる消費者問題に対して消費者自らが選択して行動ができるように知識の習得にも力を入れていく必要があります。

トピック

安曇野市消費生活センターを平成 23 年 10 月に開設し、消費生活相談員を配置しています。平成 23 年度に寄せられた件数は、82 件でした。

施策指標

指標	現在(H23)	目標(H29)
消費者講座開催回数(回/年)	3	30
消費者講座参加者数(人/年)	97	1,000

具体的な施策

① 市民生活相談の充実

安曇野市消費生活センターの市民への周知を行うとともに、消費者問題に関する相談への対応や悪徳商法や架空請求などによる被害に遭わないために消費者への啓発を行います。

また、市民の相談窓口として松本消費生活センター(県)と連携して迅速かつ的確に対応できる体制の充実を図ります。

② 消費者教育の推進

消費生活講座や各種広報により、自主的で合理的な消費行動がとれる消費者意識の啓発や正しい知識の普及に努めるとともに、消費者教育・啓発活動団体の育成を図ります。

市民に期待される役割

・「賢い消費者になる」ための消費生活についての正しい知識や基本的な考え方の習得



第4章 安全・安心・快適なまちの形成

第3節 風土に根ざした魅力あるまち

1 住んでみたいまち・ずっと住み続けたいまちづくり

- ① 移住・定住促進体制
- ② 住宅情報の提供
- ③ 移住・定住希望者への誘致活動
- ④ 相談体制・受入体制の整備

基本方針

民間と連携しながら移住・定住促進施策を展開することによる、住んでみたい、ずっと住み続けたいまちづくりを目指します。

現 状

本市の人口動態は、自然動態の減少を社会動態の増加で補っている状況ですが、過去と比べ人口増加率は鈍化の傾向にあります。

また、本市は、豊かな自然環境、景観などを有しており、首都圏に近いという立地条件と相まって、地方での暮らしを求める人たちの移住先として有利な条件を備えています。

課 題

本格的な人口減少社会が到来する中で、活力あるまちづくりを進めていくためには、市内外の人々を惹きつけることができる魅力ある豊かな暮らしを創出できるような施策の展開が急務となっています。

こうしたことから、民間と多様な形で連携しながら、移住・定住の促進を図っていくことが重要となっています。

トピック

平成23年度に実施した安曇野市市民意向調査では、「これからもずっと市内に住み続けたい」と「当分は住み続けたい」と答えた人の割合が88.5%となっています。性別では大きな差はなく、年齢が上がるにつれて「これからもずっと市内に住み続けたい」と答えた人の割合が高くなっています。

施策指標

指標	現在(H23)	目標(H29)
移住・定住に関する相談数(件/年)	—	150

具体的な施策

① 移住・定住促進体制

行政及び民間が連携・協力しながら本市への移住・定住促進を図るため、庁内に推進体制を整備するとともに、民間の知恵や経験を生かした移住・定住促進のための支援制度の検討を進めます。

② 住宅情報の提供

移住・定住希望者のニーズに応じた住宅情報を提供するための取り組みを進めます。

③ 移住・定住希望者への誘致活動

世代・ライフスタイル等に応じて、本市の魅力や安心感などを伝えるため、ホームページなどで情報を発信します。

また、首都圏等で開催する移住フェアに積極的に参加してPR活動を行うなど、移住・定住促進に向けた効果的な広報活動を行います。

④ 相談体制・受入体制の整備

移住・定住希望者のさまざまなニーズに応えられるよう、相談体制・受入体制の充実に努めます。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市移住・定住促進計画	平成25年度～平成27年度(予定)

市民に期待される役割

・空き家の活用に向けた情報提供



第4章 安全・安心・快適なまちの形成

第3節 風土に根ざした魅力あるまち

2 秩序あるまちづくりの推進

- ① 計画的なまちづくりの推進
- ② 市街地の整備

基本方針

自然と調和の取れた田園産業都市の形成を目指します。

また、都市計画基礎調査などの動向にも注視し、土地利用に関する現状、推移を勘案して必要に応じて土地利用基本計画の見直しを行います。

現 状

土地利用条例による運用を平成23年4月に開始し、市民や開発事業者により一層の理解が図られるよう農政部局などとも連携して、引き続き、本市の土地利用制度の周知を行っています。

また、土地利用条例の施行により、開発を抑制すべき区域では開発割合が減少し、開発を誘導すべき区域では開発割合が増加しており、適正な土地利用コントロールが図られています。

課 題

5町村による対等合併を受けて、市民が主体となって安曇野にふさわしい「まちのかたち」として「既存市街・集落への集約重視」を目指すべきかたちとして見出しました。

これを受けて、市域を地形・地物で6つの区域に分け、それぞれの地域における開発事業の基準・ルールを定めるとともに、一定規模以上の開発については説明会の開催を義務付けるなど、市民の参画、合意形成を前提とした公正な仕組みを整え、市内の土地利用のコントロールを計画と手続きの両面から担保する取り組みが図られています。

本市の土地利用基本計画が、持続的な市の発展に資するよう、その制度構築の意図とともに、計画的かつ必要に応じた見直し・改善を図っていく必要があります。

トピック

土地利用基本計画では、開発基準等を定めるため、市内を都合6つの区域に区分した中で、市域の約33%を占める「田園環境区域」においては、一定の居住を許容して宅地開発を適正化するため、分譲住宅の開発にあたっては「3辺接続」という安曇野市独自のルールを考案しました。

このルールとともに農地法、農振法と相まって、かつて市内に顕在した「虫食い開発」が抑制され、一定の効果が表れています。

施策指標

指 標	現在(H23)	目標(H29)
都市計画道路整備率(%)	32.75	42.96

具体的な施策

① 計画的なまちづくりの推進

安曇野の豊かな自然環境や景観、歴史・文化を守りつつ、暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田園産業都市づくりを進めるため、土地利用制度を構成する国土利用計画をはじめ、都市計画マスタープラン、土地利用基本計画、景観計画を基本として、秩序ある土地利用を市民との協働により推進し、生活基盤や経済基盤などの整備を図りつつ、均衡ある発展と適正かつ合理的な土地利用に努めます。

また、本市の「適正な土地利用に関する条例」及び「安曇野市土地利用基本計画」に基づく秩序ある土地利用を推進し、既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくりを進めます。

② 市街地の整備

都市計画道路の整備、土地区画整理事業の実施、市街地排水路の改修などを進めます。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市都市計画マスタープラン	平成23年度～平成32年度
国土利用計画(安曇野市計画)	平成23年度～平成32年度
安曇野市土地利用基本計画	平成23年度～
安曇野市景観計画	平成23年度～平成32年度

市民に期待される役割

- ・市民参加による個性ある都市づくり(計画策定への市民参加)
- ・市の土地利用管理制度の理解と遵守
- ・開発事業に関する情報提供と地域住民の説明会への参加



第4章 安全・安心・快適なまちの形成

第3節 風土に根ざした魅力あるまち

3 景観の保全・育成

- ① 街並み景観の整備
- ② 環境と景観に配慮したまちづくり

基本方針

「景観行政団体^{*}」として、地域と調和がとれた安曇野らしい景観づくりを目指します。

現 状

「安曇野市景観条例」、「安曇野市屋外広告物条例」の運用により、新たに建築・増改築、設置される建築物、工作物、看板などについては、条例の基準を適用しています。

課 題

既存不適格（平成 24 年 9 月 30 日以前から既に表示・設置されている広告物等）となる建築物や大型看板については、引き続き、表示・設置しておくことができますが、改造しようとするときは、所定の手続を通じて、許可基準への適合が求められます。

トピック

「景観行政団体」とは、景観法に基づき、景観行政を自ら行うことのできる地方公共団体のことで、政令指定都市、中核市、都道府県と協議した市町村、その他の区域にあつては都道府県をいいます。

安曇野市は、平成 22 年 11 月 1 日、県内の市町村では、11 番目の「景観行政団体」となりました。

全国では、562 団体（H24.8.1 現在）、長野県内では、14 団体（H24.8.20 現在）が指定されています。

^{*}景観行政団体：地域における景観行政を担う主体。景観行政団体になると、景観計画の策定（景観計画区域等を定めます）、景観協議会の組織化、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、景観協定の認可、景観整備機構の指定を行うことができる。

施策指標

指 標	現在(H23)	目標(H29)
景観育成(形成)住民協定*締結地域数	25	28

具体的な施策

① 街並み景観の整備

地域・地区単位の住民参加による景観づくりを推進するため、長野県条例に基づく景観育成住民協定を継承し、景観づくり住民協定としての活動を支援し、締結を進めます。

② 環境と景観に配慮したまちづくり

景観条例に基づく届出により、景観計画に定められた基準に適合するよう指導します。
また、よりよい景観に導くため、良好な景観づくりに寄与した建物などを表彰する顕彰制度の創設などの検討を進めます。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市景観計画	平成23年度～平成32年度

市民に期待される役割

- ・景観計画に適合した設計・施工の依頼
- ・景観づくりの活動への参加



*景観育成(形成)住民協定：地区の住民のみなさんが、建物の色彩、形態などの外観や緑化など、景観づくりのルールを決めて、地区のみなさんでそれを形成し、育て守っていくという協定。

第4章 安全・安心・快適なまちの形成

第3節 風土に根ざした魅力あるまち

4 住環境の整備

- ① 公園の整備
- ② 緑化の推進
- ③ 公営住宅の整備
- ④ 居住環境の整備
- ⑤ 耐震化の推進
- ⑥ 市営霊園の管理と計画的整備

基本方針

公営住宅の整備や適正な開発指導、耐震化の推進などにより、良好な住宅・宅地の供給を図るとともに、公園緑地の整備を進め、健全な居住環境の形成を目指します。

現 状

良質な住宅と住環境の確保は、健康で豊かな市民生活を営むための基本となるものです。その中で身近な公園や緑地は、人々のふれあい、憩い、また、スポーツ・レクリエーションの場として、さらには災害時における防災空間として利用されています。

課 題

住宅困窮者などのニーズに対応した公営住宅の整備を計画的に進めるとともに、誰もが安全で快適に暮らせる住宅や居住環境の整備を図っていく必要があります。

また、機能低下がみられる公園施設（遊具・便所・休憩施設など）の再整備を図るとともに、施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入など、誰もが安全で快適に利用できる公園や緑地の整備を図っていく必要があります。

さらに、身近な公園が不足している既存市街地や集落には、人口規模や誘致圏などを考慮した公園配置を検討する必要があります。

トピック

■ 都市公園の遊具設置経過年数

公園供用開始からの年数	公園数 (当初供用開始時)	公園数の 割合	遊具設置数	遊具数の 割合
供用開始より5年以内	3	7%	0	0%
5年以上～10年以内	7	16%	23	15%
10年以上～15年以内	7	16%	23	15%
15年以上～20年以内	7	16%	29	18%
20年以上～25年以内	6	14%	26	17%
25年以上～30年以内	5	11%	23	15%
30年以上	9	20%	31	20%
計	44	100%	155	100%

設置から15年以上経過した遊具の設置数は、7割に達しています。

(平成23年12月末現在)
(都市計画課)

施策指標

指 標	現在(H23)	目標(H29)
公園面積(m ² /人)	16.45	23.46
簡易耐震診断件数(戸)	482	1,000

具体的な施策

① 公園の整備

公園遊具などの施設の再整備を実施します。

また、「安曇野市公園施設長寿命化計画」を策定し、予防保全的な公園施設の維持管理を目指します。

② 緑化の推進

都市計画法などの関連法令、並びに「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」により、土地利用の適正な指導に努め、無秩序な開発による緑地の減少を抑えます。

また、景観づくりガイドラインに基づき、将来の生長を見据えた緑化の推進をします。

③ 公営住宅の整備

「市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、快適で安心して暮らせる公営住宅の整備及び維持管理に努めます。

④ 居住環境の整備

都市計画法等関係法令、並びに「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」により、土地利用の適正な指導に努め、無秩序な開発を抑制し、安曇野で誰もが安全で快適に暮らせる住宅や住環境の整備を図ります。

⑤ 耐震化の推進

大規模地震による住宅被害の軽減を図るため、耐震診断事業・耐震補強工事補助事業などを推進します。

⑥ 市営霊園の管理と計画的整備

霊園整備の見直しと適正な管理に努めるとともに、周辺環境の保全と利用者の利便性の向上に努めます。

関連個別計画

計画名	計画期間
市営住宅ストック総合活用計画	平成21年度～平成30年度
安曇野市耐震改修促進計画	平成19年度～平成27年度
安曇野市橋梁長寿命化修繕計画	平成23年度～平成73年度
安曇野市公園施設長寿命化計画	平成26年度～ (予定)

市民に期待される役割

・公園利用マナーの励行、日常清掃などの地域での関わり

第4章 安全・安心・快適なまちの形成

第4節 利便性の高いまち

1 道路の整備

- ① 幹線道路の整備
- ② 生活道路の整備
- ③ 除雪対策

基本方針

安全で安心な生活環境の構築と、中心市街地及び商業圏域へのアクセスの利便性を図るべく道路整備を進めます。

また、利便性・安全性が確保された道路整備を進めるとともに、人に優しい道づくりを推進し、体系的な道路網の構築を目指します。

現 状

市内外を結ぶ長野自動車道・国道・主要地方道・県道などの道路網が市内に形成され、人・モノ・情報の交流が盛んに行われ、地域発展に大きな効果をもたらしています。

また、通学指定道路への歩道設置、バイパス路線整備による交通渋滞の解消、右折レーン設置等による交差点改良などの整備が必要となっています。

課 題

産業の振興、文化交流の促進、生活の利便性や災害時などにおける安全性の向上を図るとともに、環境に配慮した適正な維持・管理、新設・改良を進めていく必要があります。

また、新設歩道や通行帯の2車線確保には、新たに広幅員での道路用地の確保が必要です。

トピック

長野道梓川サービスエリアにスマートインターチェンジが整備され、利用率も年々向上しているため、周辺市道の交通量も増加しており、新たに道路整備の必要が高まっています。

スマートIC利用実績は、平成22年11月の供用から2カ月は1日平均1,700台前半の利用台数でしたが、その後着実に増加し、現在は2,500台前後の利用があります。

また、平成24年10月には、長野自動車道の豊科インターチェンジが安曇野インターチェンジに名称変更になりました。

施策指標

指 標	現在(H23)	目標(H29)
市道舗装率(%)	73.4	74.8
幹線道路整備計画中の要歩道整備率(%)	43.4	49.5

具体的な施策

① 幹線道路の整備

国道や県道をはじめ幹線道路の機能的な道路整備を進め、効果的・効率的な整備を進めます。
また、市内外や交通拠点を結ぶ国道、主要地方道、県道の改良・整備を要望します。

② 生活道路の整備

路線毎の実情に合った整備手法の検討により、効率的な道路整備を実施して、道路改良及び舗装率の向上を目指します。
また、整備路線の選定については、公共性の高い路線を優先的に選定して整備を進めます。

③ 除雪対策

積雪時の交通や歩行者の安全を確保するために、除雪活動を地域住民と協力して行うとともに、効率的な除雪作業を進めます。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市幹線道路整備計画	平成23年度～平成33年度
安曇野市橋梁長寿命化修繕計画	平成23年度～平成73年度
歩道・自転車道ネットワーク整備計画	平成25年度～平成34年度(予定)

市民に期待される役割

- ・除雪時には、安全な通行の妨げにならないように、道路に雪を出さない、また路上駐車をしない
- ・道路の破損箇所を発見した場合、道路管理者への連絡



第4章 安全・安心・快適なまちの形成

第4節 利便性の高いまち

2 公共交通の整備

- ① 公共交通体系の充実
- ② 公共交通の利用促進
- ③ 脱石油型の交通システムの開発

基本方針

地域公共交通は、市民が住み慣れた地域で生活するためにはなくてはならない重要な社会資本です。市民が市内及び都市間を気軽に移動でき、商店街の振興、コミュニティの活性化や交通弱者の社会性を増進させる交通環境の整備を目指します。

現 状

市内にはＪＲ篠ノ井線とＪＲ大糸線が運行され、高速バスなどが都市や周辺地域と連絡しています。また、市民の移動手段として、デマンド交通*と定時定路線の乗合バスが運行され、買い物や通院、通勤・通学のための生活交通が確保されています。

課 題

市内各所への効率的な移動や、鉄道・高速バスなどの公共交通機関と連携などを図るとともに、利用しやすい環境整備が必要となっています。

トピック

あづみん*を利用する人のうち、女性が占める割合が約80%、70歳以上の高齢者が占める割合が約65%で、主に高齢者の生活交通として利用されています。

また、障害者などの割引利用が全体の約35%を占めており、福祉交通としての役割を担っていることも推測されます。

*デマンド交通：路線やダイヤを定めることなく、利用者の予約などに応じて乗合車両を運行する交通。

*あづみん：市デマンド交通の愛称。

施策指標

指 標	現在(H23)	目標(H29)
あづみん利用者数(人/年)	89,000	102,900

具体的な施策

① 公共交通体系の充実

「デマンド交通」や「定時定路線」などの運行を充実し、利便性の高い生活交通ネットワークの形成を図ります。

また、観光客などが利用しやすい交通体系の整備に努めるとともに、パークアンドライド*事業を推進し、鉄道や高速バスなどを利用しやすい環境整備に努めます。

② 公共交通の利用促進

JR篠ノ井線・大糸線及び高速バス並びに信州まつもと空港は、市民の交通手段として、サービスの向上が図られるよう、機能の充実を関係機関に要請し、利用促進を図ります。

また、駐車場の確保や駅周辺の整備を進め、利便性の向上を図ります。

③ 脱石油型の交通システムの開発

自然エネルギーなどを活用した交通手段について研究し、脱石油型交通システムを推進します。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市地域公共交通総合連携計画	平成20年度～平成29年度

市民に期待される役割

- ・公共交通の積極的利用
- ・公共交通システムの役割への理解



*パークアンドライド：最寄りの駅やバス停付近に設けられた駐車場でマイカーを止め、電車やバスに乗り換えて目的地まで向かうシステム。

第1節 次代へつなぐ農林水産業を振興するまち

1 農業・農村の振興

- ① 産業としての農業の確立
- ② 農業生産活動と農村での生活の維持
- ③ 農のある暮らしの充実と環境保全の推進

基本方針

農業で「稼ぐ」、田園を「守る」、安曇野に「生きる」を農業振興戦略の3つの柱に定め、魅力ある農村社会づくりを目指します。

現 状

本市の農業・農村を取り巻く状況は、高齢化と後継者不足、農産物販売価格の低迷など、国内農業全般に共通する深刻な課題を抱えています。これに加えて、農産物の輸入と貿易自由化に係る国際情勢の変化への対応が迫られています。

課 題

生産基盤の整備に加え、農業の担い手となる農業者や経営組織の確保育成を図り、農地の有効活用、重点作物の推進などにより産地体制の強化と競争力の向上に努めていく必要があります。

また、農村の活性化を図るため、農業の多面的機能の維持・振興に向け取り組んでいく必要があります。

トピック

■ 安曇野市の主な農産物等 (平成23年度)

品 目	面積 (ha)	出荷額(百万円)
主食用水稻	3,058.0	4,281
麦	725.8	137
ジュース用トマト	27.0	102
りんご	225.8	1,336
なし	17.6	112
乳用牛	1,100 (頭)	920
肉用牛	1,302 (頭)	916
豚	10,079 (頭)	365
えのきたけ	530 (万本)	384
わさび	33.0	388
ニジマス	6.0	404

安曇野市の代表的な農産物としては、主食用水稻やりんごが挙げられます。また、わさびやニジマスなどが代表的な特産品として生産されています。

(農政課)

施策指標

指 標	現在(H23)	目標(H29)
認定農業者*数(経営体)	274	305
集落営農組織数(共同販売経理を行う組織数)(組織)	24	33
担い手への農用地利用集積率(%)	47.9	56.4
土地改良事業実施面積(ha・累計)	5,270	5,431

具体的な施策

① 産業としての農業の確立

農業経営の方向性に応じた経営基盤の見直しを図ります。
また、農産物の質と量を両立させ、新技術や地域イメージを生かしてブランド力を強化します。
さらに、農産物直売所やインターネットを利用した販路の拡大、農業体験・観光との連携などによる6次産業化を推進します。

② 農業生産活動と農村での生活の維持

地域づくりの核となる組織や体制を確立するとともに、農業後継者を確保・育成する取り組みを進めます。
また、地域ぐるみで優良農地の維持に努め、田園環境や景観を保全維持します。

③ 農のある暮らしの充実と環境保全の推進

食と農についての教育、地産地消の活動、市民が農業を学び実践する機会や場を確保し、農のある暮らしを充実させます。
また、環境に優しい農業を推進し、環境資源を保全・活用するとともに、環境問題に対処し、食と農産物の安全・安心、市民の健康と生活環境を保全します。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市農業・農村振興基本計画	平成24年度～平成28年度
安曇野市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成23年度～平成32年度
安曇野市農業振興地域整備計画	平成18年度～平成27年度
安曇野市環境基本計画	平成20年度～平成29年度

市民に期待される役割

- ・営農活動への理解と優良な景観を市民全員で共有していることへの認識
- ・農地・水保管理支交付金事業への参加
- ・地元産農畜産物の消費

*認定農業者：市の農業経営基盤強化基本構想に沿って、一定規模以上の農業経営を目指す経営者として市から認定を受けた農業者。

第5章 豊かな産業のあるまちの形成

第1節 次代へつなぐ農林水産業を振興するまち

2 林業の振興

- ① 森林の公益的機能の維持・増進
- ② 地域材、特用林産物*の振興
- ③ 森林施業*の推進
- ④ 森林の多目的活用

基本方針

多くの方が山にふれあえる森林環境を整備し、豊かな森林と里山再生を目指します。

現 状

木材価格の低迷などから、森林所有者をはじめ地域の森林への関心が薄れ、荒廃する森林が多くなってきています。

一方、CO₂の排出抑制、水源涵養や山地災害防止などの森林の持つ公益的機能の発揮や自然とのふれあいを重視した保健休養としての森林整備が望まれています。

課 題

森林の経済的機能、公益的機能を持続的に発揮させるため、林業労働力の確保、林業経営基盤の強化、林道・作業道などの路網整備を図り、適正な森林施業による健全な森林づくりを行う必要があります。

また、増加している松くい虫被害に対する新たな戦略も必要となっています。

トピック

安曇野市の森林面積は 20,196ha で、総面積に占める割合は 60.9%となっています。所有別では、国有林が 9,605ha、民有林が 10,591ha という状況です。民有林のうち、人工林は 4,140ha、天然林 6,197ha となっており、人工林では、カラマツ、アカマツなどの針葉樹が多く、天然林は広葉樹とアカマツが多く生育しています。

(平成 24 年度長野県民有林の現況)

*特用林産物：森林原野において産出されてきた産物で、通常林産物と称するもののうち、一般用材を除く品目の総称。きのこ類をはじめ、クリなどの樹実類、たらの芽、ワラビなどの山菜類、そのほか木炭類、竹類など多岐にわたる。

*森林施業：造林から保育、伐採に至る木材生産に必要な一連の作業行程及び作業道の開設などこれに不可欠な作業。

施策指標

指標	現在(H23)	目標(H29)
林内路網(m/ha)	31.4	31.5
間伐*目標面積(ha/年)	327	220
特用林産物の生産額(千円/年)	831,327	850,000

具体的な施策

① 森林の公益的機能の維持・増進

森林の公益的機能を発揮するために、健全な森林整備を推進します。そのため、保安林、保安施設による森林の保全や松くい虫などの森林病害虫による森林機能の低下を防ぐための有効な対策に取り組み、適正な森林管理に努めます。

また、森林整備に必要な林道、作業道などの路網整備や林業従事者など担い手の確保・育成に努めます。

② 地域材、特用林産物の振興

間伐の推進に伴い増大する間伐材の利用促進を図るとともに、公共施設、住宅などでの地域材の利用促進に努めます。

また、地域の気候風土に適した特用林産物の生産振興を図るとともに、流通体制や加工技術の向上を目指し、消費者ニーズに適合した産地化に取り組みます。

③ 森林施業の推進

人工林については、緊急の課題である間伐の実施を推進するとともに、森林整備計画に基づき下刈り、除伐、枝打ちなどの森林整備に努めます。

④ 森林の多目的活用

森林浴に代表される森林の保健休養の利用やみどりの少年団*活動、学有林活動による体験的森林施業など、多くの人々がさまざまな形で森林にふれあう機会を設け、森林の重要性を普及します。

また、野生鳥獣の貴重な生息地域であることからその保全を図るとともに、農作物などへの被害が顕著な有害鳥獣に対しては、個体数の調整など被害防止に努めます。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市里山再生計画	平成26年度～平成35年度(予定)
安曇野市森林整備計画	平成24年度～平成33年度
安曇野市鳥獣被害防止計画	平成23年度～平成25年度

市民に期待される役割

- ・里山再生活動への参加

*間伐：木の成長に伴って混みすぎた森林の立ち木の一部を適切な間隔で伐採(ばっさい)すること。

*みどりの少年団：少年・少女が「緑を愛し」、「緑を守り」、「緑を育てる心を養う」ことを目的に全国に結成された団体。

第5章 豊かな産業のあるまちの形成

第1節 次代へつなぐ農林水産業を振興するまち

3 水産及び特産の振興

① 水産・特産の振興

基本方針

地下水・湧水の確保とブランド力強化による水産・特産を振興します。

現 状

豊富な湧水を利用したわさびやニジマスが生産・出荷されています。しかし、近年では、地下水位の低下が懸念され、一部のわさび田では、栽培に支障をきたす事例が報告されています。

一方、信州独自の新品種の魚「信州サーモン」の生産・販売にあたっては、「信州サーモン丼」などの商品が好評で、徐々に消費者に認知されてきています。

課 題

良質なわさびを生産するためには、湧水の確保が必要不可欠のため、地下水涵養などの方策が必要です。また、農家所得の向上に資するべく、新品種の開発が必要です。

トピック

長野県水産試験場が開発した養殖専用品種「信州サーモン」は、ニジマスとブラウントラウトを交配させた、銀色の美しい身体とサーモンのような紅色の美しい身が特徴のブランド魚です。

施策指標

指 標	現在(H23)	目標(H29)
わさび栽培面積(ha)	33	33
ニジマス養殖面積(ha)	6	6

具体的な施策

① 水産・特産の振興

地下水の涵養など、湧水の確保に取り組み、わさびの生産拡大を図ります。全国に誇れる「安曇野ブランドわさび」の創出を実現し、高級品種の開発研究を推進します。ニジマス・イワナ・ヤマメなどの生産や、養殖専用品種「信州サーモン」を中心に、安曇野ブランド品として販売促進します。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市農業・農村振興基本計画	平成24年度～平成28年度

市民に期待される役割

- ・特産物、水産物の積極的な利用
- ・地下水、湧水の保全



信州サーモン

安曇野の農産物を応援するキャラクター

そばっぴ あぶふる らいすん わさっぴ

頑張ろう！ 安曇野の農業

安曇野には米やりんごなどおいしい農産物がたくさんあります。私たちが育ててくれる豊かな土と水を守り、農業を応援します。

第5章 豊かな産業のあるまちの形成

第2節 活力ある商工観光業を振興するまち

1 商業の振興

- ① 商業への支援
- ② 商業空間の形成
- ③ 経営の安定化

基本方針

消費者ニーズに対応した個店の創造や、個性を生かした商店街や店舗作りを支援し、商業者、関係機関と連携してにぎわいあるまちづくりを目指します。

現 状

近年の商店街を取り巻く環境は、景気の低迷や後継者不足による規模の縮小、郊外型大規模小売店舗やコンビニエンスストアの出店による消費者動向の変化など、厳しい状況にあります。

しかし、独自の商品開発や多店舗展開などにより、事業拡大を目指している事業者も顕在化しています。

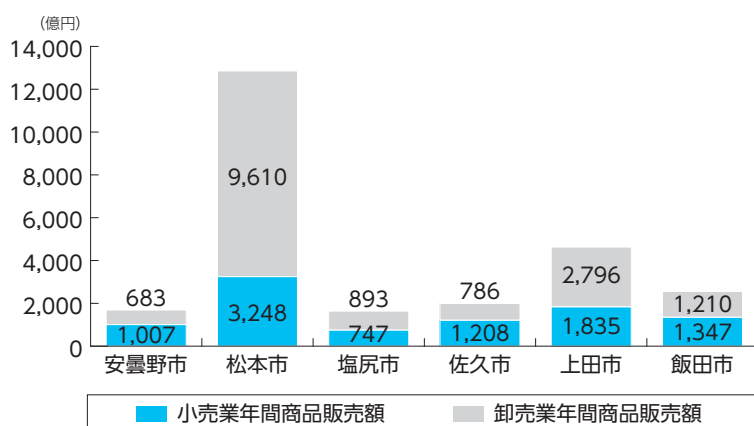
課 題

店舗経営者の個々の特性を磨き上げ、魅力ある商店街へと醸成することが必要となります。

また、運転資金の借入れが融資総額の85%を占める状態から設備投資や創業支援に投資できる状態を作ることが必要となります。

トピック

■ 卸売業・小売業年間商品販売額(県内都市との比較)



(出典:平成19年 商業統計調査)

本市の卸売業事業所数は119店で、年間商品販売額は683億円です。

また、小売業商店数は814店で、年間商品販売額は1,007億円です。

(商工労政課)

施策指標

指 標	現在(H23)	目標(H29)
商業販売額(千円/年)	169,013,500	191,000,000
融資額(商業・工業計)(千円/年)	336,070	500,000
県・市制度資金利用件数(件/年)	38	100

※融資額及び県・市制度資金利用件数は、設備投資に係る融資額及び利用件数の合計

具体的な施策

① 商業への支援

個々の商店が魅力ある小売店としての経営を行い、その結果商店街の中に繁盛店を増やすことで、全体の賑わいを創造します。

また、商工会と連携し、地域経済を牽引するリーダー人材育成に努めます。

② 商業空間の形成

空き店舗の活用を促進し、商店街の空洞化を防ぐよう助成制度を拡充します。

また、商業地の景観形成や地域の歴史・文化・史跡などの地域資源を有機的に結びつけ、商業施設との回遊性を高める基盤整備を計画します。

③ 経営の安定化

商工会と連携し、こまめな経営指導が図れるよう経営安定に向けた支援を行ないます。

また、販路拡大策や設備投資資金調達などの支援制度を拡充し、経営の安定を図ります。

市民に期待される役割

- ・地域内での循環型消費
- ・自ら地域を活性化するという意識を持ち、主体的なまちづくりへの参加



第5章 豊かな産業のあるまちの形成

第2節 活力ある商工観光業を振興するまち

2 工業の振興

- ① 生産基盤の整備
- ② 経営の安定化

基本方針

安曇野の地域が有する豊かな自然地域を生かして、居住環境と工業地域の両者を共生させつつ、田園産業都市を目指します。

現 状

平成 22 年度に、安曇野市工業振興ビジョンを策定し、工業振興施策を体系的、計画的に推進しています。製造品出荷額等は、安曇野市発足以来県下第 1 位であり、平成 22 年度は県全体の 13.46% を占めていますが、2008 年のリーマンショック以降、ようやく回復の兆しを感じられたものの、東日本大震災、福島原発事故、過去に例のない円高基調など経験したことのないクロス要因が、さらに国際競争に拍車をかけ、世界各地の国際情勢が直接・間接的に市内企業に影響を及ぼしています。

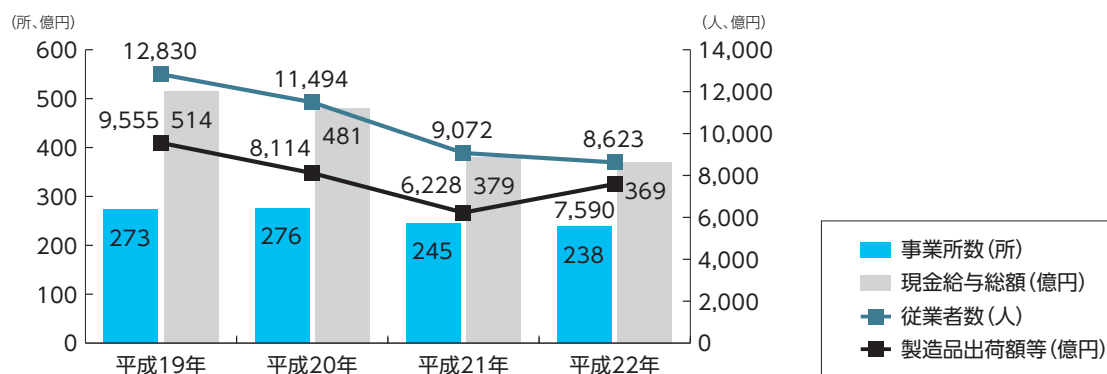
課 題

経済のグローバル化が進む中で、国際競争の激化に対応できる企業や人材の育成が急務となっています。

トピック

工業統計数値

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
事業所数(所)	273	276	245	238
現金給与総額(億円)	514	481	379	369
従業者数(人)	12,830	11,494	9,072	8,623
製造品出荷額等(億円)	9,555	8,114	6,228	7,590



施策指標

指 標	現在(H23)	目標(H29)
企業誘致件数(市内産業団地等)(区画・累計)	58	70

具体的な施策

① 生産基盤の整備

企業ニーズを踏まえ、企業間の技術支援や連携の図れる産業団地の造成、生産基盤の整備を進めます。
また、企業立地の促進を図るとともに、企業留置の観点からも、環境整備などの支援をします。

② 経営の安定化

商工会、安曇野工業会と連携し、ものづくりの精神を育み、技術と技能を継承・高度化できる人材の確保・育成を支援します。

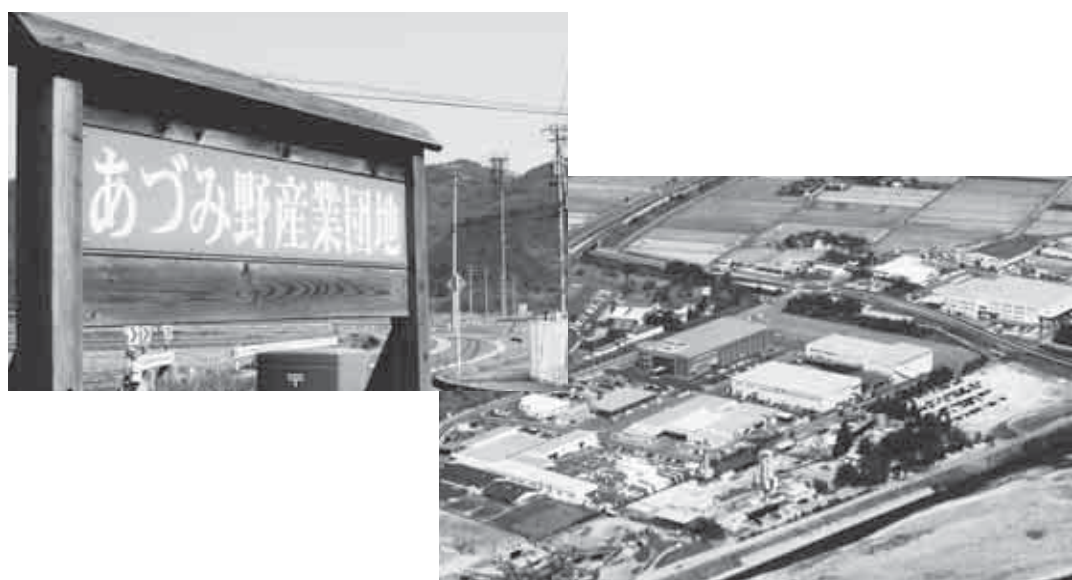
また、助成・融資制度を充実・拡充します。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市工業振興ビジョン	平成22年度～平成31年度

市民に期待される役割

- ・工業振興に対する理解と協力



第5章 豊かな産業のあるまちの形成

第2節 活力ある商工観光業を振興するまち

3 労働環境の整備

- ① 就労支援の促進
- ② 勤労者の福利厚生の充実

基本方針

経済のグローバル化、社会情勢の変化に対応し、地域の実情に即した雇用環境の整備を図り、安心して持続的に働ける環境づくりを目指します。

現 状

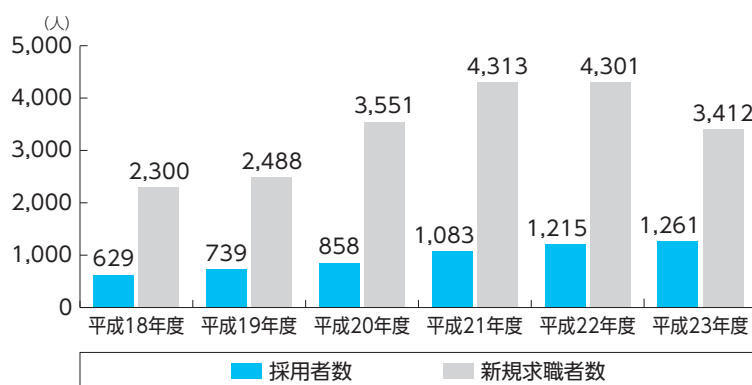
長引く経済情勢の低迷により、就労の形態は非正規労働者や派遣労働者など不安定な就労形態の者が増加しています。

課 題

就労条件の多様化（高齢者・障害者・若年者等）に対し、その働く意欲を生涯にわたり発揮できるような労働環境の整備をしていく必要があります。

トピック

■ 安曇野市地域職業相談室における新規求職者数及び採用者数の状況



リーマンショック以降、新規求職者数が急増しましたが、平成23年度後半よりリーマンショック以前の水準に戻りつつあります。

(商工労政課)

施策指標

指 標	現在(H23)	目標(H29)
ハローワーク利用による就職者(人/年)	1,261	1,300
協調融資利用額(千円/年)	33,907	50,000
法人新規設立数(件)	37	50

具体的な施策

① 就労支援の促進

地域職業相談室における雇用情報の発信と紹介により、就業機会の拡大を図ります。
また、労働者が継続して働き続けることができるよう、雇用問題や就職問題に対する相談業務の充実を図ります。

② 勤労者の福利厚生充実

勤労者資金預託融資(協調融資)や勤労者住宅建設資金融資利子補給により、生活の安定を支援します。
また、ワークライフバランス*の推進に向け、企業や関係機関などと連携し、働きやすい就業環境の確保に取り組みます。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市農業・農村振興基本計画	平成24年度～平成28年度
安曇野市工業振興ビジョン	平成22年度～平成31年度
安曇野市観光振興ビジョン	平成25年度～平成34年度

市民に期待される役割

・ワークライフバランスの実現

*ワークライフバランス：仕事と仕事以外の子育てや親の介護、自己啓発、地域活動などの調和がとれている状態のこと。

第5章 豊かな産業のあるまちの形成

第2節 活力ある商工観光業を振興するまち

4 観光の振興

- ① 観光基盤の整備
- ② 観光情報の発信
- ③ 新たな観光戦略の実践
- ④ 受け入れ態勢の整備

基本方針

安曇野を体感できる体験・参加型メニューを提供することにより、来訪者に「安曇野暮らし」を提案します。また、従来の観光事業者の枠を超えた連携・交流により、他産業への経済効果を波及させ、地域の活性化を図ります。

現 状

長野県「観光地利用者統計調査結果」によると、本市への来訪者は増加傾向にあり、平成 23 年に放映されたNHK連続テレビ小説の影響により、「安曇野」の認知度はさらに高まりました。

しかし、観光を取り巻く環境は、少子高齢社会の到来や国内経済活動の縮小などによって、観光交流人口および観光消費額は減少傾向にあり、全国の観光地間における競争がますます激しくなっています。

課 題

自然豊かな景観が観光における重要な要素となっていますが、単に見る観光から体験・参加型の観光メニューや、温泉地としての魅力、豊かな食の提供など、多様なサービスを提供し、他地域に対する優位性を明確にしていくことが求められます。

また、地域資源を活用したメイドイン安曇野のスーベニア商品の開発も他地域に対する優位性には欠かせない取り組みです。

トピック

平成 25 年策定の「安曇野市観光振興ビジョン」では、「安曇野らしい暮らし方・生き方」を「安曇野暮らし 5 箇条」とし、安曇野暮らしを来訪者に伝え、磨きをかけ、輝かしていく一連の活動をビジョンタイトルとして『安曇野くらし ツーリズム』と定義しました。

- 1 自然に対する畏敬と感謝を忘れず、自然と共生した「安曇野暮らし」を実践します。
- 2 地域の誇りである肥沃な大地での「農」と安全・安心な「食」を大切に、健康な「安曇野暮らし」を実践します。
- 3 先人達が築いてきた「歴史・文化」を守り、この地を舞台に生まれた「芸術」の継承・活用を図り、文化の薫り高い「安曇野暮らし」を実践します。
- 4 地域のつながりを実感し、安曇野に集う人々が響き合う、心豊かな「安曇野暮らし」を実践します。
- 5 住む人と、訪れる人が協働して、うるおいのある「安曇野暮らし」を実践します。

施策指標

指標	現在(H23)	目標(H29)
観光経済波及効果(億円/年)	211.7	215.4
来訪者満足度で「大変満足」と回答の割合(%)	—	25.0
再来訪意向で「大変そう思う」と回答の割合(%)	—	25.0

※観光経済波及効果の数値は、長野県観光地利用者統計調査結果に基づく1人1日当たりの消費額(県平均数値)により算出

具体的な施策

① 観光基盤の整備

来訪者が安曇野の自然を体験できる、各地域の特性を生かした拠点整備を進めます。
また、温泉資源を活用した、心と体の安らぎが得られる施設整備に取り組みます。
さらに、景観に配慮した観光案内サインの整備を進めます。

② 観光情報の発信

観光情報センターを通じた情報発信の充実と、効率的な新たな場所での発信を行うとともに、インターネットを活用した情報の充実やフェイスブックなどを活用した新たな情報発信など多面的な取り組みを図ります。
また、多数の観光情報サイトの情報一元化や複数の観光パンフレットの統合化を進めます。

③ 新たな観光戦略の実践

近年の観光スタイルの変化に対応した、「癒し」、「安らぎ」、「おもてなし」といったローカル・ホスピタリティの構築を支援します。
また、地域資源を活用した新たな素材の掘り起し、既存の素材の磨き上げを行い、満足度の高い着地型旅行商品の企画造成を行う観光協会を支援し、安曇野に「訪れてみたい」、「住んでみたい」といわれるような魅力ある地域の形成を図ります。
さらに、新たなイベントの検討や既存のイベントのさらなる魅力を高め、賑わいの創出と交流人口の拡大を図ります。

④ 受け入れ態勢の整備

安曇野への基幹交通網からの接続並びに広域周遊も提案できる二次交通の整備を図ります。
また、来訪者の満足度を向上させるために、安曇野観光に対するモニタリングを継続実施し、受入態勢の改善を行います。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市観光振興ビジョン	平成25年度～平成34年度

市民に期待される役割

- ・市民感覚での来訪者への案内(観光ボランティアなどへの参加)
- ・観光地に住む市民としての心の通い合うおもてなしへの参加

第5章 豊かな産業のあるまちの形成

第3節 安曇野モデル構築に取り組むまち

1 地域資源を活用した産業モデルへの取り組み

- ① 地域産業の有機的連携の推進
- ② 多種多様な連携構築の支援
- ③ 地域ブランド化への取り組み

基本方針

地域資源を最大限活用するとともに、既存のカテゴリーの枠を超えた事業者連携により、それぞれの有する経営資源を相互に有機的に発揮し、地域ビジネスとして新たな産業の構築を目指します。

現 状

各産業分野では、数々の課題を抱えながら厳しい環境の中で、経営が行われています。国では、経済産業省が平成20年に農工商等連携促進法を、農林水産省が平成23年に六次産業化法を施行し、異業種連携、農業者等に軸足を置いた産業活性化策を推進しています。

また、「安曇野」という地域ブランドは、先人たちの地道な活動（営み）の蓄積の上に立って構築されてきたものです。そのため、ここで生産される農産物等は歴史、環境、景観などのストーリー性を加えること、さらには異業種との連携・協同による商品開発や販路拡大、新たなサービスの形成などにより、より付加価値の高い「ブランド」として発信することができます。

さらに、地域ブランド構築のプロセス自体が地域活性化への取り組みに繋がるものでもあります。

課 題

地域資源の把握、異業種間連携、マーケットイン・プロダクトアウトに取り組むためには、広範な情報収集や関係者による情報共有、共通認識により推進していくことが欠かせません。

トピック

地域ブランド化とは、地域発の商品・サービスのブランド化と地域イメージのブランド化を結びつけ、好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むという持続的な地域経済の活性化を図ることです。

(経済産業省資料から)

施策指標

指標	現在(H23)	目標(H29)
異業種連携による起業事業(商品)	—	10

具体的な施策

① 地域産業の有機的連携の推進

農商工関係者による連携推進組織を設置します。

② 多種多様な連携構築の支援

各産業分野におけるコーディネーター等を中核とする情報共有と業種間のマッチングを行う組織体制を整備します。

また、市の融資制度、助成制度の拡充を図ります。

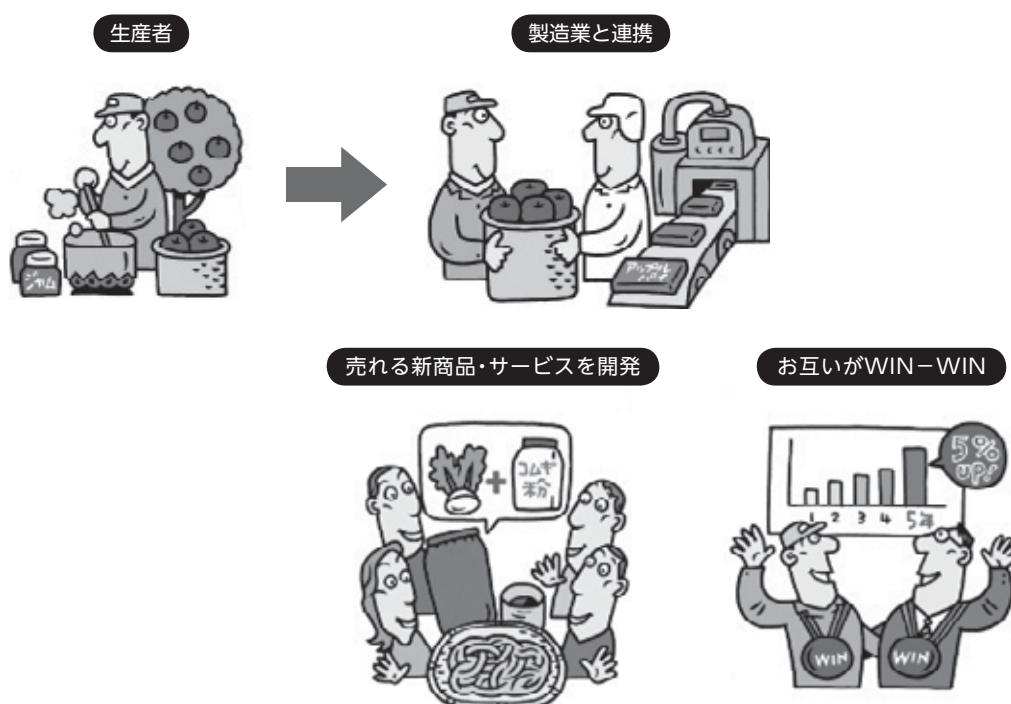
③ 地域ブランド化への取り組み

オンリーワンの商品やサービスの開発には、品質の向上とマーケットの信頼が欠かせません。地域ブランドイメージは、時として一つの事柄で崩壊する危険性も併せ持っているものです。

ここに暮らす私たちが、地産地消により自信を持って発信できる仕組みを構築するとともに、商品やサービス開発への取り組みを支援します。

市民に期待される役割

- ・地域ブランドの形成は、「地域の営み」それ自体がブランドであるという認識の共有



第1節 協働で築かれるまち

1 協働のまちづくりの推進

- ① 市民活動の促進
- ② 協働推進の行政システムの構築
- ③ 市民活動センターの充実

基本方針

まちづくりにすべての市民が関わり、あらゆる対等な主体の明確な役割分担と相互の連携・協力による具体的な活動を活発化することにより、住みよい地域づくりを目指します。

現 状

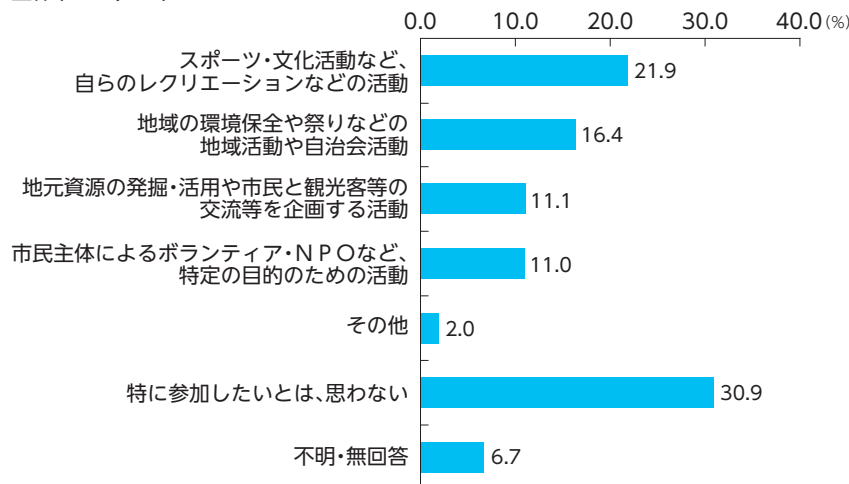
少子高齢化や核家族化などによるコミュニティ活動の停滞や無関心層の増加などが課題となっています。一方、市民が主体的に、社会貢献や自己実現を目的とした社会活動の参加の動きが高まっています。このことから、市民活動センターの機能を今後より充実させるとともに、協働の拠点としての位置付けを明確にする必要があります。

課 題

区などの地域型コミュニティ組織は、地域の課題を自ら解決する仕組みづくりと地域の特性を生かしたコミュニティ活動の推進が求められ、またボランティアやNPOなどの目的型コミュニティ組織による自主的・自発的な公益的活動の促進と市民の積極的な参加を促すため、あらゆる主体の役割分担を明確にし、新しい公共空間サービスの担い手として協働を進めることが必要となっています。

トピック

全体(N=1,175)



地域活動に参加してみたいと思う方の合計は60.4%となっています。その中で、参加してみたいと思う地域活動では、「スポーツ・文化活動など、自らのレクリエーションなどの活動」が最も高く、次いで「地域の環境保全や祭りなどの地域活動や自治会活動」などとなっています。

(市民意向調査)

施策指標

指標	現在(H23)	目標(H29)
市民活動センター登録団体数	38	150

具体的な施策

① 市民活動の促進

市民の価値観やライフスタイルの多様化、少子高齢化、核家族化など、社会情勢の急激な変化により地域課題も多様化していることから、地域型コミュニティ組織の強化と区への加入促進を図ります。

また、市民の主体的な公益活動への参画を進めるとともに、目的型コミュニティ組織の活性化と組織相互の連携、地域型コミュニティ組織、企業、学校、行政など、まちづくりの主体との連携の強化を図ります。

② 協働推進の行政システムの構築

市民による主体的なまちづくりを支援する行政の体制と仕組みを確立します。本庁舎の建設以降も、各総合支所のまちづくり担当と公民館職員が一体となり地域づくりを支援するなど、市民に近い行政運営を図るとともに、市民との協働を推進します。

③ 市民活動センターの充実

協働推進の拠点である市民活動センターの位置付けを明確にします。市民活動センターの機能として、協働を担うあらゆる主体の情報の収集・発信、交流の場の提供及びネットワークの構築、活動に関する相談窓口の強化、活動を進める人材やリーダーの育成などを充実させます。

また、地域型コミュニティ組織、目的型コミュニティ組織、地元の大学や高校など学校、企業、行政による協働推進が図られるようコーディネートします。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市まちづくり計画(新市建設計画)	平成17年度～平成26年度
市民と行政の協働指針	平成20年度～ (随時見直し)
協働のまちづくり推進基本方針	平成26年度～平成30年度(予定)
協働のまちづくり推進行動計画	平成26年度～平成30年度(予定)

市民に期待される役割

- ・自己啓発、地域社会へ寄与するため、コミュニティ及び市民活動への参加

第6章 協働によるまちづくりの推進

第1節 協働で築かれるまち

2 市民参画の推進

- ① 市民参画システムの構築
- ② 広聴制度の充実

基本方針

市政の現状や課題を市民と行政が共有するため、開かれた市政運営を目指します。
また、多様化する市民ニーズへの対応や市民の声を市政に反映させるための広聴制度や積極的に市民が市政に参画する仕組みを構築します。

現 状

行政主導型手法から、市民と行政の役割分担による「協働」という考え方に基づいた、市民参画が図られつつあります。
また、市民への情報提供に努め、市長懇談会（市長と語る会）を開催し、市民の意見や提言を市政に反映しています。

課 題

地域が抱える潜在的な課題の解消を可能とする組織体制などの拡充や、市民参画を活動がよりしやすい支援体制が必要です。
また、行政の持つさまざまな情報を多様な広報媒体を活用して効果的に市民に伝える必要があります。
さらに、市長懇談会や市長への提案（メール・手紙）などにより、市民からの提案を政策や施策に反映し、市民が市政に参加する機会を充実させる必要があります。

トピック

地域が抱える課題解決には、「自助」、「共助」、「公助」という段階的な考え方があります。多様化する課題に対して、区を中心とした自治組織の活動やNPOなどの市民活動団体の活動が活発化することが重要で、その支援や一層の連携強化を図ることを目的とし、「協働のまちづくり推進庁内プロジェクト」を設置しました。

施策指標

指 標	現在(H23)	目標(H29)
市長懇談会参加者数(人/年)	530	740
パブリックコメント*参加者数(人/件)	2	30

具体的な施策

① 市民参画システムの構築

広報紙、ホームページなどによる行政情報提供に努めるとともに、審議会・委員会、各種計画策定委員などへの市民参加を推進します。

また、市民の意向を把握する各種施策を展開することにより、市民と行政がよきパートナーとして連携し、それぞれが自らの知恵と責任においてまちづくりに取り組みます。

② 広聴制度の充実

市長懇談会や市長への提案(手紙・メール等)により、市民の多様な意見や提言を適切に市政に反映します。

関連個別計画

計画名	計画期間
協働のまちづくり推進基本方針	平成26年度～平成30年度(予定)
協働のまちづくり推進行動計画	平成26年度～平成30年度(予定)

市民に期待される役割

- ・自らの生活する地域をよりよいものとするための自治活動やボランティア活動などに対する理解と「まちづくり」への積極的な参画
- ・市政(市長懇談会など)への積極的な参加



*パブリックコメント：もともとは住民意見を汲み取って政策決定に反映させる機会を持たせる国の制度のことを指すが、現在では、地方公共団体においても、基本計画などの重要な施策の決定過程で実施されている制度。

第6章 協働によるまちづくりの推進

第1節 協働で築かれるまち

3 男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画システムの充実
- ② 女性の社会活動参画推進

基本方針

男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別によって制約されることがなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

現 状

社会経済の急速な変化や情報技術の進歩などにより、地域社会も暮らしも大きく変化している中で、家庭・地域・職場などの多くの場面に、性別による役割分担意識などが依然として根強く残っています。

課 題

男性と女性の役割について、社会的に形成されてきた意識を改め、お互いが認め合いながら責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を進める必要があります。

トピック

男女が平等であると感じている人は約 24%
性別によって役割を固定する考え方について否定的な人は約 58%
共働きの場合、男女が協力して家事・育児を行うことに肯定的な人は約 95%
(H23 男女共同参画市民意識調査)

社会の各分野で平等ではないと思う割合は、平成 23 年度で、「社会通念・慣行・しきたり」が 60%、「職場」が 48%、「家庭」が 32%などとなっています。多くの項目で平成 18 年度の調査結果より良い結果となっていますが、平等ではないと思う割合が高い項目について、今後も一層の男女平等化を図っていくことが必要です。

市民意識調査の結果から、固定的な性別役割分担意識を否定する回答の割合が、それはあってしかるべきと考える人の割合を大きく上回っています。

男性の家事・育児・介護への一層の参画が求められる中で、そのために必要な施策として、調査結果からは、「子どもの頃からの教育」と「仕事と子育ての両立支援体制整備」が挙げられます。保育サービスなど子育て支援策を充実させることと同時に、男女共同参画教育を推進していくことが、家庭での男女共同参画のために重要であると市民は考えています。

施策指標

指 標	現在(H23)	目標(H29)
女性審議会委員率(%)	21.6	35.0

具体的な施策

① 男女共同参画システムの充実

男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国・県・市が連携するとともに、事業者や市民と協働していきます。

また、各種研修会や講演会などを通して、男女共同参画の意識を高めるとともに、男女共同参画推進関係団体と連携して、男女共同参画社会の実現及び地域社会の発展に寄与できるよう支援します。

② 女性の社会活動参画推進

家庭・地域・学校・職場など、多様な分野への女性の参画を促進するため、男女が共に自らの意識改革に向けた学習機会の提供と人材育成を図ります。

また、社会のあらゆる分野に男女の多様な考え方が反映できるように、政策の立案・決定の場へ男女が共同して参画できるための条件整備を進めます。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市男女共同参画計画	平成25年度～平成29年度

市民に期待される役割

・家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画社会の形成



第6章 協働によるまちづくりの推進

第1節 協働で築かれるまち

4 人権の尊重

- ① 人権教育・啓発の推進
- ② 人権擁護団体の育成支援

基本方針

人権意識の高揚のため、学校・地域・職場などのあらゆる場や機会を通じて周知・啓発活動を推進し、いかなる差別も許さない社会の実現を目指します。

現 状

すべての人々の基本的な人権は、憲法で保障されていますが、私たちの周囲には、社会的に不平等な扱いを伴うさまざまな問題が少なからず存在しています。

課 題

差別意識をなくし、人権に対する正しい認識と理解を得るためには、人権問題を市民一人ひとりが身近な問題としてとらえるよう、学校・地域・企業などあらゆる場において、心を磨く人権学習活動を展開する必要があります。

また、人権問題に対する啓発・広報活動を進め、人権に対する市民の意識の高揚を図っていく必要があります。

トピック

平成 22 年 2 月策定の長野県人権政策推進基本方針では、「様々な人権課題」として北朝鮮当局による人権侵害があげられています。これを受けて 24 年度の安曇野市人権教育推進計画でも「様々な人権に関する課題」の項目に「北朝鮮当局による人権侵害」を加えました。

施策指標

指 標	現在(H23)	目標(H29)
人権教育機会数(回/年)	108	120
人権教育参加者数(人/年)	3,165	3,200
人権侵害に関する相談件数(件/年)	134	100

具体的な施策

① 人権教育・啓発の推進

広報をはじめ、あらゆる場を活用した啓発活動を行い、人権に対する市民意識の高揚に努めます。
また、家庭、地域、学校、職場における人権にかかわる学習会や講演会、研修会などあらゆる場において人権教育活動を推進し、人権に対する正しい理解を促進します。

② 人権擁護団体の育成支援

人権擁護団体の育成を図り、法務局や人権擁護委員などと連携しながら、人権に関する啓発・相談活動を支援します。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市生涯学習推進計画	平成21年度～平成29年度
安曇野市人権教育啓発推進計画	平成20年度～

市民に期待される役割

- ・基本的人権の尊重
- ・人権学習会への参加



第1節 経営的視点の行財政運営がなされるまち

1 地域情報化の推進

- ① 地域情報ネットワークの構築
- ② 情報化の推進と活用
- ③ 情報セキュリティ対策の推進

基本方針

「安曇野市情報化計画」に沿って地域の情報化を推進し、「知る 参加する 躍動する 情報のまち 安曇野市」を目指します。

現 状

情報通信のインフラなどの整備については、概ね良好ですが、ネットワークの高速化の進行、新たなセキュリティ脅威も増す中で、新たな情報通信手段として「スマートフォン」、「タブレット端末」などの利用が急激に進んできています。

課 題

さまざまな場所で、さまざまな機器により、いつでも情報通信技術の利用が可能となってきています。その中で情報の有効活用力、セキュリティ対応力などが、情報通信技術の飛躍的な発達に追いついていない状況となっています。

トピック

平成 23 年 3 月の「東日本大震災」を期に、災害情報等の伝達手段について、多様化が求められてきており、情報通信技術の有効利用が求められてきています。

施策指標

指 標	現在(H23)	目標(H29)
市内ブロードバンド環境を利用可能な世帯割合(%)	100	100
電子申請・届出システム(数/様式)	3	50

具体的な施策

① 地域情報ネットワークの構築

有線によるネットワーク環境は、概ね整備されてきましたが、新たに無線による情報ネットワークの利用が大きく伸びる中で、その恩恵を市民が享受できるように、環境整備を進めます。

② 情報化の推進と活用

国は平成22年5月の「新たな情報通信技術戦略」の中で、国民本位の電子行政の推進、地域の絆の再生などを掲げ、地域の新たな課題の解決に、情報技術の利用を進めています。

その中で、行政の効率化を一層推進しつつ、市民がより便利に、より安全で充実した生活が送れるように情報化を推進します。

また、利用価値を高めるためにも、最新の情報を収集し編集を実施します。

③ 情報セキュリティ対策の推進

「個人情報の漏洩」、「インターネット等を介した詐欺」などの情報化に対する市民の不安に対応するため、ICT*教育指導者の育成、市民相談窓口などの充実に努めます。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市情報化計画	平成21年度～平成26年度

市民に期待される役割

・情報利用力、情報発信力の向上

* ICT：情報通信技術のこと。

第7章 経営的視点にたった行財政運営の推進

第1節 経営的視点の行財政運営がなされるまち

2 行政改革の推進

- ① スリムで柔軟な組織・人事体制の構築
- ② 業務の効率化
- ③ 職員管理・給与の適正化
- ④ 公共施設の効果的利用
- ⑤ 本庁舎等の建設

基本方針

市民と協働し市民に信頼される市政、市民志向の質の高いサービスを提供する市政の実現と「効率的で持続可能な安曇野市の運営」を目指します。

現 状

少子高齢化とそれに伴う人口減少時代の到来など、社会経済環境は厳しさを増し、市民ニーズや地域の課題は複雑かつ多様化し、従来にも増して質の高い行政サービスへの期待が高まっています。これらに的確かつ柔軟に対応し、簡素で効率的な行政運営の実現に向けた取り組みを着実に進めることが求められます。

課 題

市民からの要望が多岐にわたり、専門的能力をもった人材の育成が求められます。
また、安曇野市行財政改革大綱に掲げた実施計画を確実かつ着実に推進する必要があります。

トピック

「第2次安曇野市行財政改革大綱実施計画」では、市民との協働体制推進、本庁機能と総合支所機能の見直しと組織体制の確立、業務の効率化、公的施設の効果的利用、健全な財政基盤の確立を、行財政改革推進のための重点項目として掲げています。

また、地域主権改革の進展により、権限移譲等が進み、市が行うべき業務が拡大しています。

施策指標

指 標	現在(H23)	目標(H29)
市職員数(人)	750	735

具体的な施策

① スリムで柔軟な組織・人事体制の構築

市職員が全体の奉仕者であることを改めて自覚し、職員のやる気や意欲の高揚を図り、職員一人ひとりの潜在能力を十分に引き出し、組織力の拡充と強化に努めます。

また、本庁舎建設のメリットである行政資源(ヒト・モノ・カネ・情報)の集約により、新たな行政課題に対応します。

② 業務の効率化

行政評価制度*の導入により、既存事務事業の評価・見直しを行い、業務の外部化を含む選択的・効果的な投資の実現を図り、NPM(New Public Management)の視点に基づく行政運営の確立を目指します。

③ 職員管理・給与の適正化

効率的かつ弾力的な人員配置を行なうとともに、定員適正化計画に基づく適正な定員管理に努めます。

また、人材育成システムの中心となる人事評価制度により、給与制度への適正な反映に努めます。

④ 公共施設の効果的利用

指定管理者制度*を活用し、民間が持つノウハウを生かした質の高いサービスの提供に努めます。

また、社会経済状況の変化に柔軟に対応した公共施設のあり方を検討し、より効果的、効率的な施設運営に努めます。

⑤ 本庁舎等の建設

基本計画のスケジュールのとおり、建設事業を進めます。

また、ソフト面としては、平日の業務時間延長及び休日開庁を見据えた窓口サービスや休日開放を含めた庁舎管理のあり方などについて調査研究及び検討を行います。

関連個別計画

計画名	計画期間
安曇野市定員適正化計画	平成25年度～平成29年度
財政計画	平成24年度～平成32年度
人材育成基本方針	平成19年度～
第2次安曇野市行政改革大綱	平成22年度～平成26年度
安曇野市アウトソーシング計画	平成19年度～平成26年度

市民に期待される役割

・市政への参画

*行政評価制度：市が実施する施策、事務事業について、事前・実施中・事後にその妥当性や成果をできるだけ客観的な基準で判定し、結果を数値等で市民に示すとともに、予算執行・計画策定・事務事業の見直しなどに反映させていく制度。

*指定管理者制度：「公の施設」の管理運営主体は、公共性の確保の観点から、市の出資法人や公共的団体に限られていたが、地方自治法の改正により、民間事業者も含めた幅広い団体にも管理運営を委ねられるように定められた制度。

第7章 経営的視点にたった行財政運営の推進

第1節 経営的視点の行財政運営がなされるまち

3 開かれた市政の推進

- ① 広報制度の充実
- ② 行政資料の公表・情報提供の充実

基本方針

広報紙やホームページ、防災行政無線などの多様な広報媒体を活用し、内容の充実を図り市民へ迅速かつ分かりやすい情報提供に努め、活発な広報活動を推進します。

また、市民の市政への参加促進につながるようなさまざまな情報提供に努めます。

現 状

広報紙、ホームページなどの広報媒体を活用し、市民への情報提供に努めています。

また、生涯学習に対する意欲と市政への関心を高めていただき、これからのまちづくりを共に考えていただくきっかけづくりとして、「協働のまちづくり出前講座」を開設し、市の施策や制度についてわかりやすく説明する機会を設けています。

さらに、施策の検討経過などをつまびらかにするため、審議会などの会議概要をホームページで公表しています。

課 題

広報手段としては、広報紙、ホームページが中心となっています。広報紙については、新聞折込み方式が大半のため、広告などとの区別ができない場合がありますので、折込み日（発行日）を事前に周知するなど、市民に確実に手にとってもらえる方策が必要です。

また、ホームページは、これに掲載できる情報量、情報発信の迅速性の面で非常に有効な手段ですので、常に最新のデータが掲載できるよう、職員の操作技術の向上に努める必要があります。ただし、インターネットは、全世帯には普及していないため、情報の受け取り手に偏りが発生する可能性があるため、これ以外の広報手段と組み合わせる必要があります。

トピック

安曇野市内において、コミュニティFM放送局が平成24年11月に開局し、新たな広報媒体となる可能性も期待されます。

施策指標

指標	現在(H23)	目標(H29)
市のホームページへのアクセス件数	631,400	640,000

具体的な施策

① 広報制度の充実

広報あづみのや市のホームページ、防災行政無線、出前講座などの内容充実を図り、市民が知りたいと思う情報を提供します。

② 行政資料の公表・情報提供の充実

市民の市政への参加促進のため、多様な媒体を活用し、行政の持つさまざまな情報を提供する環境を充実していきます。

市民に期待される役割

・市政への関心と行政情報の入手への意識の高揚



第7章 経営的視点にたった行財政運営の推進

第1節 経営的視点の行財政運営がなされるまち

4 健全な自治体経営の推進

- ① 健全な財政運営
- ② 安定した財政基盤の確保
- ③ 広域行政の推進

基本方針

計画行政に徹するとともに、組織機構の見直しや行政改革により、予算編成・予算執行の適正化を図り、持続可能な健全財政の運営を目指します。

また、公平な課税、的確な課税客体の把握とともに、広報活動をより一層充実させることにより、収納率(収入率)を向上します。

さらに、広域的な地域づくりを進めるため、より効率的な広域連携を進めていきます。

現 状

地方分権の進展に伴い、自己責任のもとで自主的・自立的に行政を行う地方自治の役割は、ますます重要になっており、今後大型事業が予定されていることから、財源確保に努める必要があります。

また、大口困難案件の徴収業務、後期高齢者医療制度、消防、ごみ・し尿処理など市の業務の一部について広域連携を図ることで業務の効率化を図っています。

さらに、「松本地域出産・子育て安心ネットワーク事業」、「アルプス地域地下水保全対策に関する連絡会議」など、県、近隣市町村などと連携し、松本地域の課題の解決に取り組んでいます。

課 題

健全で効率的な財政運営と市税などの安定的確保を進めるため、収納率の向上を目指す必要があります。

また、滞納額が減少に転じたとはいえ、滞納が累積しているため、滞納額をさらに縮減していく必要があります。

さらに、交通網の整備や情報通信手段の発達・普及により、市民の生活圏が市の枠を越えて拡大していることから、広域的な地域づくりを進めることが必要です。

トピック

国は、平成 20 年度末で地域の振興を図り、行政機能の分担などを推進してきた従来の広域行政圏施策を廃止し、今後の広域連携は、地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議によることとしました。

施策指標

指 標	現在(H23)	目標(H29)
税収納率(現年分)(%)	98.46	98.50
実質公債費比率(3年平均)(%)	12.9	12.0

具体的な施策

① 健全な財政運営

経済動向や地方財政計画などにより再度財政計画の見直しを行うとともに、実施計画による事業の反映などを行い、公債費の平準化を図るなどバランスのとれた財政運営を目指します。

② 安定した財政基盤の確保

公平な課税と、的確な課税客体の捕捉に努めるとともに、より一層の広報活動の充実により、収入率の向上を図り、安定した財政基盤の確保に努めます。

また、納税者の利便性を高め、収納率の向上を図るとともに、さらなる滞納額の縮減により、自主財源の確保に努めます。

さらに、自主財源の確保対策として、不用財産の処分、貸付などを進め、財源の確保に努めます。

③ 広域行政の推進

より広域化する市民の行政需要にこたえるため、国、県、関係市町村との連携を強化し広域的な課題の解決に取り組みます。

関連個別計画

計画名	計画期間
財政計画	平成24年度～平成32年度

市民に期待される役割

・納税意識の向上

資料編



23 企画 37-1 第 25 号
平成 24 年 2 月 1 日

安曇野市総合計画審議会会長 様

安曇野市長 宮澤 宗弘

諮 問 書

本市は、平成 20 年度に第 1 次安曇野市総合計画（基本構想、前期基本計画）を策定し、「北アルプスに生まれ ころろ輝く 田園都市 安曇野」の将来都市像の実現に向けて、まちづくりを進めてきております。

この第 1 次総合計画の前期基本計画の計画期間が、平成 24 年度をもって終了することから、これまでの成果を踏まえたうえで、市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための後期基本計画の策定等について、市政の課題を着実に解決し、将来にわたり持続可能な行財政運営の確立を図る観点から、貴審議会の調査及び意見を求めます。

平成 24 年 12 月 19 日

安曇野市長 宮澤 宗弘 様

安曇野市総合計画審議会
会長 沼尾 史久

安曇野市総合計画について（答申）

平成 24 年 2 月 1 日付け 企画 B アー 1 第 25 号で質問のありました安曇野市総合計画策定について、前期基本計画の検証を行うとともに市民意向調査・市民ワークショップなどの意見を参考に、慎重なる審議を重ねたうえで、別添の安曇野市総合計画（素案）を策定したので答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、下記事項に十分配慮されるとともに、計画の達成に向けて努力されるよう要望します。

記

- 1 安曇野市の均衡ある発展を目指して、基本構想に掲げた 5 つの分野別基本方針と 2 つの都市経営方針に基づく施策を推進し、将来都市像である「北アルプスに生まれ 共に響き合う 田園産業都市 安曇野」の実現に努めること。
- 2 本計画で示す市の目指すべき姿、計画の趣旨や内容を分かりやすい形で市民に周知するとともに、計画の推進にあたっては、広く市民の理解と協力を求めること。
- 3 行政の役割の変化を踏まえて、多くの市民などの参加・参画を求め、時代の変化に対応しながら、施策の展開に努めるとともに、行財政改革を進め堅実な都市経営を行うこと。

計画策定の経過

安曇野市総合計画審議会

年月日	区 分	主な内容
平成 24 年 2 月 1 日	第 1 回安曇野市総合計画審議会	委嘱書の交付 後期基本計画等について(諮問) 後期基本計画の策定方針の確認
5 月 16 日	第 2 回安曇野市総合計画審議会	市の将来人口等の推計の検討 市民意向調査結果の検討 前期計画の検証 基本構想の検討
6 月 27 日	第 3 回安曇野市総合計画審議会	計画の構成等の検討
7 月 18 日	第 4 回安曇野市総合計画審議会	前期基本計画施策調査の報告 後期基本計画の方向性の検討
8 月 22 日	第 5 回安曇野市総合計画審議会	市民ワークショップ及び中学生ワークショップの報告 後期基本計画第 1 次素案の検討
9 月 26 日	第 6 回安曇野市総合計画審議会	後期基本計画第 1 次素案の検討 基本構想の一部変更の検討
11 月 6 日	第 7 回安曇野市総合計画審議会	基本構想の一部変更の検討 総合計画第 2 次素案の検討
11 月 28 日	第 8 回総合計画審議会	総合計画第 3 次素案の検討 答申(案)の検討
12 月 19 日	第 9 回総合計画審議会	総合計画(素案)の検討・答申

市民ワークショップ等

年月日	区 分	主な内容
平成 24 年 5 月 12 日	第 1 回市民ワークショップ	オリエンテーション 等
5 月 26 日	第 2 回市民ワークショップ	安曇野市全体の現状の検討
6 月 9 日	第 3 回市民ワークショップ	分野別の市の現状、課題等の検討
6 月 30 日	第 4 回市民ワークショップ	分野別の現状と課題の解決策等の検討
6 月 30 日	第 1 回中学生ワークショップ	「安曇野市の好きなところ、嫌いなところ」
7 月 7 日	第 2 回中学生ワークショップ	「安曇野市をどんな市にしたいですか」
7 月 21 日	第 5 回市民ワークショップ	まちづくり提言書の確認
8 月 1 日	中学生ワークショップ提言書の提出	市長へ「十五歳が未来へ送るマニフェスト」の提出と 市長と意見交換
8 月 8 日	市民ワークショップ提言書の提出	市長へ市民ワークショップ提言書の提出

市民意向調査等

年月日	区 分	主な内容
平成 24 年 2月 24 日～3月 9 日	市民意向調査	対象者：18 歳以上の市民 2,500 人 回答数：1,175 票 (回収率 47%)
平成 24 年 12 月 27 日～ 平成 25 年 1 月 25 日	パブリックコメントの実施	5 名 38 件

地域審議会

年月日	区 分	主な内容
平成 24 年 11 月 2 日	地域審議会諮問式	基本構想の一部変更について (諮問)
11 月 5 日	穂高地域審議会	基本構想の一部変更について
11 月 6 日	三郷地域審議会	基本構想の一部変更について
11 月 13 日	堀金地域審議会	基本構想の一部変更について
11 月 19 日	明科地域審議会	基本構想の一部変更について
11 月 29 日	豊科地域審議会	基本構想の一部変更について
12 月 3 日	明科地域審議会	基本構想の一部変更について
12 月 6 日	穂高地域審議会	基本構想の一部変更について
12 月 11 日	堀金地域審議会	基本構想の一部変更について
12 月 12 日	三郷地域審議会	基本構想の一部変更について
12 月 13 日	豊科地域審議会	基本構想の一部変更について
12 月 20 日	地域審議会答申式	基本構想の一部変更について (答申)

市議会

年月日	区 分	主な内容
平成 24 年 5 月 29 日	議会全員協議会	基本的事項について 総合計画審議会について 市の将来人口等の推計について 市民意向調査について 市民ワークショップ等について
11 月 26 日	議会全員協議会	基本構想、基本計画策定概要について 総合計画後期基本計画の策定の経過等について 市民ワークショップ提言書 等
平成 25 年 1 月 9 日	議会全員協議会	第 1 次安曇野市総合計画後期基本計画の策定等について
2 月 21 日	3 月定例会	第 1 次安曇野市総合計画基本構想の変更について (提出)
3 月 19 日	3 月定例会	第 1 次安曇野市総合計画基本構想の変更について (議決)

庁議・庁内策定組織等

年月日	区 分	主な内容
平成 23 年 7 月 4 日	行政経営会議	第 1 次安曇野市総合計画後期基本計画の策定について
平成 24 年 3 月 12 日 ～4 月 9 日	施策調査 (庁内各所管課)	前期基本計画の基本施策及び具体的な施策の検証と 後期基本計画の方向性
平成 24 年 5 月 11 日 ～平成 25 年 2 月 15 日	庁内会議	総合計画策定庁内委員会 各所管課調整会議
12 月 25 日	庁議 (臨時政策会議)	総合計画 (案) の決定
平成 25 年 2 月 1 日	庁議 (部長会議)	パブリックコメント実施状況報告
2 月 7 日	庁議 (臨時政策会議)	パブリックコメント等を反映した総合計画 (案) の決定
3 月 21 日	庁議 (部長会議)	総合計画の決定

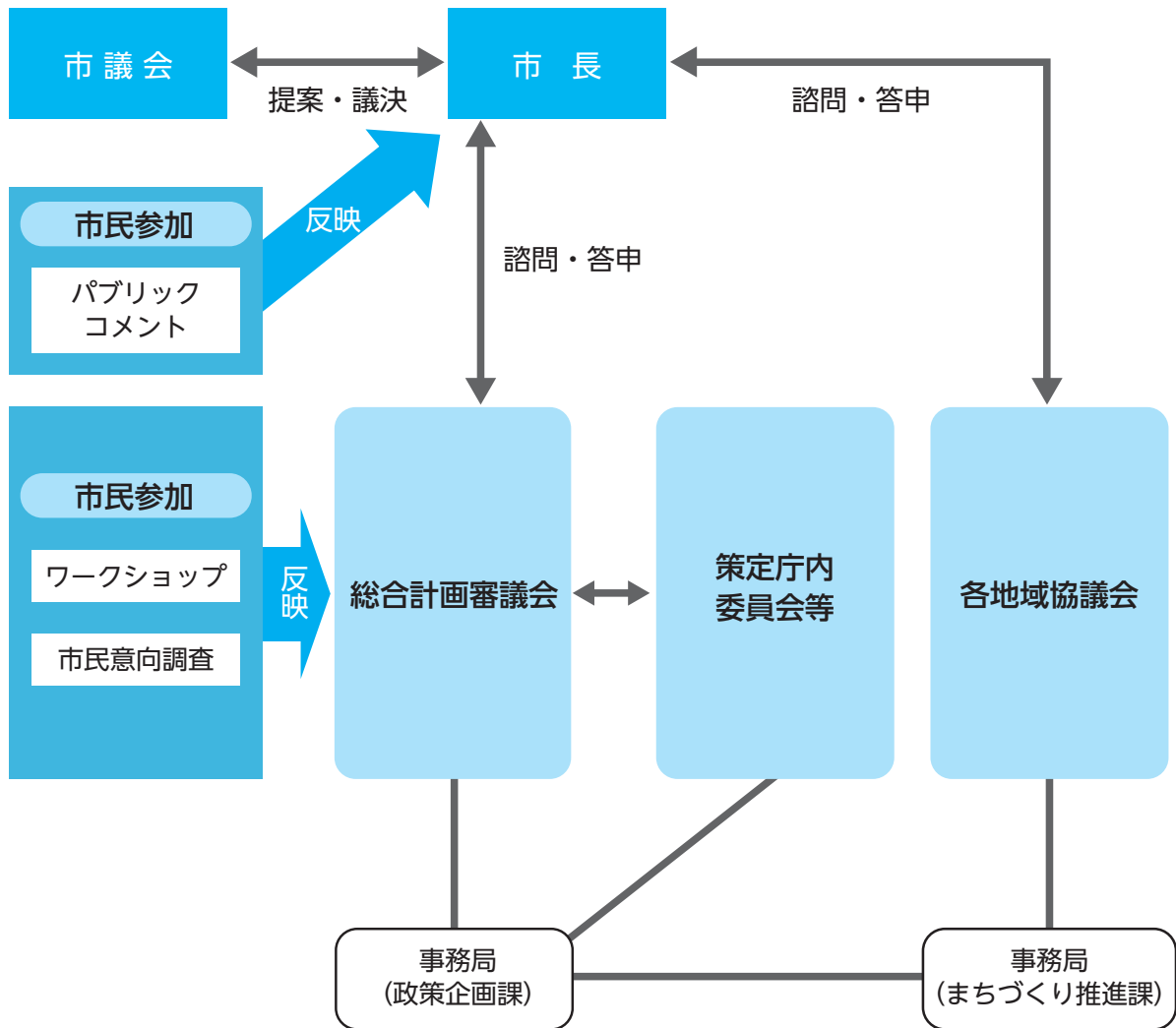


安曇野市総合計画審議会委員名簿

(平成24年2月1日～平成25年3月31日) 敬称略 順不同

条例の区分	役職名等	氏名	備考
(1) 民間諸団体の代表者	安曇野市商工会 会長	会田 二郎	H24.5.20 まで
	//	齊藤 正昭	H24.5.21 から
	あづみ農業協同組合 代表理事組合長	鈴木 章文	H24.5.24 まで
	//	千國 茂	H24.5.25 から
	安曇野市観光協会 会長	宇留賀 元亮	
	安曇野市区長会 副会長兼事務長	那須 誠	
	安曇野地区労働者福祉協議会 会長	松澤 学	H24.9.12 まで
	//	宮島 哲広	H24.9.13 から
(2) 学識経験を有する者	松本地方事務所長	北原 政彦	
	安曇野建設事務所長	中山 茂	H24.3.31 まで
	//	油井 均	H24.4. 1 から
	信州大学経済学部 教授	沼尾 史久	会 長
	安曇野市教育委員会 委員長職務代理	野本 教子	副会長 H24.11.8 まで
	//	望月 正勝	副会長 H24.11.9 から
	安曇野市農業委員会 会長	板花 守夫	
(3) 各地域審議会委員	豊科地域審議会 会長	山本 紘子	
	穂高地域審議会 会長	清澤 仁一	
	三郷地域審議会 会長	松岡 光正	
	堀金地域審議会 委員	林 公也	
	明科地域審議会 副会長	矢花 正一	
(4) その他市長が必要と認める者	安曇野市三師会 副会長	上條 義光	
	安曇野工業会	青木 基一	
	安曇野市PTA連合会 会長	丸山 今朝登	
	安曇野市民生児童委員協議会	増田 早苗	
	中央公民館 館長	内田 浩志	H24.3.31 まで
	//	千國 温	H24.4.1 から
	公募委員	遠藤 武文	
	//	三好 一賢	
	//	江森 豊	H24.11.30 まで
	//	松井 昭	
//	大屋 進		

計画の策定体制





第1次安曇野市総合計画

基本構想
後期基本計画

[平成25年度～平成29年度]

発行：平成25年3月

編集：安曇野市 企画財政部 企画政策課

〒399-8205 長野県安曇野市豊科4932番地46

TEL:0263-71-2000/FAX:0263-71-5000